

平成28年度宍粟市予算決算常任委員会（決算委員会）会議録（第4日目）

日 時 平成28年9月15日（木曜日）

場 所 宍粟市役所議場

開 議 9月15日 午前9時00分

付託議案

（まちづくり推進部）

第 93号議案 平成28年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について

（教育委員会）

第 93号議案 平成28年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について

出席委員（9名）

委員長	飯 田 吉 則	副委員長	西 本 諭
委員	鈴 木 浩 之	委員	林 克 治
"	東 豊 俊	"	実 友 勉
"	高 山 政 信	"	岡 前 治 生
"	小 林 健 志		

出席説明員

（まちづくり推進部）

次 長	平 瀬 忠 信	次長兼人権推進課長	富 田 健 次
市民協働課長	樽 本 勝 弘	市民協働課副課長	菅 野 達 哉
消防防災課長	田 路 仁	人権推進課副課長兼総合相談係長	大 田 敦 子
市民協働課副課長兼係長	西 嶋 義 美	人権推進課副課長	柴 原 宏 二
消防防災課副課長	鳥 居 長 則	一宮市民局副局長	井 上 憲 三
波賀市民局長	松 木 慎 二	千種市民局副局長	清 水 忠 二

（教育委員会）

部 長	藤 原 卓 郎	次 長	前 田 正 人
教育総務課長	橋 本 徹	教育総務課副課長	中 尾 美 恵 子

教育総務課副課長兼係長	西 林 文 隆	学 校 教 育 課 長	山 本 哲 史
学 校 教 育 課 副 課 長	世 良 重 信	学 校 教 育 課 副 課 長 兼 係 長	谷 尻 博 誉
こ ども 未 来 課 長	中 尾 善 弘	こ ども 未 来 課 副 課 長	福 井 由 貴
こ ども 未 来 課 副 課 長 兼 係 長	新 藤 美 穂	山 崎 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	大 前 和 浩
一 宮 波 賀 学 校 給 食 セ ン タ ー	澤 田 博 文	千 種 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	森 井 修 司
社 会 教 育 文 化 財 課 長 兼 係 長	田 路 正 幸	社 会 教 育 文 化 財 課 副 課 長	原 真 弓
社 会 教 育 課 学 遊 館 館 長	大 砂 正 則		

事務局

局 長 岡 崎 悦 也 次 長 上 長 正 典

(午前 9時00分 開議)

飯田委員長 おはようございます。

ただいまから27年度決算に係る審査を行います。本日も続けて、決算委員の皆様には御苦労さんでございます。

ただいまからまちづくり推進部の審査に入るわけでございますけれども、その前に説明職員の方をお願いをいたします。

説明職員は、説明及び答弁を自席で着席のままをお願いいたします。どの説明職員が説明及び答弁をするかが、委員長席からはわかりづらいので、挙手をし、「委員長」と発言して、委員長の許可を得てから発言をしてください。事務局がマイクの操作をいたしますので、ランプがついたのを確認して、発言を行ってください。

なお、答弁は、質疑に対して的確に整理して行ってください。よろしく願います。

それでは、まちづくり推進部の審査を始めます。

平瀬次長。

平瀬次長 失礼いたします。

連日の審査、大変御苦労さまでございます。本日、まちづくり推進部の平成27年度決算に係る審査をよろしく願います。

最初に、大変申しわけございませんが、1カ所資料の訂正をお願いをさせていただきたいと思っております。

本日、まちづくり推進部から提出をさせていただいております決算委員会資料の24ページをお願いいたします。

24ページの番号47番の欄の右から2番目の根拠法令要綱等の欄でございますが、現在、「宍粟市自治会集会施設整備等補助金交付要綱」となっておりますが、これにつきましては、「宍粟市地域づくり活動促進事業補助金交付要綱」の間違いでございますので、訂正をお願いいたします。大変申しわけございませんでした。

それでは、最初に私のほうから、平成27年度の概要につきまして、説明をさせていただきますが、座って説明をさせていただきますことをお許しいただきたいと思います。

平成27年度まちづくり推進部では、まちづくり・人づくりを一体的に推進する機構に再編させていただきまして、次のような取り組みを進め、地域が元気になり、市民が住みたくなる、住み続けたいと思ってもらえるまちづくりを進めさせていただきました。

まず、平成27年11月より交通空白地の解消と交通弱者への利便性の向上を目的として、市民が住んでいる地域で、いつまでも安心して暮らせるように、また、通勤通学者の移動手段として利用できるように、公共交通の再編に取り組み、実施時期を5カ月前倒しして、実施をさせていただきました。

次に、男女共同参画につきましては、講演会の開催や、婦人会組織の解体により、市内の女性が地域づくりに積極的にかかわってもらうきっかけづくりを進めた結果、女性の活躍を促し、全ての人が生き生きと暮らせる男女共同参画の実現と元気なまちづくりの実践につなげることを目的に、平成28年3月に女性による自主的な組織、「しろうウィメンズネット“mimosasa”」が設立され、女性参画の推進を図りました。

次に、市民の安全・安心のため、市民の平時の災害への備えと発災時の円滑かつ安全な避難行動の確保のため、地域防災計画の見直しと災害ハザードマップを作成して、全戸配布をするとともに、地域の防災情報を共有し、災害時に迅速で適切な行動ができるように、自主防災マップ作成の講習会を開催し、地域防災力の推進を図りました。

次に、定住促進につきましては、平成27年度から定住コーディネーターを配置し、空き家バンクの充実と移住相談業務を重点的に実施することによりまして、36件の空き家バンクの新規登録や、22件の成立があるなど定住に向けた取り組みを推進しました。

いずれにいたしましても、市民が住みたくなる、住み続けたいと思ってもらうまちづくりを進めるとともに、地域づくりはその地域や自主的にかつ元気なコミュニティ活動を醸成しながら自治会を活性化させ、地区活動を拠点に元気ある地域をつくる必要があり、市としましては、その取り組みに関しましても、今後も支援をしていきたいと考えております。

以上で、まちづくり推進部の概要とさせていただきます。

次に、内容につきましては、富田次長より説明をさせていただきます。

飯田委員長 富田次長。

富田まちづくり推進部次長兼人権推進課長 おはようございます。失礼いたします。連日の審査御苦労さまでございます。

それでは、私より本日提出しております決算委員会資料並びに平成27年度主要施策成果説明書の中で、まちづくり推進部と各市民局の関係事業に係る部分の御説明を申し上げます。

まず、決算委員会資料をお願いいたします。

1 ページには、市民協働課の主な取り組みをまとめております。

1 つ目の生活交通対策については、公共交通の再編に向けた条件整備に取り組み、その運用を約 5 カ月前倒しして、平成27年11月 2 日から開始をいたしました。なお、平成27年度での小型バス25路線の利用者数は8,572人、1 便当たり0.92人となっております。

次に、市民との協働による新たなまちづくりについては、新たなコミュニティの形成の必要性に鑑み、新たなまちづくりの活動範囲を15地区としたコミュニティ醸成新事業を創設した中で、山崎4地区、波賀1地区において、地区コミュニティ活動など、累計10の活動が行われました。

また、本町及び市民局に、地域づくり専門員を配置することで、生涯学習推進事業を初めとする人権尊重のまちづくりや、住民の自主的なまちづくり・人づくり活動を一体的に推進したほか、地域力の維持強化、地域活性化を促す担い手を地域外から積極的に招き、その定住、定着、起業を図る地域おこし協力隊事業に取り組みました。

なお、地域おこし協力隊につきましては、募集・面談の結果、4名を採用し、地域にそれぞれ配置することができました。

次に、定住促進については、平成27年度からの定住促進コーディネーターの配置により、移住希望者と空き家所有者とのきめ細かな調整が図られ、結果としまして、空き家バンク制度の利用者に関しては、対前年度比で3倍となる9世帯の転入となりました。

次に、スポーツの振興につきましては、「スポーツ立市」を重点施策と位置づけた中で、団体地域との協働による各種スポーツ大会の開催で、スポーツを通じた交流と宍粟のPRが図られました。

また、元気な宍粟の実現に向けた市民スポーツ活動の推進として、4カ所のウォーキングロードモデルコースの設置、各事業者、団体へのラジオ体操の推奨、サッカー、カヌー教室の開催にも取り組みました。

2 ページをお願いいたします。

2 ページには、人権推進課の主な取り組みをまとめております。

人権推進課につきましては、平成27年度より、まちづくりと人づくりを一体的に進めるために、人権推進男女共同参画及び消費者行政を一元的に人権推進課で所掌し、市民サービス向上に努めてまいりました。

人権推進事業については、人権施策推進計画の改定や、差別や人権侵害、日常生活における悩みなど、延べ120件のさまざまな市民相談に対応してまいりました。

また、城下ふれあいセンターを拠点に取り組んでいるいきいき地域づくり事業においては、延べ25件の市民相談への対応や各種教養講座等を通じて、地域福祉の向上と人権尊重のまちづくりを推進いたしました。

人権啓発については、「人権のゆうべ」や人権の集い、及び人権啓発冊子「そよ風」の作成に取り組みました。男女共同参画の取り組みにつきましては、男女共同参画講演会を開催したほか、市内の女性が地域づくりに積極的にかかわってもらうきっかけづくりに取り組みました。その結果につきましては、先ほど部長のほうからございましたように、女性による自主的な活動組織「しろうィメンズネット“mimosas”」が本年3月に設立されたところでございます。

消費者行政推進の取り組みにつきましては、消費生活センターにおいて、相談問い合わせを含め、182件の消費生活相談への対応、出前講座などの啓発事業に取り組みました。

また、消費生活センターを業務機関として、確たる位置づけとするための条例設置への移行も図りました。加えて、宍粟市消費者協会との連携による消費者教育、啓発活動にも取り組んでおります。

2ページから3ページにかけて、消防防災課の主な取り組みをまとめております。

消防防災課につきましては、市民の安心・安全のため、自助・共助・公助を基本にしたまちづくりを推進いたしました。

まず、防災に関する取り組みにつきましては、市民の平時からの災害への備えと発災時の円滑かつ安全な避難行動の確保のため、防災計画の改定と宍粟市災害ハザードマップの作成、全戸配布に取り組みました。加えて、地域の防災情報を共有し、災害時に迅速で適切な行動ができるように、自主防災マップ作成の講習会にも取り組んでおります。また、平成27年度の宍粟市総合防災訓練については、山崎西小学校をメイン会場として実施する中で、災害発生時の対応力向上のため、福祉避難所開設、要配慮者の避難行動訓練の導入、災害ボランティアセンター開設訓練にも新たに取り組んでおります。

次に、消防団に関する取り組みにつきましては、団員が減少している中で、消防団の活動推進と維持強化のため、平成28年度からの専任の副団長2名を置くことの決定を含めました、団本部・分団・部の再編を行うとともに、関係いたします消防資機材の更新にも取り組んでおります。

そして、出会いの機会が制限されている消防団員を対象とした婚活イベントを3回実施し、17組のカップルが成立、3組が成婚となっております。また、西はりま消防組合の消防救急体制の充実にかかわる必要経費の負担を行っております。

防犯対策につきましては、自治会館の通学路の安全確保として、54基の防犯灯が設置できたほか、犯罪の発生抑止等の取り組みとして、自治会内の防犯カメラの設置補助を行い、市内12カ所に防犯カメラが設置できるなど、地域との協働による安全・安心のまちづくりを推進いたしました。

交通安全対策につきましては、宍粟警察など、市内の関係機関と連携して、交通安全教室や交通安全キャンペーンを実施し、交通安全の意識を高める取り組みを実施しました。

なお、各課事業の実施等に当たっては、各市民局との連携をもって、それぞれ推進してきたところでございます。

続きまして、4ページ以降の説明をさせていただきます。

ちょっと走ります。4ページから9ページは、各課の委託業務に関する資料となっております。

10ページから12ページにつきましては、工事請負に関する資料、13ページにつきましては、神姫バス山崎待合所を利用される方の自転車駐輪場の整備に伴います土地購入費となっております。

14ページから15ページにつきましては、各課の備品購入に係る資料、16ページは消火栓の新設や雨量計の電気代など、関係事業特別会計への繰出金の状況等でございます。

17ページは、西はりま消防組合への負担金の内訳を円単位で示した資料となっております。18ページから29ページ、たくさんございますけれども、各課における補助金支出に関する資料となっております。

30ページと31ページは、先ほどの補助金支出とも関連はございますけれども、平成27年度の「しそく元気げんき大作戦」事業の審査結果の一覧です。

32ページは、空き家バンクの登録の状況です。なお、32ページの資料の最上段の表にあります、うち現在登録数は、平成28年9月1日現在で継続して物件登録していただいている件数を示す数字でございます。

33ページから40ページは、人権推進課の市民相談、いきいき地域づくり事業（市民相談）、消費生活相談、人権啓発事業、男女共同参画に係る啓発等事業、女性によるまちづくり活動支援事業、西播磨人権の集い事業の状況を示した資料となっております。

おります。

最後に、41ページは、消防団の概要に関する事業となっております。なお、41ページの表の項目3の分団数、団員数は、それぞれ各年度の4月1日現在の数値、それから、項目4と5の組織及び消防機械機器の数字は、平成27年4月1日現在の数値となっております。

続きまして、別冊でございます。平成27年度主要な施策の成果説明について、御説明申し上げます。

まちづくり推進部並びに各市民局の関係事業につきましては、成果説明書の40ページから51ページとなっております。40ページをお願いいたします。

下段のしそよう元気げんき大作戦事業について、主な支出費目は、審査会委員への報償と活動団体への補助金となっております。

41ページをごらんください。41ページ下段の地域おこし協力隊事業について、主な支出費目は、隊員への報酬、隊員募集に係る広告料、事業支援に係る関係団体への委託料、隊員の住居、パソコン、自動車に係る使用料及び賃借料となっております。

42ページをお願いいたします。42ページのいちのみやふるさとまつり運営事業補助金、それから、過疎地域等集落ネットワーク形成支援事業、43ページ上段のふれあいフェスタ実施事業補助金については、それぞれイベント実行委員会の補助金や団体への補助金が支出となっております。

43ページ下段の公共交通再編事業については、バス停等の改修処分に係る委託料、バス停2カ所の設置、改修に係る工事請負費、待合所の視線誘導機材の購入に係る原材料費、公共交通再編に伴います運行事業者によるバス停設置、音声案内作成に対する補助金が主な費目となっております。

44ページをお願いいたします。44ページ上段の通勤・通学費助成事業については、通勤・通学者15人への助成金が支出内容となっております。

下段の楽しそう定住促進事業につきましては、定住促進員の人件費、ラジオ関西への放送業務委託料、自動車リース料が主な支出となっております。

45ページをお願いいたします。45ページ下段の社会体育活動・スポーツ活動支援事業については、各種スポーツ大会の実施に伴います大会実行委員会や、団体への補助金となっております。

46ページをお願いいたします。46ページ上段の市民スポーツ活動推進事業につきましては、サッカー教室の開催に係ります講師の謝礼、それから、体脂肪計、長座

測定計等の測定をいたします備品購入費、それから、音水湖によります少年少女カヌー教室の実施に伴います委託料等が主な支出となっております。

下段の千種B & G海洋センタープール建設事業につきましては、施設整備に伴う委託料、工事請負費が主な費目となっております。なお、当施設につきましては、平成28年度への繰り越しを行いました。御案内のとおりことし4月に施設の供用開始に至ったところでございます。

47ページをごらんください。47ページ上段の女性によるまちづくり活動支援事業については、2団体への補助を行いました。下段の人権推進事業につきましては、市民相談員等2名の人件費、人権擁護委員の活動及び西播磨人権の集いの開催に伴う経費が主な支出となっております。

48ページをお願いいたします。48ページ上段の人権啓発事業につきましては、人権の夕べの開催、人権啓発冊子「そよ風」の作成、人権推進アドバイザーの活動に係る経費が主な支出となっております。

下段のいきいき地域づくり事業については、市民相談員等2名の人件費、各種教養講座の実施に伴います講師への謝礼、城下ふれあいセンターの使用料が主な支出となっております。

49ページをお願いいたします。上段の消費者行政推進事業については、消費生活相談員2名の人件費、PTA教育講演会の実施に伴います講師への謝礼、啓発用機材の購入、それから、宍粟市消費者協会への補助金が主な支出となっております。

下段の防犯カメラ設置補助金については、12カ所の防犯カメラ設置に伴う補助金を支出しております。

50ページをお願いいたします。消防団婚活イベントにつきましては、参加者への記念品代、イベント業務の委託料、それから、バス借り上げに伴う賃借料、施設使用料、会場整備に伴います工事請負費について、支出を行っております。

51ページ上段の宍粟市防災訓練につきましては、平成27年11月1日に実施いたしました防災訓練に係る倒壊建物の設置撤去に係ります委託料、それから、関係者送迎バスの借上料等支出しております。

以上、簡単でございますけれども、平成27年度まちづくり推進部並びに関係いたします市民局の事業の主な事業の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

飯田委員長　まちづくり推進部の説明は終わりました。

これより審査に入ります。

通告がございますので、順次質疑を行っていただきます。

東委員。

東委員 それでは、まちづくり推進部に質疑の通告をしておりますので、通告に沿ってお聞きしたいと思います。

主な施策の成果説明書によりますけども、まず1点目は、40ページの下段にあります、しそ元気げんき大作戦事業について、お聞きをします。

御案内のとおり、これは住民主体の活力あるまちづくりという大きな目的を持っておるんですが、予算に対して、執行額が大幅な減となっております。また、平成26年度と比較しても少ない金額になっているんですが、予算は約2,000万円、執行額が約400万円、平成26年度にしても700万円の執行となっております。いずれにしても随分少ない大幅な減となっておりますけども、これは、地域活動を重視した支援にシフトをして、交流活動など地域の頑張りを応援しようということになっておりました。地域内で活動の対価が循環できる仕組みづくりの支援、それから、持続した活動への誘導となっておりますが、事業全体の伸びが非常に低いということで、手法に何か問題点はなかったのかということ、まず1点目お聞きしたいと思います。

飯田委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 ただいまの御質問につきまして、委員が理解していただいておりますとおり、しそ元気げんき大作戦につきましては、自主自立な取り組みを支援するという形で実施しております。

平成27年度におきましては、持続可能な地域活動を重視し、改正を行いました。ソフトを重視し、年度ごとの活動に上限を設け、テーマを設けるなどして、新たな活動への支援を明確化することによって、取り組みやすくするとともに、新たにこれまでの取り組みを支援する地域コミュニティ醸成支援事業であったり、また、今後の新たなまちづくりに対する話し合いの場を創出していただくための事業等々と振り分けさせていただきました。

そういった結果が大きく影響して、1番の原因としましては、上限を設けたところによりまして、ソフトの部分の取り組みを皆さんも考えていただけようになったのかなとは思っております。

飯田委員長 東委員。

東委員 上限を設けたことによって、事業が減になったと。いわゆる活発化しなかったということですか。上限を設けたことが原因ですか。問題点はなかったのかと

私は聞いたのに対して、それは上限を設けたからそうなってしまったんだということですか。ちょっと意味がわかりにくいんですが。

樽本市民協働課長 これまでの元気げんき大作戦につきましては、ハード事業に特化した取り組みというのが、建物を建てるとか、整備をするというところに、それを使ってどう生かすかというところの部分が若干不足しておる部分がありましたので、今回、ソフトを重視し、余りハードにはお金をかけられないような仕組みにさせていただいております。

その中で、コミュニティビジネスであったり、情報発信といったテーマも設けさせていただいた中で、今回平成27年度の改正によって、若干の減額という取り組みになってるのではないかと考えております。

取り組み団体につきましては、平成26年度が12団体、平成27年度が11団体で、1団体は減っておるわけなんですけども、横ばい状態ではあるのかなと考えております。

飯田委員長 東委員。

東委員 なるほど、ハードからソフトへの取り組みに若干変化をした、それで金額的な減になったけれども、当初の目的の住民主体の活力あるまちづくりに関しては、一応事業としては成り立っていたということですね。そう解釈したらよろしいか。

飯田委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 はい、委員が御意見いただきましたとおり、そのように理解していただけたらと思います。しかしながら、不用額というのは大きな金額になっておりますので、今後も啓発活動等には努めてまいりたいと考えております。

飯田委員長 東委員。

東委員 今、課長から答弁いただいたとおりでいいんですけどね。金額が減になった理由はよくわかりました。ただし活動そのものは、いわゆる停滞はしてないということですから、それはそれでいいと思うんです。ただ、せっかく予算を置いたわけですから、その予算で若干減になった、そうしたらソフトの部分のもう少し、ソフトをふやせばより活発になると思うんで、その辺のまた担当課からの指導を今後もっとすればもっとよくなるんじゃないかなと思うんで、よろしくお願いをしたいと思います。いいですか。

飯田委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 今後、新たなまちづくりを進める中で、地域づくりを行う団体の創出であったり、その活動への支援というのをまた大きく変えていかなければい

けないと思っております。その部分についても、やはり今後協議をしながら、持続可能な地域づくりを目指して、今後も取り組んでまいりたいと思っております。

飯田委員長 ほかに関連が出てますので、鈴木委員。

鈴木委員 よろしく申し上げます。

私は、そのしそ元気げんき大作戦の部分で、関連ですと、平成27年度にこれ何か制度の若干の交付要綱の変更があったかと思うんですけど、どの点が変わったのか、先ほどちょっと上限云々という話は聞きましたけど、それも含めて、大きく変わった点、基本、より活用していただくための変更だと思うんですけども、どの点を変えられたのか教えてください。

飯田委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 大きくは、先ほども申しましたように、活動自体に上限を設けております。以前ですと、活動期間であったり、上限を設けずに活動が適当と認められた部分については支援をするという仕組みになっておりましたが、今回につきましては、1年目から3年目までは45万円、4年目以降は20万円、5年目以降は10万円といった自立できるような活動への支援、制度に変更をしております。また、テーマを設けております、これは、民間の活力を利用した情報発信をできる仕組みであったり、また、昨今皆さん地域で取り組んでおられますコミュニティビジネスへの支援というところで、これにつきましても、やはり最終的には自立していただくような仕組みという形で平成27年度改正を行っております。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 自立に向けてと、年度によってどんどん補助額が下がっていくというのは理解できるんですけども、それを補うための、例えば初年度であったら、ほぼ資金がなかったりとか、もう本当にゼロからのスタートという団体は結構あると思うんですけども、その制度の中で、例えばその方々が何かイベントごとであったり、その作業であったりに出たときの日当的な部分とかというのは、何か補助の中から手当がされる仕組みでしたっけ。

飯田委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 活動される実行委員会であったり、そういった団体の人件費等については、補助の対象外としております。しかしながら、やはり初年度での設備投資であったり、活動の投資の部分、この3年間の間にどう支援するかということの仕組みというのは、柔軟に対応できるようにはさせていただいております。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員　それで、後、そこのそういったイベントごととか、何か企画されてやったときに、収益を例えば若干でも上げるという部分があった場合、そこには何か規制がかかるのでしょうか。

飯田委員長　樽本課長。

樽本市民協働課長　はい、コミュニティビジネスをやっていただいたりとか、そういった収益を挙げられた場合には、次年度への活動への資金という形で、最終的には計上していただいたらと思っておりますので、その部分について、実績報告等で精算させていただいて、精算というのは、次年度へやられるのか、補助として、もう申請を取り下げられるのかということの確認をしながら、進めてまいっております。

飯田委員長　鈴木委員。

鈴木委員　そこで問題になるのが、収益を上げるような事業だったら、次年度の活動経費としてどんどんプールして行って、それに補助金を足して行って、活動が継続できると思うんですけども、やはり人件費、そういった収益を上げないようなものに関して、国の助成制度でも前までは結構団体の構成員に対する支給というのは厳しかったんですけど、やっぱりそれだとゼロというか、もう本当のボランティアで、そんなにできるというのは、そこが団体の継続性のネックになっているんで、1日5,000円でも6,000円でもということは、構成員でも支給できる仕組みに変わっている補助金も結構あるんです。そこが、結構事業内容によっては、継続的であったり、活動を次年度につなげていくというところのネックになってくるような気がするんですけど、そこはもう全く支援した団体の構成員とかということは、もう全くそういうその日の食事代とか交通費とかということも含めて、日当的なものというのは、もう今後も全く支給対象から外していくという話でしょうか。

飯田委員長　樽本課長。

樽本市民協働課長　はい、報償費であったり、人件費等につきましても、収益を上げられる中での適切な支出については、活動費の中で精算していただいたらと思っておりますが、今現在の補助金制度の中では、補助金を人件費に充てるというところはちょっと認められておりませんので、今後そういったことも課題にはなってくるかなとは思いますが、今現在のところは、活動で収益を得られた部分での支払いの中で、人件費、日当をお支払いされている部分については、何ら問題はないかなと思っております。

飯田委員長　鈴木委員。

鈴木委員 こういった市民活動であったりとかというその部分は、収益を上げることだけではないと思うんで、そういう意味で、やっぱりそういうところはしっかりと手当してあげてほしいなと、それが自立にある程度向かうためのあれになってくるのかなという気がするんで、やはり、常に持ち出しでその活動に参加しなければならないとなると、若干やっぱり足が遠のくということも考えられて、広がりやが薄れるかなという気がするんで、ちょっとそのあたりは、ほかの国とか県とかいろいろな民間団体がやっている助成金制度ありますので、その制度の仕組みを見ていただくと、やっぱり大分変わってきているかなという気がしますので、そのあたりちょっと研究いただきたいなということだと思います。

もう一つ、今回のこの元気げんきだけではないんですけど、市の考え方として、いわゆるNPOだったら特定非営利活動法人であったりとか、ノンプロフィットのプロフィットの考え方がどうなのか、本当に1円でも収益を上げてはいけないというものなのか、それともNPO法ではやっぱり人件費であったり、そういったものはきちり手当してもいいけども、資産をふやすようなことはいけないということになっているんですけど、そのあたりの考え方というのは、どう整理されているんですかね。ちょっと、もう全くのゼロという、プロフィットの考え方がわからない部分があるんですけども。

飯田委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 元気げんき大作戦につきまして、今回、コミュニティビジネスといったようなテーマを設けさせていただいております。その中で、やはり今御指摘いただいている部分、収益をどのように上げて、どの辺まで認めていくかというのは、大きな課題として捉えておりますが、活動の中で、先ほども申しましたように、やられた部分で人件費であったり、そういったものをお支払いされている部分については、今年度の元気げんき大作戦については、可能なのかなと思っております。先ほど言われたように、資産を形成していくものにつきましては、やはり補助金を出している限り、やはりその辺精査する必要はあるのかなと思っております。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 今回のしそ元気げんき大作戦の補助の内容の中で、そういった収益を上げられる仕組みがあるというふうに感じられるものと、もう全くこれは完全に団体であったり、個人の持ち出しでしか成り立たないんじゃないかなというものが、混在している部分があるんで、ちょっとそのあたりを、確かに何か売り上げであるとか、収益が上がるものであれば、そこから人件費というのは、全然問題ないとは

思うんですけども、そうではない活動も結構ありますので、その団体がちょっとしんどくなってしまうのかなという気がするので、そのあたりちょっと今後御研究いただければいいかなというふうに思います。

これ、交付の決定であるとか、あと報告ですね。結構国の補助金とか、きつい領収書の添付であるとか、証明とか相当求められて、どういう交付決定の審査と、報告の審査をされているか、概略で結構ですので、教えてください。

飯田委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 しそう元気げんき大作戦につきましては、元気げんき大作戦の認定審査会を設けております。市民の方、公募によって4名と行政機関としまして、まちづくり推進部の部長、この5名によって審査を行っております。その中で、その審査会によって、補助金の支出であったり、金額等々、目的等々を精査してもらった中で、意見書を市長へ報告していただいて、それに基づいて補助金交付申請をいただいております。

その補助金交付申請について、補助金交付決定は事務局側で行っておりますが、実績報告につきましては、同じく市民協働課のほうへ実績報告をいただいております。それにつきましては、添付書類としましては、領収証のコピーであったり云々というのはつけていただいております。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 その交付の交付決定というか、審査に関しては、今までまちづくり協働議会がそれを担っていらっしゃった部分が結構あったと思うんですけど、国の補助金とか、県の補助金は基本その審査って第三者が入っているんです。ただ、どうしても分野的には利害が一致してしまう人が審査に加わる可能性があるので、公表は2年後に公表されたりとかということで、毎年かえたりとかということで、公平性を担保する仕組みが整えられているんです。そのあたりも含めて、ちょっと宍粟市そういった活動をされている方ということ、何かどこにもやっぱりかかわっていただいている方が多いので、どうしても重なってしまう部分はあるのかもしれないんですけど、やっぱりそこは第三者というか、公正・公平な目でチェックしていただける方を入れていただいたほうが、使う側としてもいいのかなというふうに思うんで、そのあたりもまたちょっと御研究いただければなというふうに思います。この件に関しては、これで結構です。

飯田委員長 続いて、高山委員。

高山委員 それでは、私のほうからも質問させていただきます。

先ほど、東委員、また鈴木委員から同じ内容の質疑をされておりました。答弁のほうお聞きをいたしました。それぞれ、我々、私が通告していた内容にほとんど準じておるんですけれども、1つお聞きをしたい部分がありますので、お願いしたいと思います。

私も、この元気げんき大作戦について、昨年度でしたか、一般質問等々でこのように改善をすればいいんじゃないかなという提言もいたしましたし、そのとき、一般質問でなくて、委員会のときにそういった提案もいたしました。この元気げんき大作戦の内容を見ましたら、私が求めていたことにほぼ近づいてきたんじゃないかなと思うんですけれども、先ほどより出ておりましたですけれども、やはり申込者が少ないということもございますし、それから、予算が執行されて、予算が余りにも不用額が出ておるということで、気になるところなんですけれども、先ほど鈴木委員もおっしゃったんですけれども、少しどうですか、ハードルが高いんじゃないかなと、私はそういうふうに思うんですけれども、それぞれ審査されるときに、テーマによって、それぞれ基準が厳しいものがあったり、そういうときにどういう絞り込みがあるのかなと、少し思うんですけれども、例えば、この中で、この団体、自治会単位ですけれども、人数の制限があるのかどうか、その団体そのものにそういった制限があるのかどうか、そのあたりがやはり10人単位とかというそういう縛りがあるのか、そこらあたりがいかかなと私は思うんですけれども。

飯田委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 元気げんき大作戦の申請につきましては、団体等々につきまして、人数的な制限を設けているわけではございません。しかしながら、やはり団体の概要というのは必要になってくるのかなと思っております。

また、審査の内容につきましては、やはり補助金という税金等を投入している関係もございますので、ある一定の資料であったり、報告というのは必要になってくるかなと思っております。

飯田委員長 高山委員。

高山委員 先ほど答弁の中で、市民の方から4名、また部長が1人ということで、計5名が審査に当たっておられるということで、先ほども申しましたけども、その審査のテーマの内容によって、ある程度これが少し無理があるんじゃないかなといったような部分があるかと思うんですけれども、この提案件数から思えば、55%ということで、最終的には少し上がっているようですけど、80%近くになっておるようなんですけれども、このあたり少し基準が厳しいのか、そのあたりが私もしっかり

とつかみきってないんですけれども、提案によって、やはり50%前後ということで、採択されておるといところ、少し厳しいところがあるのかなと思うんですけれども、そのあたりはテーマによってやはり不採択なる部分があるかと思うんで、そのあたりどういうふうに言って表現したらいいのかなと思うんですけれども、テーマがこの基準に沿わないのか、市の思いに沿わないのか、そのあたりはテーマを挙げられた団体に対して、どういった回答を示されておるのかなと、私は思うんですけれども、それは、やはり、今後において、せっかく企画したのにその段階で、やっぱり没になったということは、少しショックも受けますし、これからのやはり元氣げんき大作戦に対するやはり思いもまた違ってくるんじゃないかな、そのあたりどういうふうにその団体に対して、答弁をされたのか、そのあたり今後について、しっかりと元氣げんき大作戦を理解してもらおう上では、大事なことではないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

飯田委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 元氣げんき大作戦の審査につきましては、テーマごとに審査基準が異なるということはありません。また、テーマがない部分についても、自由に提案していただいて、私らの団体はこういうことをやりたいんやということであれば、その中で、プレゼンテーションをする中で、自分たちの思いを伝えていただきたらなと思います。

その中で、委員さんの中からもいろいろと質疑があって、また助言いただくこともございます。そういった中で、改正される部分もありますが、採択にならないものは、こんなことがやりたいんやということだけで、計画性というのが全くないものというのが見受けられる部分については、やはり不採択という部分が今の現状になっております。

飯田委員長 高山委員、よろしいですか。

高山委員 はい、この件についてはよろしいです。

飯田委員長 続いて、小林委員。

小林委員 同僚委員からもうほとんど質問、また答弁のほうもしていただいたんで、余り話すことはなくなりましたんですけども、1つだけ認定審査員が市民から4名、これはどこか団体の代表ですか。どういうふうな選ばれ方なんですか。

飯田委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 認定審査会の委員につきましては、公募委員、公募した委員が4名おられます。それと行政機関の代表として、まちづくり推進部の部長という形

の5名で構成しております。

飯田委員長 小林委員。

小林委員 一般の方で、いわゆる農業をされておるとか、有識者とか、そういうな人は関係なしに、もう応募者ということですか。

飯田委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 公募委員の中には、やはり公募動機というのを書いていただいておりますので、やはりそういった部分であったり、その方が今まで取り組まれていた部分につきましても、やはり審査した中で、4名を選任させていただいております。

飯田委員長 小林委員。

小林委員 自由提案型事業というふうになっておるんで、もう思いついたことを何でもやったらいいというふうな形だと思うんです。各自治会で、ちょっと昔からいわれがあるところを整備したりとか、また先ほども出ておりましたけども、コミュニティビジネス、そういうようなものを売るとか、そういうことも考えられるんですけど、ここに提案件数が16件出てますよね。これはこれでいいんですか、16件の中で、いわゆる審査に通ったというんか、補助が出たのは11件ということによろしいんですか。実質的な提案が16と書いてあるんでね。

飯田委員長 成果説明書の、はい。樽本課長。

樽本市民協働課長 はい、先ほどいただいたとおり、実質16件で11件の採択ということで、間違いございません。

飯田委員長 小林委員。

小林委員 その5件というのは、審査に落ちたということやね。

飯田委員長 西嶋副課長。

西嶋市民協働課副課長兼係長 全体的には16件ということですが、11件は市のしそ元気げんき大作戦事業を活用して、市が認定しているという件数でございます。残りの5件については、より有利な事業をしていただくということで、県の事業のほうに申請がえをしていただいて、対応をしている分でございます。

合計につきましては、地域づくりの提案型という事業を全体的に考えると16件という考え方を持っております。この80%と申しますのは、年度当初の20件を目標にしていたものに対して、16件の採用をしているということで80%というふうに成果説明のほうに記載をさせていただいております。

飯田委員長 小林委員。

小林委員 ということは、審査に落ちた件数はないということですね。

飯田委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 はい、平成27年度の元気げんき大作戦につきましては、11件の申請で11件の認定と、金額的なところはございますが、認定ということで御理解していただいたらと思います。

飯田委員長 小林委員。

小林委員 わかりました。それで、予算もこうして、かなりの予算が組んでありますんで、先ほどからも同僚議員から出ておりますように、市民の皆さんが思いつきで、何でもやろうやというふうな意欲を持っていただくような方向いうんか方法、そういうようなことも考えていただいて、アピールしていただいたらと思います。宍粟市に掘り起こしというか、もうこういうことをやっていただきたいということがいっぱいあると思うんです。ただ、費用もかかるし、人件費もかかるし、そんなことしておれるかいやというふうな形はあるかと思うんですが、やはり皆がちょっと寄ったときに、自治会で寄られたときに、こんなことをしたらどないやろうと、一遍やってみようやと、やってからまた補助もろてもええがいやというふうな考えの持ち方、きちっと書類出して、やってそれを審査してもろて、そやなかったらあかんらしいぞというふうな話じゃなしに、もう思いつきで何か考えていただいて、自由に提案してちょっとやろうぞ、これおもしろかったなというたその後に、もうできれば申請してでも、その補助金が出るようなことも考えていただいたらどうかと思うんですけど、いかがですか。

飯田委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 斬新な発想にはなるかなと思いますが、やはり地域で寄られたときにやってみようやとってやられたことというのは、やはりやれる体力があるのかなと。その後に補助金交付申請というのはちょっとやはりこの行政が支援を行う部分については、やはり適せないのかなと思っています。やろうとしたときに、やはりちょっと資金が足らんなあ、この部分をやはり支援してもらおうやということで、申請いただけるようなことになるべきかなと思っています。

飯田委員長 小林委員。

小林委員 まあ、こういうことは、とにかくちょっとした勢いなんで、最初から計画してやろうというふうな形は、なかなかとれないと思うんですよ。ですから、少し話が前へ進んで、それからでも申請したらいけるということやね。今の課長の話では。

飯田委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 はい、やることに関して、やはり資金が足りない部分について支援をするということなので、やってしまってから補助金をくださいというのは、やはりルール違反かなと思いますので、資金を足りない部分について、補助金交付申請をしていただいて、決定後にやっぱりやっていただくというのは、この部分はやはり仕組みとしてはやっていただかないといけないかなと思っております。

飯田委員長 よろしいか。

はい、実友委員。

実友委員 まちづくり推進部のまとめしてますんで、今ちょっと聞き間違ったのかもわかりませんが、16件で11件の採択と。5件については、県の事業に移行して優位な事業を選んでもらったというふうだったんですけど、小林委員は、5件はもうなくなったというふうにとられておるように、私は聞いたんですけど、どちらが合ってますか。

飯田委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 はい、成果説明書の40ページの部分につきましては、自主自立な地域づくりというのは16件やられてます、平成27年度。その中で、5件、先ほど西嶋副課長が申しましたように、5件については、やはりこの規模ですと県の事業を入れられてやるほうが有利じゃないですかという話し合いの中で、県の事業へ移行していただいている部分が5件ございます。しそ元気げんき大作戦につきましては、その残りの11件について申請いただいて、11件とも認定していただいております。

飯田委員長 よろしいですか。

続きまして、次の東委員の通告に移ります。

東委員。

東委員 では、2点目に移りますけども、やはり成果説明書の44ページの下段になります。楽しそう定住促進事業について、聞きたいと思うんですが、ほぼ予算どおりの執行に近づいておりますけども、空き家ツアー一年1回ということになっています。これは、今申し上げたように、決算額がほぼ予算に達しているんですけども、もう少し回数をふやすことはできなかったのかなと、こんなふう思うんですが、いや回数をふやすにはこういう問題があるのでふやせなかったとか、何か理由があったのでしょうか。

飯田委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 44ページの成果説明書に記載しております空き家のツアーにつきましては、昨年度県が実施したツアーと協賛という形で、1回させていただいております。実質的には、費用というのは大きく発生しておりません。人件費等々以外大きな費用というものは発生しておりません。

宍粟市の部分につきまして、空き家ツアーはもういろいろと検討はさせていただいておりますが、定住促進員を1名、平成27年度から配置しております関係上、相談に対してきめ細かく空き家の案内であったり、希望空き家の案内をさせていただいておりますので、改めてツアーを組んで云々ということについては、今のところ必要性としては感じておりませんが、西播磨全体で、やはり大きなスケールの中で人を集められた部分については積極的に参加し、PRも行っていきたいと思っております。

飯田委員長 東委員。

東委員 いやいや、ですから、年1回をもう一回できなかったのですかという聞き方をしたんですが。

飯田委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 西播磨でのツアーにつきましては、昨年度平成27年度は3回実施しております。それは、西播磨の中で南部が2回、北部が1回の北部の部分について、協賛で参加させていただいておりますので、市単独としては、実施はしておりません。

飯田委員長 東委員。

東委員 いや、だから、なぜ市単独で実施できなかったの。

飯田委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 このツアーにつきましては、西播磨県民局のほうが企画されたツアーに協賛で参加させていただいた部分を挙げさせていただいたわけなんですけども、市全体の取り組みとしまして、平成27年度から定住相談員を置いておりますので、その部分について、空き家の案内というものは、きめ細かくさせていただいておりますので、改めて皆さんを集めて集団で地域全体を案内するということは、計画として、宍粟市としては持っておりません。

飯田委員長 東委員。

東委員 ちょっと話がずれてるかもわかりませんが、当初から持ってなかったの、西播磨の南部2、北部1に便乗しただけと、宍粟市独自は全くそういうことはなかったと、そのだけの解釈でよろしいな。

飯田委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 はい、委員がおっしゃるとおりです。

飯田委員長 東委員。

東委員 これは、楽しそう定住促進事業は、じゃあそれだけで今後も、いわゆる平成28年度もう半分終わりましたけども、それだけで進めているということですね。宍粟市としての取り組みというのは、ないに等しいということですね。

飯田委員長 菅野副課長。

菅野市民協働課副課長 今、委員がおっしゃいました西播磨の空き家見学のバスツアーの主な内容としては、空き家の見学、それから、家主さんからの説明、それから、各市町の補助制度の説明とかいうことになっておりますので、宍粟市の場合は、個々に希望者の方、それから家主さんの状況をマッチングした中で、個別に、今専門員が配置させていただいていますので、日常的に個別に対応しているので、集団でというのは、よりきめ細かいやり方をする必要があるかなということで、現時点では考えていないということで御理解いただけたらと思います。

飯田委員長 よろしいか。東委員。

東委員 はい、ほぼ理解しました。では、委員長、ちょっと関連があるので、もう1点だけ。空き家に関してなんですが、委員会資料の32ページにあります、私もここまで細かく見てなかったんですが、空き家バンクの利用登録者は、登録から2年経過で抹消となるため、継続には再登録が必要と、こうなっていますね。これは、なぜなのか、ちょっと私もこのところが見てなかったんですが、今まで。なぜなのかということ。それと再登録、いわゆるよくあります自動更新というのがありますけども、登録を取り消さなかったら、そのまま登録が続くという方式はとってないんですか。あくまでも、あなたの登録はもう消えました。登録したかったらもう一回しなさいと、こういう状態ですか。

飯田委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 空き家バンクの利用登録制度につきましては、2年間に限定しておりますのは、やはり利用者登録された方が、ほかの自治体で探されたりとか、その目的が解消されたりとかということもございますので、ある一定期間というのは設けさせてもらっているのが2年間です。その中で、更新するに当たって、意向調査を全てさせていただいております。その中で、取り消し申請が出てきた部分について、利用登録を取り消しとさせていただいております。その利用登録の取り消し申請には、家が見つかったとか、定住先がきまったでということで、利用登録

の抹消の届けが出てきております。

飯田委員長 東委員。

東委員 はい、それをちょっと確認したかったんで、要は、それでは、その抹消がなければ、いわゆる自動的に登録が続くという解釈でよろしいね。

飯田委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 はい、抹消届けが出ない限りは、継続して登録させていただいております。

飯田委員長 関連で、鈴木委員。

鈴木委員 ぼくでしたっけ。

飯田委員長 44ページ。

鈴木委員 え。

飯田委員長 違いました。済みません。それでは、この件については終わります。

続きまして、東委員、女性によるまちづくり推進支援というものをお願いします。

東委員 それでは、続いてになりますけども、やはり、成果説明の47ページの上段になります、女性によるまちづくり活動支援事業に関してですけども、活動が伸びていないんですけども、その要因はどこにあるのでしょうかということです。

ここにありますように、一応は、200万円の予算は組んでおりました。ところが実際は40万円にとどまっており、また、平成26年度と比較しても59万円から40万円に、金額だけの問題ではないと思うんですけども、そういうような、先ほどのしそう元気げんき大作戦のハードからソフトへという問題もあるのかもわかりませんが、要は、200万円から40万円というのは、ちょっと活動が伸びていないんじゃないかなというふうに思いますので、本当に伸びていないのか、そしてその要因はどこにあるのかをお聞きしたいと思います。

飯田委員長 富田次長。

富田まちづくり推進部次長兼人権推進課長 はい、この事業につきましては、御案内のとおり平成22年度をもって、宍粟市連合婦人会を解散し、これまで婦人会組織が担ってきた広域的な活動の担い手がなくなったことを踏まえまして、平成24年度から実施をさせていただいているところでございます。

実績につきましては、成果説明にも書いておりますけども、平成24年度から26年度の間は、各年3団体、補助金額は1団体約8万円から20万円、平成27年度につきましては2団体、補助金額は、各団体に限度額の20万円を交付したというところでございます。

質問ございます、活動が伸びていない要因はということなんですが、大きくは2つ考えられるかなというふうに思っております。1つは、市民の皆さんへのお知らせの部分で工夫が若干足りないかなというふうに思っております。周知といたしまして、この制度につきましては、市のホームページとか、それから自治会を通じて行っているところでございますけども、結果といたしまして、申請団体が2団体、多いときでも3団体ということは、他の対象となる団体におかれましても、この制度の具体的な活用内容というのを理解されていないというか、御存じないのかなというところがあると思います。

これにつきましては、電話とか、お越しいただいたときに、問い合わせのときに詳しい説明をさせていただいているところなんですが、市のホームページでもそれまでの事業の取り組み内容というのを紹介するような形で、こんなこともできるんやなということで、わかっていただければ、もう少し取り組もうとする団体もふえてくるのかなというふうに考えております。

それから、子育て世代というのが、子育てが終わりますと、地域活動に対する関心というのが高くなっていくというふうにも考えられますので、そういった方を対象にしたお知らせというんですか、御案内というのを考えていきたいというふうに思っております。

それから、もう一つの要因ですが、そもそもこの制度を活用される女性団体が少ないということがあるのかなと思っております。これにつきましては、地域創生とかかわりあるところなんですけども、女性の活躍なくしては、これからのまちづくり、地域づくりというのは、立ち行かなくなるということから、先ほど部の取り組みのところでも御説明いたしましたけども、昨年8月に兵庫県の男女共同参画推進員、それから、人権推進アドバイザーの女性委員、それから、それぞれ各市民局等からの推薦いただいた女性、それから、市役所の女性の管理職の代表に集まっていたいて、宍粟女性ミーティングというのを設置、開催させていただきました。そして、さまざまな協議をいただく中で、先ほども言いました、しそうウィメンズネット“mimosas”というのが、3月に設立されたところでございます。

こうしたことで、こういう事業に取り組んでいこうとする女性団体の育成というのも図りながら、この事業の制度の活用というのを図っていかねばならないなというふうに考えております。

飯田委員長 東委員。

東委員 活動が伸びていないんじゃないでしょうかということで、その要因はどこ

にあるのですかということで、今、答えがありましたけども、その要因は、もう既に把握されとるわけですよ。それで、された上で、ここにもありますように、平成24年度は3件ありました。平成24年度からずっとあって、既に平成24年、25年、26年、27年とたって、その要因が把握されていながらこんな状態では、周知が弱いとか、そんなことがずっとわかっていながら、弱い弱い弱いで今日まで来たということですか。

飯田委員長 富田次長。

富田まちづくり推進部次長兼人権推進課長 はい、その周知の方法につきましても、この実績を踏まえまして、いろいろと工夫してきたところですが、もう少し足らなかったというところかなと思っておりますので、さらに、力を入れて周知をしていかなければというところでございます。

飯田委員長 東委員。

東委員 もうこれ決算なんで、済んだことをどうこう言ってもしょうがないんですけども、さらに周知をしようと思っておりますという、その言葉、もう少し強い言葉で、今後言っていただくようお願いをしたいと思えます。

それで、やはりこれも委員会資料の38ページにも詳しく書かれています。それで、この平成27年度はこの2件だけだったようですけども、ただ、上限いっぱいということで、これは結構なことなんですけども、そう言いながら、活動をせっかくしていただいておるけども、上限を超えて、自主財源もありますよね。ですから、自主財源も使って、上限いっぱい使ってやろうという、非常な意欲が伺えますよね、この時点で。だから、その辺は、今もう周知が弱いというようなことと、今自主財源を使っても、上限いっぱい使って、一生懸命やろうという感覚と、ちょっと違いが出てきますよね。だから、その辺をやっぱり、担当課として、もう少しやっぱり考えていかなきゃいかんと思えます。やろうとしとる人は、もっとやろう、もっとやろうとしてます。肝心の周知元が弱いでは、やっぱり前へ行かないような気がしますから、その辺はやっぱり十分考えてくださいね。

それと、上限は上限としてやむを得ないんですけども、この事業内容何かを見ますと、例えば上のコミュニティハウス青い家の事業内容なんか見ますと、随分いろんな事業をしておりますよね。ですから、これだけの事業をしようと思ったら、やっぱり上限の20万円では足らなかったようですけども、もし、もう少し上限とか、またほかの手法があれば、もっともったこの事業内容が膨れ上がるんじゃないかなと、こんなふうにも思えます。その辺の応援体制もやっぱり担当部、担当課としては、

やっぱり思案していく必要もありますよね。

それと、ここにありますように、フレンドパークがありますよね、この事業の中に。一番まちづくりの担当部が望んでいることじゃないかなと思います。こんなことも。だから、その辺も含めて、総合的にやっぱりこの女性によるまちづくり活動支援事業を総合的にやっぱり反省をしながら、今後取り組む必要があると思います。

飯田委員長 富田次長。

富田まちづくり推進部次長兼人権推進課長 はい、御意見ございました。現在、女性の地域活動サポート事業の補助金の要綱でまいりますと、まずは女性のみで構成される団体、10人以上、それから、限度額が20万円ということになってございます。

東委員からございましたように、やはりこれからもっと活動を拡大していこう、もっと大きくしていこうという、考えておられるところもあると思いますので、この限度額も含めまして、その対象である団体の考え方、そういったものももう一度見直しを検討していきたいというふうに考えておるところでございます。

飯田委員長 関連で、高山委員。高山委員、申しわけありませんが、質疑は簡潔に、明確にお願いいたします。

高山委員 それでは、質疑をさせていただきたいと思います。

先ほど、同僚議員のほうから、縷々質疑がございました。回答もございました。私は尋ねたいところはほとんどお答えいただいたらと思うんですけども、先ほど、私もここに書いてあるように、やはり提案数が少ないということで気になっておったんですけども、それにはやはり先ほど次長のほうからもおっしゃいましたけど、やはり周知度というか認知度の低さがあるんじゃないかなということをおっしゃっていました。確かにそうではないかなと思っておったんですけど、その中で、やはり、女性の参画、女性が活躍社会とあって、私は書いておるんですけども、国を挙げて、そういった時代を迎えて、少しでも女性がこういった活動に参加するというのが、これから先ほどの元気げんきではないんですけども、やはり地域も元気になりますし、市も元気になると、女性が少しでもこういった社会活動に参加することがこれからの宍粟の活性化につながるんじゃないかなと、こういうふうに思っておるところでございます。

先ほど、おっしゃいましたけれども、やはり我々男子、男には、少し考えられない女性ならではのアイデアというか、そういったテーマ、いろんなことを投げかけていただいて、やはり我々男も含めて元気になるようなそういった事業に展開ができますように、今後ともよろしく願いして、私の質疑は終わりたいと思います。

飯田委員長 富田次長。

富田まちづくり推進部次長兼人権推進課長 ありがとうございます。

いずれにいたしましても、女性の活躍推進を背景といたしまして、女性のあらゆる面での社会参加の機運を高めていくということが、非常に重要なことだと思っております。そして、その結果として、この女性によるまちづくり活動支援事業が、さらに拡大利用していただければいいなというふうに思っております。何とか頑張っていきたいと思っております。

飯田委員長 林委員。

林委員 私からは、成果説明の46ページの上段の市民スポーツ活動推進事業ということについて。

飯田委員長 女性の部分。

林委員 それはもうよろしいです。

飯田委員長 もうよろしいですか。

じゃあ関連、鈴木委員。

鈴木委員 僕は、一番下に人権関係の事業というのはひっくるめてということで、これは人権推進課の担当なので、ちょっとここでお伺いしたいと思います。

女性によるまちづくり活動支援補助金というのは、2件出てるんですけど、この「みんなで作るふるさと創生実行委員会」さんは、元氣げんきのほうに出てくる「そうせい」の「せい」の字が違うんで、違う団体なのかわからないんですけど、同じ団体さんですかね。「生」きるというほうと、「成」るというほうで、ちょっと中身を見ると同じ団体さんなのかなと思うんですけど。

飯田委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 はい、元氣げんきで申請していただいております団体と同じ団体あります。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 若干ちょっとさっきの話に戻るんですけど、僕以前議員になる前に、元氣げんき大作戦の補助金を申請したときがあって、補助金なり、そういった公金を二重三重に支出するのはいかんということで、申請を取り下げた経緯があるんですけど、これ、その団体がどうこうというのではなくて、仕組みとして、これはどんどんいろいろな活動として、同じ活動だとは思いますが基本。それに対する補助は何重にもこう支出されていく部分なんですかね。ちょっと聞きたいんですけど。

飯田委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 元氣げんきで申請いただいておりますのは、コミュニティビジネスをやっていく上でのランニングの部分を平成27年度から支援をいただきたいということで、支援させていただいております。女性の団体の部分については、そのソフトの部分への支援という形になっておるのかなと思います。ソフトというか活動です。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 どちらの、ほんじゃあ女性によるまちづくり活動支援事業のつくるというのはハードな改修とかではなくて、組織を運営云々という、組織をつくるときのつくるという意味ですか。

飯田委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 はい、女性団体への支援の部分については、その団体をつくる部分への支援ということで御理解していただいたらと思います。元氣げんきについては、昨年度からやろうとされておる活動への支援という形で御理解していただいたらと思います。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 以前、何か一般質問か何かで、この中の改修に関しての補助っていう話がちらっとあったような気がするんですけど、そういうなのは、一般の御家庭だったものをそういうったコミュニティの場にするとということで、何か変更等が必要になるのかどうか知らないんですけど、そういうような補助は出てないということですか。

飯田委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 元氣げんきの平成27年度の部分については、そのハードの一定の改修の部分とソフトというか経費の部分を支援させていただいております。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 わかりました。じゃあ同じ団体さんということで、宍粟市の元氣げんきと女性の団体なんで、女性の支援というのも入っているということですね。ただ、別にいいんですけど、前は大分そのことでハードルが高い事業だったんで、元氣げんきは。異常に違う法人申請をしている団体でもそれは同一団体とみなすということで、二重には支出しないということで、大分ハードルが高いなという気がしたんで、それは、じゃあ制度的に変わったということで理解しておきます。

あと、その関係でというか、女性の活躍云々という話が出ておったんですけど、同じ人権推進課で、平成27年度ではないと思うんですけど、講演会みたいなのを何

か企画されてやっていますね。女性の活躍に対して。やってるかやってないかだけでいいです。

飯田委員長 富田次長。

富田まちづくり推進部次長兼人権推進課長 女性の活躍推進と申しますか、男女共同参画の推進という意味で、講演会、それからセミナーというのを開催させていただいています。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 これも考え方のちょっとお聞きしたら、女性のまちづくり活動がちょっと伸び悩む原因なのかもしれないですけど、やはり今世の中での男女共同参画というのは、ライフワークバランスやとか、男性の育児参加であるとか、介護とかという、そういう今まで女性の役割だとされてきたものが、本当にそうなのかというところで、いろいろセミナーとかああいうなんを結局男性の意識を変えるというところが必要だというところにシフトしてきているような感じがしますし、その点でいくと、そのあたりは何か講演会とかいろいろそういった女性の男女共同参画でやるときに、参加者は男女両方いらっしゃるんですかね。

飯田委員長 富田次長。

富田まちづくり推進部次長兼人権推進課長 はい、本日お渡ししております資料の37ページのところにも、男女共同参画施策の取り組み等ということで、御説明申し上げます。講演会並びにセミナーのところを説明させていただいております。講演会の参加者100人につきましては、大体同数、もしくはちょっと男性のほうが多いかなという状況です。それから、セミナーを2回やってございますけども、これは、女性の方を対象にセミナーをさせていただいたということで、御理解をお願いいたします。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 これはどこの地域でも一緒だと思うんです。やっぱりまだ女性は育児とか介護とかという、そういったものは女性という感じの風潮がまだあるんで、それで、なかなかそういった活動に出てくるということに、まだハードルが高いのかなという気もするんで、そのあたりも含めて、長い道のりかもしれないんですけど、そういった啓蒙をしていっていただければいいかなと思います。

これも、男女共同参画の事業とか、日刊紙でいくと、いろいろな評価指標がいろんな自治体で出されているんですけど、何か例えば、よく聞くのは、管理職の登用とか、あとは男性の育児に対する参加とか、いろいろな指標があるんですけど、ど

ういうところに男女共同参画事業の成果があらわれてくるか、ちょっとそこだけ教えていただきたいと思います。

飯田委員長 富田次長。

富田まちづくり推進部次長兼人権推進課長 指標といたしまして持っておりますので、審議会等への女性委員の登用率でありますとか、市役所の女性管理職員の割合とか、そういったもので男女共同参画の推進の指標とさせていただきます。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 それは、ざっくりでいいんですけど伸びてますか。

飯田委員長 富田次長。

富田まちづくり推進部次長兼人権推進課長 審議会等への女性の委員の登用につきましては、別途要綱を持っておりまして、それぞれ目標数値があります。現在は、おおむね3割を目標にということで取り組んでおりますけども、その数字については、何とか確保できているかなというところと、以前から比べますと、その数字は伸びているというふうに思います。

それから、女性職員の管理職につきましては、いろいろな人事異動の関係とか、組織の関係もございますので、なかなか一概には言えませんが、そういったことは絶えず人事担当のほうでも気にしていただいているという状況でございます。

飯田委員長 審査の途中ですけれども、35分まで休憩いたします。

午前10時25分休憩

午前10時35分再開

飯田委員長 審査を再開します。

通告ありますので、林委員。市民スポーツ活動についてのところをお願いします。

林委員 私のほうからは、成果説明46ページの上段の市民スポーツ活動推進事業ということについて、ちょっとお尋ねするんですが、市長が就任されてから、スポーツ立市ということを声高に言われておるんですけども、この事業の題名が、市民スポーツ活動推進事業、大きなタイトルになっておるんです。その割にこの事業内容を見てみたら、4項目されてますけども、市民の中で、こういうことをやってますということも余り知られてないように思うんです。それと、市民のスポーツを推進するという中で、なかなかこれ市民対象として、これを普及していくというような事業にはちょっと思えないし、予算が250万円ほどあるんですけども、その中で執行率が4割ちょっとしかされてません。予算がこれだけあるんだったら、もっと

市民に普及できるようなスポーツ活動を考えるべきじゃないかと思うんですけども、いかがですか。

飯田委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 平成27年度の事業としましては、まずラジオ体操の誘致とウォーキングロードの設置、また各種事業所へのラジオ体操の推進等を行う予定にしております。

ラジオ体操の誘致につきましては、NHKのほうから正式に平成27年度できないという形で御返事をいただきましたので、その部分が減額になっておりますし、ウォーキングロードにつきましては、平成27年度健康コースという形で4コース設定をさせていただきました。その中で、看板設置等を考えておったわけなんですけども、やはり周知の部分が必要じゃないかということで、のぼり旗の作成であったり、やはり健康コースという形で、体脂肪計等々の健康器具の購入のほうを先行させていただきました。

委員御指摘のとおり、周知であったり、その他の取り組みの部分について、もう少し工夫が必要じゃないかというところもございます。平成28年度につきましては、やはり各地区にスポーツ推進員さんがございます。そのスポーツ推進員さんと協力して、もう少し手軽に取り組めるようなウォーキングロードの設置であったり、その地区ごとへの周知の仕方というのを取り組んでいきたいと思っております。

飯田委員長 林委員。

林委員 市民スポーツ活動なんですから、全市民がほんまに親しめるような種目いうんですか、そのスポーツの中身なんですけども、それを考えるべきやと思うんです。それで、思いつきでやってますというような感じにしか受け取れんのんです。

それで、ちょっと例で言いますけど、ウォーキングについては、もう10年以上前に、県がものすごく推進した時期があったんです。今の健康福祉部のほうで、ウォーキング大会とか、市内で何回かやりました。それが、途中なしで、突然出てきてます。ですから、ほんまに市民にスポーツを広めるんやという観点から言うたら、やっぱり継続してやっていかんとあかんとあかんと思うんです。

ですから、今から広めていくんやということはいいいんですけども、これは健康増進のために前からやとることなんで、一つ取り上げてもそういうことなんで、ちょっと事業の進め方について、継続的、もっと市民からこういうスポーツを推進してほしいとかいうような要望でもあれば、それを進めるとか、行政だけでやっただけで、なかなか推進できんだろうと思うんです。

ですから、もっと市民スポーツ活動の推進をするんやという事業だったら、もっと事業に合うた推進を考えてほしいと思うんですけども、いかがですか。

飯田委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 委員が御指摘いただいていますように、ウォーキング大会につきましては、今もスポーツ推進員さんを中心にやっております。本年度につきましても、福祉溪谷からやらせていただくような予定にはなっております。

しかしながら、やっぱり市民スポーツの推進ということで、若者の健康増進であったり、高齢者の健康維持というところの部分、気軽に取り組める部分というのをやはり推進していかないといけないということで、手軽に取り組めるウォーキングロードであったり、ラジオ体操というのは、今後も推進していきたいと思っております。

しかしながら、御指摘いただいたもう少し市民の意見を聞いてという仕組みについても、今後検討はさせていただきたいと思っております。

飯田委員長 林委員。

林委員 このスポーツという言葉が、一般的にスポーツいうたら、こういう健康的な健康増進のためのウォーキングとかいう、これもスポーツですけども、一般的に市民感覚からしたら、やっぱり競技スポーツのことが頭に浮かぶと思うんです。

ですから、極端なことを言いましたら、宍粟市は競技スポーツで、これに力を入れるんやとかいうようなものをつくって、全市民に広めるとか、そういうことをすれば、市民も理解をするだろうと思うんですけども、突発的にこういうことをします。一部分な感じに受け取るんで、やっぱりスポーツというたら、やっぱり競技スポーツだと思うんです。ですから、一般質問でも私言うたことあるんですけども、やっぱりスポーツ立市ということ掲げるんだったら、やっぱり競技スポーツにもっと力を入れるべきだと思うんで、ここの予算科目が、目的が違いますよと言われるだろうと思うんですけども、市民スポーツと言うんだったら、もっと違う事業を取り入れるとかして考えるべきだと思うんですけども、どうですか。

飯田委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 市民スポーツ活動の中で、スポーツ推進員さんであったり、スポーツクラブ21というのがございます。そういった部分につきましては、競技スポーツの中で、いわゆるニュースポーツと言われる今までですと、ゲートボールであったり、ペタンクであったり、グラウンドゴルフというのが広まってきているのが、その部分に値するのかなと思っております。

御指摘いただいております競技スポーツの部分につきましては、成果説明書の45ページ下段の社会体育活動であったり、スポーツ活動支援事業の部分で、競技スポーツの支援等については、行ってまいっております。

その中で、宍粟市として、このスポーツを推進するんであるという部分につきましては、やはり各種団体いろいろな、今まで競技スポーツをされておる中で、やはり宍粟市の体育協会を中心にそういった部分については、支援を今後も行っていきたいと思っております。

飯田委員長 林委員。

林委員 全ての事業に共通して言えることだと思うんですけども、行政がほんまに力を入れて、指導してやっていかんと、いろんな団体とかに丸投げしたり、委託したりして実施する事業が多いんですね。やっぱり職員が本気になって、これを推進するんやという気がないと、なかなか推進する上でもあれですし、成果が上がらんと思っています。

やっぱり体育協会にスポーツのことは任せておるんだと言うたって、体育協会は体育協会の方針でやられるんで、市が考えておる方向には、なかなかいきにくい部分があるだろうと思っています。

ですから、担当者がこうやるんやという、ほんまに情熱持って取りかからんと、スポーツ立市言うたって、なかなかそれは達成できんだろうと思っています。これは、ほかの行政の事業についても言えることなんですけども、昨日の委員会でもそういう指摘があったと思っています。ですから、こういうことをやっていますよ、市はやっていますという、そういううわべ上のことだけ表へ出て、実際に成果が上がらん部分ようけあるんで、もっと真剣に取り組んでほしいと思います。どうですか。

飯田委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 宍粟市として取り組むべきものにつきまして、職員の熱い思いというのは、やはり推進していく上で必要なものだと思っております。その中で、やはりどのスポーツを推進するのかということにつきまして、特に競技スポーツにつきましては、いろいろな団体がいろいろな活動をされている中で、やはり1つのテーマに絞るといのは難しい部分があるかなとは思いますが、委員がおっしゃられておりますように、熱い思いを持って推進していくというところもまだ必要ではないかと思っておりますので、今後また検討はさせていただきたいと思っております。

飯田委員長 林委員。

林委員 1つ例に言いますけど、先ほど高齢者のゲートボールのことが言われましたけど、今、ゲートボールが始まった時分は、ものすごい老人クラブとか真剣にやってきました。しかし、あれ団体スポーツでなかなかトラブルがあるようなことで、今競技人口いうんですか、されておる人口が減っています。それで、今グラウンドゴルフのほうは、個人プレーなんで、グラウンドゴルフはふえてます。

しかし、高齢者がするスポーツとしては、ゲートボールはプレーするだけじゃなしに、プレーの中でいろいろな作戦とかいって頭を使わんとあかん部分があるんです。ほんまは、ゲートボールをしてもろたら認知症予防にもなるだろうし、最適のスポーツになると思うんですけど、それが今すたれていきます。そういう実態になっておるんで、やっぱりゲートボールなんかやられてますと言われても、そうではないんで、やっぱりその状況もよく把握していただいて、考えてほしいなと思います。

以上です。もう終わります。

飯田委員長 答弁よろしい。

続きまして、鈴木委員。

鈴木委員 私もスポーツ活動についてなんですが、当初予算のときには、このあたり社会教育の分野で、社会教育課が持っていた事業だとは思いますが、それとの比較をすると、先ほど来話題になってる市民スポーツ活動推進事業というのが、当初予算では220万円置いていて、今回最終予算で244万円、若干増額になっているんですけど、結局決算額が、当初予算を下回っているという状況で、不用額が135万3,000円というふうになってます。これは、何らかの理由があるかとは思いますが、特に、ここでは当初では、参加者人数1,000人ということで、あと事業内容も具体的に書かれているんですけど、先ほど不用額が出た原因として、NHKさんですか、ラジオ体操の中継、その開催費用がという話だったんですけど、それが全く当初のときには予定されている話ではないんですが、そのあたりはどう考えたらいいんでしょうかね。

飯田委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 済みません、1点訂正をお願いしたいと思います。NHKのラジオ体操の誘致につきましては、私の認識違いで平成28年度の当初の誘致の予定でした。平成27年度予算には計上しておりません。申しわけありません。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 数値目標がいろいろウォーキングであったり、ラジオ体操、カヌー、サッカーという具体的にはそういう競技というか種目がかかっている、その参加人数

が1,000人ということで書かれているんですけど、そのあたりがちょっと成果説明にはなされていないんですけど、いろいろなイベントごととかをやられていると思うんですけど、その参加者というのは、平成27年度最終的にどれくらいいらっしまったんでしょうかね。

飯田委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 個別のカヌー教室であったり、ヴィッセル神戸の参加者数の部分、ちょっと手持ちがないので後で資料提示させていただきます。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 ぜひとも、当初にこれくらいの方の参加というところで見ているのであれば、その累計をしっかりと進捗をチェックして、それで、まだ途中で足りないとか、まだ普及されていないなという認識であれば、何か手だてを変えるところとかいうことをしていかなきゃいけないと思うので、そのあたりをちょっと目標管理とか、進捗管理をしていただきたいと思います。

あと、市民スポーツ活動の中で、ウォーキングロード、健康コースを4カ所設置されたということで、私ごとですけど、家の近くもそのコースの一部になっているんですけど、私が余り家にいないということもあるんですが、余り歩いている人を見たことないんです。なかなかその参加とか、普及状況を見るのは、モデルコースとして設置しただけなんで難しいかと思うんですけども、どうなんでしょね、各自治会が管理とかあれなんですけど、使ってるなとか、それが設置したことで歩かれる方が利用されているなというようなざっくりとした感覚とかは、どういう状況ですかね。

飯田委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 今回のウォーキングコースにつきましては、保健福祉センターを中心に設置はさせていただいたわけなんですけども、そこにはやはり健康器具を置いて、スタート、ゴール地点という形で明記しておりますが、委員の近くで言いますと、そこよりも安全なコース内ではあるんですけども、スポーツ施設の周辺を歩かれている方というのは、多数見受けられるというのは聞いております。

安全な場所というか、交通量が少ない部分についての、その部分でウォーキングされているというのは聞いておりますが、全体コースとして使われているというのは、やはりちょっと若干少ないように思っております。その部分につきましては、やはり私どもも周知不足の部分があるかと思っておりますので、そういった部分であったり、もう少し手軽に各地区、簡単にウォーキング1キロ、2キロといったところで、

取り組めるようなコース設定を今年度スポーツ推進員さんと協力して設置していきたいと思っております。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 こういったものもやっぱりまちづくりに来たということの意図も含めて、やはりもうちょっと市民の方、おっしゃるとおり、朝と福祉センターがあいている、あいてないという、あいている時間ではなくて、どちらかという、早朝であるとか、夕方とか、当然お仕事帰りであるとか、高齢の方は、地区でのラジオ体操の前だとか、後だとかという感じで、どうしても、デイトムには使っていないというような感じがしますし、実際には、やはり今御答弁あったとおり、違う場所で、安全なところでということがありますので、そういった状態をしっかりとリサーチしていただいて、それにたとえば夜でも、今歩かれているところは結構暗かったり、山崎でいったら、かみかわ緑地公園も結構歩いておられる方いるんですが、真っ暗だったとか、そういうことも含めて、実際市民の方が、どういう利用をされているのか、それに合わせて、どういう安全策とか支援が必要なのかというところをもうちょっと精査していただいて、やっていただきたいというふうに思います。

それと、通告の中では、成果説明書の下でB & Gも含めてなんですけども、その健康づくりにかかわることで、今ほかの部では、データヘルス計画というのを策定している最中なんですけども、いろいろな治験、例えば1日30分を週に1回やったらこうなりますよとか、食生活は例えばこういうものを気をつけたら将来こうなりますよとかという、いろいろなデータをもとに健康づくりをしっかりとしていこうというあれなんですけど、そのあたりも含めて、非常に他部署、健康福祉部であるとか、市民生活部等の連携が必要だと思うんですけども、そのあたりどういう調整がなされているか伺いたいと思います。

飯田委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 今年度、千種B & G海洋センタープールがオープンしたことに伴いまして、健康増進であったり、健康維持というところに大きなテーマを持っております。その部分につきまして、やはり利用促進につながるためには、どういうプログラムを入れていくかということで、今健康福祉部等と、特に千種、波賀の保健福祉センターを中心に協議を行わせていただいております。

また、同時に、小中学校、こども園等々の利用促進についても、協議は行っております。その中で、先ほど御意見いただきましたデータヘルス計画の部分で、どういうふうに健康管理をチェックするのかというところについては、具体的な話は出

ておりませんが、その部分、私申しわけなかったんですけど、データヘルス計画というのをちょっと承知していなかった関係上、どういうふうに健康管理を数値化していくのかという話し合いはさせていただいております。

その中で、どういうデータをとって、どういうふうにそれを検証していくのかというところについては、今現在ちょっとどの部分の体脂肪率であるのか、体重であるのかというところを、どの部分をとっていくのかというところを、今精査しております。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 ぜひともまちづくりにそういった健康づくりの部分も入っているということで、ひとづくりであるとかということが求められているんだと思います。

いろいろなデータがあるんですけど、健康寿命が1歳伸びるとどれだけ経済効果が生まれるかというのは、保険会社であるとか、やっぱり注視していて、その保険の支払いの関係も含めて、きちりとしてデータがありますし、そういったところも含めて、これから高齢化率が上がっていくような宍粟市ですので、しっかりとそのあたりも含めて、連携をとっていただきたいなというふうに思います。

あと、スポーツ関係で、社会体育のほうで挙げられているマラソンとか、ロードレースなんですけど、これ事業内容を見たりとか、私も参加させていただいているんですけど、市内の方というのはどれくらい参加されているんですかね。いいです、ざっくりで、何割くらいとか、2,800人くらい参加されているんですかね。半々なのか、市外の人が多いのか。

飯田委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 済みません、そのデータも今手元に持っておりませんで、改めて報告させていただきます。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 これ歴史的にそういったマラソン大会イコール社会教育イコール教育委員会みたいなあれがあったんですけど、この内容もそうです。実際に行われていることも、どちらかと言えば、やっぱり観光とか、そういったところと結びつけたら、効果が上がるような事業で、いろんな町でもマラソンイベントにエントリーするというのは、その方たちが例えば前日でもお泊りいただくとか、そのところでの物産をお買い求めいただくとかということで、大分観光とか、産業につながっている部分があるんで、ぜひともこのあたりは観光であるとか、産業との連携を深めていただいて、相乗効果が上がるようなものにしていただきたいというふうに思います。

当然、市民の健康増進とか、そういったところにもつながっていけばいいかなというふうに思うんで、そういう意味で、ちょっと連携を模索していただければなというふうに思います。答弁は別に結構です。

飯田委員長 よろしいか。

続きまして、実友委員、スポーツ関連で。

実友委員 結構です。

飯田委員長 よろしい。

小林委員、スポーツ施設関係のことで。

小林委員 済みません、教育部のほうに出しておったんですけど、こちらに回していただいてありがとうございます。

スポーツセンターの平成27年に修理をされたと思うんです。いろんな改装というんですか、バックネットの色を塗ったりとか、いろんなことをされたと思うんです。そのことについて、ちょっとお聞かせいただきたいんですが、宍粟市の施設が、はっきり言いますと中途半端なんです。

仮に、山崎の町民グラウンド、昔町民グラウンド言うたスポーツセンターの野球場が、あれは硬式野球がほとんどできませんよね。もう、いわゆる県道のほうへファールボールが飛んでいく、そういうようなことがあったりして、非常に危ないというような。

先ほども、同僚議員からも出てましたけども、スポーツ通じていろんな方が来れるように、仮に高校生が合宿に来てくれる。夏休みに来てくれる。そういうときには、今宍粟市では、スポニックとメイプルでは硬式ができますんで、何とかそういうような形で利用されてますけども、それでもメイプルにしても、ファールボールが川のほうへ飛んで、もうボール失ってしゃあないわというようなことなんです。

ですから、こしらえるときから、もうそもそも間違っていると思うんです。しっかりしたもんをこしらえてないから、こういうことになると、そういうように思ってるんです。

元へ戻りますけども、スポーツセンターの平成27年に、一応改装というか、ちょっと修理をしていただいて、今ナイターの電気が消えとん知ってか。直されました。ナイターの電気が灯ってないんですよね。そういうなんもやっぱりきちっと点検して、もし、先手というか、LEDの電気が、今街灯でも全部出てますよね。いい球場になると、今全部その電気に変えてしまいよんですわ。そういうようなものに変えて、皆さんが使えるように、いうような形でやっていただきたい。

それから、スポニックのほうにまた移るんですが、スポニックのほうのナイター設備もすごい電気がついてるんです。でも、あれ4本しか立ってない。非常に暗くて仕方がないということで、私も結構スポーツ好きなんで、この間もスポニックで大会がありまして、出ておりましたら、「ちょっと議員さん、この球場、非常に立派なもんが建っとなんですけど、ナイターではもう暗くてどうもなんのんです」というて、「試合こそやってますけども、これ何とかありませんか」というような、そういう意見も聞きました。

あそこのスポニックのほうは、いわゆる指定管理というような形で、年間3,600万円ですか、1日に割りますと10万円、お金が要りよるわけで、これは業者の人がやっていたかと思うんですが、そういうようなことも、やっぱり見てもらいながら、進めていただきたいなというふうに思うんです。いかがですか。えらい2つ一緒に話ししましたけど。

飯田委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 大きくはスポーツ施設を今後どうするのかということになってくるのかなと思っております。公の施設を今度どうするのか、宍粟市全体として、課題として持っております。その中でのスポーツ施設もどういった位置づけで、今言われた山崎スポーツセンター、スポニックパーク一宮、波賀のB & Gであったり、総合運動公園をどうするのかというところの位置づけをどうしていった、どういうふうに整備していくのかということ、やはり早期にまとめて、やっぱり設備投資をやっていくべきかなと思っております。その部分については、もう少しスピードを上げて取り組むべきかなと思っております。

山崎のスポーツセンターにつきましては、外灯が一部切れてるというのは、承知しております。その部分については、早く修繕させていただきたいと思っておりますし、スポニックパークの一宮のナイター設備が暗いというのは、宍粟市の野球場として、正式な部分で野球場として使えるのは、波賀の総合運動公園のメイプルスタジアムだけだと思っております。私もちょっと一宮なので、スポニックパークをつくるに当たっての部分については、正式なサイズをとると、公式戦等に使用されて、市民、町民が使えないことが発生するから、そのサイズをちょっと縮めてるといっても、建設当初の思いとしてはあったみたいです。

その部分の中で、ああいった若干暗い照明であったり、最低限の照明に抑えられているのかなと思っております。それを今後どういうふうな形で、あそこを正式な野球場として確保するのかどうかということも大きな課題になってくるのかなと思

いますので、総合的に判断して、今後取り組んでいきたいと思っております。

飯田委員長 小林委員。

小林委員 ありがとうございます。スポーツセンターの話したら長くなるんですが、野球場ができたのが早いですから、予算もないからあの程度で終わったんだと思うんですが、他市他町のほうへ行くと、すばらしい野球場をこしらえて、みんなにいわゆる提供いうんか、無償で貸しているんですよ。無償で貸すから、物すごく合宿に来てくれると。仮に、野球をやったときに、20名、30名という生徒が5チーム来ましてもかなりの人数になるわけです。その子供たちが、そこで民宿に泊まったりとか、その旅館に泊まったりとか、近くにいわゆる合宿しましたら、泊まらないと仕方ないんで、だから、そういう名の物を物すごく使っているところがあるんですよ。

だから、宍粟市のこの山間部で、夏メイプルなんか特に涼しいですから、そういうなんに利用できるように、考えていただいて、すばらしい球場に今からでも手を入れてやっていただくと、観光客ももちろん来るし、親がついてきますから、その子供には。ですから、そういうことも一つ考えて、スポーツ立市というような名前も出てますから、そういう意味で、すばらしいものにして、人を呼ぶと。もう球場はただで貸すと、もうそういうような形で、人を呼ぶということを考えていただかないと、ただ中途半端なもんがあるだけでは、使う価値が本当に半減してしまうんで、そういうことをちょっと、前から、私もよその合宿についていったときに、ずっとそのことを思いますんで、そのことはどうですか。

飯田委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 スポーツ合宿につきましては、今、メイプルスタジアムにつきましては、今年度につきましても、何校かスポーツ合宿に来ていただいて、楓香荘へ泊まっていたいております。スポニックパークにつきましては、体育館が広くて、立派なものなので、体育館での利用という形のスポーツ合宿、確かバレーだったと思うんですけども、そういった形で使っていて、コテージへ泊まっていたくような形での利用はしていただいております。

しかしながら、全体としては課題もあるかと思っておりますので、そういったことも含めまして、今後また、公の施設を整理する中で、位置づけをきちっとして、取り組んでまいりたいと思います。

飯田委員長 時間がかなり経過しておりますので、質問、答弁ともに簡潔にお願いいたします。

続きまして、林委員。防犯カメラの分をお願いします。

林委員 防犯カメラの設置補助金について、ちょっとお尋ねするんですけども、都市部においては、かなりいろいろな犯罪があって、防犯カメラが役立つということで、兵庫県でも補助制度をつくってますけども、宍粟市において、この事業目的に書いてあるような自治会等での地域に防犯カメラを設置を促進し、犯罪を抑止することが必要やというようなことで、それほど防犯カメラをあちこちに設置せんとあかんほど、犯罪が起こっておるんですか。

飯田委員長 田路課長。

田路消防防災課長 この防犯カメラ設置補助金について、お答えいたします。この補助金につきましては、平成26年度に制定しておりまして、その当時、市内におきましては、自治会設置の消火栓ボックスから消火栓ホースの筒先が盗難されるという事件が相次ぎまして、それによりまして、自治会からの要望によりまして、犯罪の防止力の強化と、住民の不安感の解消を図るために、補助事業を設置したものであります。

飯田委員長 林委員。

林委員 そういう意味の設置が必要だということでしたら、数日前、いつだったかはちょっと忘れましたが、宍粟市内の建設会社の資材置き場に龍野のほうから来て、銅線が300キロか何か盗まれたというのが新聞に載ってました。ですから、そういう犯罪は起こってます。あちこちで、農機具が、トラクターとか盗まれるとかいうことはあるんで、そういう意味では、防犯カメラ必要だと思うんです。そういうよそから来て、犯罪を起こしたんを捕まえるために必要でしたら、宍粟市内の入り口いうんですか、出口のところ、幹線道路とかに、国道だったら国、県道だったら県に働きかけて、何カ所か設置しておけば、そういう銅線300キロ持って逃げようと思ったら、トラックで持って逃げんとあかんのんでね。そういうことをしておけば、すぐ防止ができると思うんです。

ですから、自治会に働きかけて、自治会内にあちこちに防犯カメラを設置する必要はないと思うんですけどね。そういうことは考えられませんか。

飯田委員長 田路課長。

田路消防防災課長 当時のことなんですけど、筒先の盗難に加えまして、地域で見守り活動等をされておりまして、そのためにも見守り活動の一環として、各自治会の主要なところに防犯カメラを設置したいという要望がありましたので、この補助事業を創設したということ聞いております。

飯田委員長 林委員。

林委員 その自治会の要望がある分はええと思うんですけども、先ほど言われた犯罪を抑止するんだったら、宍粟市に入ったらあちこちに防犯カメラがあって、宍粟市にはそういう窃盗とかそういうことに入られんぞということが広まったら、宍粟市には入ってこんと思うんで、そういうことも考えてほしいと思います。

以上で終わります。

飯田委員長 答弁はよろしい。はい。

それでは、続きまして、岡前委員。地域おこしについてお願いします。

岡前委員 地域おこし協力隊の身分保障を以前にも議会でも取り上げたと思うんですけども、そのときの答弁は、非常勤の特別職だから、そういう社会保険とかの加入はしないんだという答弁やったんですけども、ほかの地域の地域おこし協力隊の雇用条件等を見ても、やはり社会保険とかにきちっと加入して、雇用保険も含めてですけども、入っておられるところが多いです。しかも、今地域おこし協力隊に来られているのは、20代前半の若い人が多いので、そういうことから考えても、国民年金に約1万4,000円、そして、国民健康保険税を払うと16万6,000円で生活をしていこうと思えば、相当、ひとり暮らしであったとしても大変だと思うんです。

そういうことから考えても、最低限、今言いましたように、社会保険の加入というのは、きちっとしておくべきではないかなと思うんですけども、その点は今までどおり特別職だというふうなことで変わりませんか。

飯田委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 地域おこし協力隊の身分保障についてなんですけども、地域おこし協力隊の身分については、各自治体等によって、隊員の待遇等々が違ってまいります。委員がおっしゃられるとおり、常勤、臨時職員として雇用して、社会保険を掛けている自治体もございます。その中で、宍粟市としては、やはりそこに定住して、生業を成していただくためにも、その活動期間中の間に副業的なものに取り組んでいただきたいという思いもございましたので、非常勤の特別職という扱いで、簡単に言えばバイトもオーケーという形で雇用をさせていただいております。

飯田委員長 岡前委員。

岡前委員 確かに、特別職でしたら、仕事に1カ月に何日出なければならないというふうなことに縛られずに、いい面で言えば、今言われたように副業ができるというふうなことなんですけども、でも、現実問題として、今ここに来られている方が、月に何日ぐらいその地域おこし協力隊として働かれて、そして副業をされているか、

そういうふうな実態はきちっとつかまれていますか。

飯田委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 今、平成27年度末では、実質4名の採用であったわけなんですけども、1名は3月末でやめておりますので3名の活動をしております。その3名の中で、副業をやっておるのは2名です。一応、月1回、きちっと意見交換会を設けてまして、私どものほうへ活動報告をしていただいております。その中に、隊員としての活動日数の部分と、副業をされた部分というのは、一応確認させていただいております。

飯田委員長 岡前委員。

岡前委員 それで、具体的な雇用契約というのは結んでおられないんですか。例えば、少なくとも月15日以上は協力隊の仕事をしてくださいよとか、そんなふうなことはないんですか。

飯田委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 基本的には、1日7時間45分の20日間ということで、募集をかけさせていただいておりますので、その部分の確認をさせていただいております。

飯田委員長 岡前委員。

岡前委員 それやったらね、月20日間で、公務員と同じ7時間45分というふうなところが多いみたいですけども、そういうふうな雇用契約をされているのであれば、当然雇用主は市であって、それで、社会保険の加入条件に、正規職員の4分の3以上の日数を働く当人は社会保険に加入しなければならないというふうな条項が、取り決めがありますので、当然そういうふうな20日というふうな日数と時間が設定されているのであれば、当然社会保険には入らなければならないと思いますし、市の意向としてはあくまで新しい仕事を始めて、宍粟市にずっとおってほしいという希望があったとしても、3年間おられて、それでまた次のところが変わられる、そのまま次のところが変わったらいいですけども、その間何らかの、少なくとも失業保険ぐらいはもらえなければ、やっぱり次の職場を探すというふうなことにもなっていないわけですから、やっぱり市の意向としては、定住してほしいという意向があったとしても、その人にもいろんな職業の選択をできる権利があるわけですから、そのあたりのところもやっぱりしっかり保障して、できるだけ有能な人材が来てくれるように、条件を整備しておくということが大切やと思うんですけども、考えは変わりませんか。

飯田委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 今現在の地域おこし協力隊員につきましては、市との雇用契約はございません。募集要項で7時間45分の20日以上というので定めさせていただいておりますので。

しかしながら、委員が御指摘いただいております部分については、各種兵庫県下の中の団体につきましても、いろいろな課題を持っております。その中で、やはり改善すべき部分につきましては、改善していくべきかなとは思っております。そういった意見交換の中で、いろいろな情報を得る中で、対応については、今後必要があれば考えていきたいと思っております。

飯田委員長 よろしいか。

高山委員。

高山委員 それではお願いします。

私も同じような内容なんですけれども、少し視点が違います。その中で、協力隊員の募集の数値目標に達してなかった要因はどこにあるのかということでもあります。

また、隊員の活動についてわからない市民がおられるんじゃないかなと、今以上に周知、広報をする必要性を感じるんですけれども、その点いかがかなと、こういふことで、1回目の質疑とさせていただきます。

飯田委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 募集につきましては、随時募集はさせていただいておりますけれども、なかなかやはり採用に至らない人材がいてるのが今現状でございます。全国各地でも、地域おこし協力隊の募集はされておるわけなんですけれども、兵庫県下でも、全国的にも、募集はかけるが応募がないのが現状でございます。

しかしながら、宍粟市は幸い1名ないし2名の今年度につきましても応募をいただいておりますが、やはり売り手市場ということで、人材的なところ、就職の一環であったり、他の自治体とのかけもちで受けられて、最終、隊員側が選ぶというようなことも、宍粟市の中でも発生しております。そういったことを踏まえて、やはり、宍粟市でこういったことをやりたいという熱い思いの方を何とか採用にさせていただきたいなと思っております。

活動に関しましては、昨年から広報で、毎月隊員一人一人の活動報告、地域おこし瓦版を協力隊の瓦版で紙ベースでは発信しております。また、今はやりのSNSについても、地域おこし協力隊の発信フェイスブック等々で活動等は発信させていただいております。

飯田委員長 高山委員。

高山委員 私もホームページ等々で募集について、記載されておるの見ておるんですけども、先ほど課長がおっしゃるように、もう日本全国同じような目的でやっておられます。そこに、やはりその地域地域の魅力を感じて隊員になられている方であろうと思うんですけども、全国的に一律近い給金というんですか、そういった方向性なんですけれども、やはりそこに進むために、その選択肢の中に入れるためには、何か宍粟市としてアピールできるもの、例えば、今回波賀のほうにもお住みになっておるんですけども、そこの方々大変いいとこだと、すばらしい地域性もあって、地域の方がよくしていただくということをお聞きしておるんですけども、それがやはりその方々にとっては、魅力であって、これから先、そこで定住していかうかといったようなことに結びつくんじゃないかなと、私は思うんですけども、そのあたりがやはりその隊員の方から、先ほどひと月に一遍ミーティングするんだとか、そういった話を聞くんだという話を、そういった会を設けるといことなんですけども、そういったあたりが、やはりもう少しほかに宍粟市の中ではもちろんなんですけども、外に向けて発信していただいたらなど、こういうように思うんですけど、そういったことはやられておるのかどうか、その点伺いたいと思います。

飯田委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 募集要項につきましては、市外への発信というのは、「きてーな宍粟」であったりとか、県の直売所とかも含めまして、いろいろな部分でさせていただいております。特に、一番効果的なのは、地域おこし協力隊の募集サイトというのがございまして、それに、その外郭団体JOINのホームページで募集をかけると、全国的にそういった部分での問い合わせであったり、応募があるということで、PRはさせていただいております。

しかしながら、宍粟市は特色ある部分で、こういうところというのを出すというよりも、やはり熱い思いの人を探すというのが、一番の課題かなと思っております。宍粟市はこれだけしてくれるから宍粟市に行こうかなと言うよりも、私どもの考えとしては、相手の協力隊員の熱い思いというのを何とかかなえられるような仕組みというのが大きな課題かなと思っております。

飯田委員長 高山委員。

高山委員 もう1点、お聞きした分があるんですけども、やはりそういったことを、やはり宍粟市はこんなにいいとこだよということをややはり外に向けて発信してほしい。それは、協力隊員の方でなかったら、思いつかない、思い及ばないことがあるんじゃないかなと思うんで、そのあたり、やはり協力隊員ももちろんホームページ

で発信していただいたり、SNS、いろんな形で発信されておるだろうと思うんですけども、それをやはり市のいろんな広報、メディアを使って、しーたん通信、またしそうチャンネル使って、発信をする方法もありますから、そのあたりをもう少し御検討いただいたらなど、私は思うんですけども。

飯田委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 宍粟市の魅力を伝えるというところで、私どものほうが担っております定住という大きなテーマの中で、定住専用のパンフレット等も今年度も作成することとしております。その部分につきましては、やはり地域おこし協力隊の意見、こういった部分をもう少しPRしたらいいんじゃないかなとか、そういった部分も入れながら、そういった情報誌であったり、パンフレット等の作成にも取り組んでおりますので、なるべくほかの商工観光であったり、ほかの部分についても、地域おこし協力隊であったり、外部の声を入れるような仕組みというのは取り組んでいきたいと思っております。

飯田委員長 よろしい。

実友委員。

実友委員 私は、採択にならなかった6名の方の理由が聞かせてほしいんです。

飯田委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 採択にならなかった者の思いとしましては、やはり先ほども申しましたように、何となく応募をされていたというところが大半を占められているのかなと、「地域おこし協力隊という制度は御存じですか」と問いかけると、「何となくは知っている」というような方が多く見受けられます。御存じでも、やはり熱い思いがない、その地域でこういったことをしたいんやという思いが伝わってこない方につきましては、やっぱり不採用という形になっております。

飯田委員長 実友委員。

実友委員 受け入れ団体というのが、今幾らあるんでしょうか。例えば、受け入れ団体がないから不採択にするんかなというような感じがあったんですけど、そうではないですか。

飯田委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 まず、受け入れ団体につきましては、募集要項をつくる段階で、この地域にこういう受け入れをしたいという形で、団体から申し入れがあって、募集をかけておりますので、受け入れ団体がないわけではありません。

今現在につきましても、活動に対しては、その団体であったり、地域への中心に

受け入れていただいております。

飯田委員長 よろしいか。

鈴木委員。

鈴木委員 ちょっと確認なんですけど、その地域おこし協力隊、ちょっとここでもう地域おこし協力隊、議論から外れるんで、ここで聞かせていただくんですが、当初は、定住に向けてということで、定住するため、その期間が終わって定住するために、やっぱりそこでコミュニティビジネスなり何かを始めてないと、やはり定住に結びつかないということで、割合忘れましたが、4・6ぐらいでそういった行政のヘルプみたいな部分が6で、4ぐらいは、自分の自主的活動というような感じで聞いてたんですけど、その先ほどの7時間45分の20日という中には、それが割り振られているんですか。

何か、もうちょっと自分の自主的活動とか、今後、期間が終わった後に、何かここで仕事も含めて、定住していくという土壌を3年間の中で、つくっていかなきゃいけないというふうに、制度としてもそうですし、前、委員会での審議でもそういう状況だったと思うんですけど、そのあたりをちょっと確認したいんですけど。

飯田委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 1日7時間45分の20日間の間には、その団体へ活動への支援であったり、地域づくり、地域づくりというのは、地域づくりを見つけてそれを生業となす取り組み、先ほど言われた自分がやりたいと思われる部分が入っております。それ以外のところでは、やはり先ほども御質問がありました副業的な部分というのが、今までもともと持ってる部分で助けてくださいというところについては、やはり副業部分が入ってくるのかなと思っております。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 先ほどの岡前委員の質問のときに、副業をされているというのは、20日以外でされているのか、その20日間の中に含まれて、それも認めてるという話なのか、ちょっとそこがさび分けがわからないんですけど。

飯田委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 20日以外で所得を得ているものについては、副業として認めさせていただいております。20日間の中で、所得を得る仕組みであったり、お金を得る仕組みの部分の取り組みをされた場合は、次の活動へつなげる仕組みで考えてくださいということで、お話をさせていただいております。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 それをしてしまうと、またさっきの元気げんきと同じになってしまうと思う。それはそれで、その人たちが国からもらっている活動費とは別に、自分の財産として持っていけばいいと思う。そうしないと、定住につながらないと思うんですけど、それは仕事として成り立っていくということの土壌ができていかないと思うんですけど、ちょっとそこ、今までの審議と認識が違うのかなと思うんで。まあいいです、答弁は結構です、長くなるんで、ちょっとそこは精査していく必要があるかなというふうにだけ申し上げます。

以上です。

飯田委員長 次いきます。

岡前委員。

岡前委員 これは、監査委員での意見として指摘されていることなんですけども、監査委員が62ページの下段に、黒田官兵衛播磨風土記1300年PR事業等の短期間で実施する事業については、数値目標を明確に持ち検証されたいというふうなことが指摘されております。

ちょっと調べてみましたら、黒田官兵衛については、平成26年に事業実施がされておって、播磨風土記についてが平成27年度やったんかなと思うんですけども、こういうふうに大河ドラマやとか、節目のときに、行政はこういう短期事業に取り組まれる場合は多いんですけども、こういう事業をすることによって、具体的に観光客がどれくらい来られて、経済効果がどういうふうに、どれだけ伸びたとか、いうふうな、ここで言われている数字目標というのは、そういうことかなと思うんですけども、そういうことについては、検討されたいで監査委員さん言われておるんで、検証されてないんかなと思うんですけども、そのあたりはどんなですか。今後検証、今されてないとすれば検証するというふうなことになるのかどうか。

飯田委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 先ほど御質問いただいた部分については、やはり平成26年度の実践でございました。このような事業というのは、多くの部局がかかわっておる部分がございます。今回の黒田官兵衛関係につきましては、企画総務部のほうが最終的には所管しております。

やはり、監査でも御指摘いただいております目標数値であったり、検証というのは大きな課題かなと思っております。企画総務部とも協議をしながら、やはりそういった目標設定であったり、取り組み方というのは、今後協議を進めてまいりたいと思っております。

飯田委員長 岡前委員。

岡前委員 大河ドラマに関係するようなことがあるというのは、多分私たちにとっても一生に一回あるかどうかというふうなことやと思うんですけども、そういうことがあった場合、とにかく何らかの格好で宍粟市を売り込む機会にしようというふうなことになるんですけども、大体大河ドラマは1年か半年で終わって、それで、その大河ドラマが終わったら、もうそのこと自体はすぐに忘れ去られてしまって、姫路なんかは、相当経済効果があったというふうなことは予想されますけども、本当に果たして宍粟市にどれだけの効果があったのかというふうなところについては、やっぱり市全体で取り組まれた事業と言われましたけども、やっぱり市全体として、一度きちっと検証しておく必要があるかなと思うんで、そのあたり、担当は企画総務やったということですけども、検討する機会をぜひ持っていただけるように、まちづくり推進部のほうからも言っていただきたいと思いますと思いますが、どうでしょうか。

飯田委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 こういった事業を含めまして、今後やはり数値目標であったり、検証していくということは大切なことだと思っておりますので、今後関係部局と協議を進めさせていただきたいと思えます。

飯田委員長 岡前委員、不用額の件は。

岡前委員 同じく監査委員の指摘の中で、全体としても不用額が多いという指摘があって、財政担当課でもお話をしたんですけども、特に担当部としては、まちづくり推進部と産業部について、不用額が多いという指摘がわざわざ書かれております。

それで、きのうおとといと産業部と建設部の審査資料の中には、それぞれ事業化、事業に伴う不用額について、事細かに挙げられておりました。そういう点で、まちづくり推進部を決算書に照らし合わせたときに、どれがまちづくり推進部の科目になるというのが、非常にわかりにくくなっておりますので、財政担当課に問い合わせたときに、予算と決算の比率で5%以上の金額になると、不用額として多いかなというふうな一つの基準が示されております。

それで、やっぱり不用額というのは、当然出てくるものはありますし、事業が行わなかったために出てくるもの、いろんな性格があって、いい不用額、悪い不用額というふうなこともあると思うので、一度まちづくり推進部の監査委員が指摘されている不用額が多いというのがどういうことであったのか、そういうふうな資料を簡単でいいですので、出していただければ、決算書でわかればわかりやすいんですけども、先ほど言いましたように、まちづくり推進部の決算はいろんなところに

飛んでおりますので、大変わかりにくくなっておりますので、その点お願いできますか。

飯田委員長 平瀬次長。

平瀬次長 今、岡前委員の御質問の中で、資料作成でございますけども、今詳しい資料はつくってないんですけども、ざくっとしたところで、地域おこし協力隊の費用で約3,830万円、それから、元氣げんき、女性の補助金も一緒なんですけども、その事業で2,010万円、それから、消防団の退職報償金で480万円、それから、若者の海外研修支援事業で200万円の不用額を出しておるといようなことは捉まえております。

ただ、詳細については、把握しておりませんので、ちょっと委員長と相談させていただいて、資料のほう検討させていただきます。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 今、不用額の件があったので、ちょっと通告の中で埋もれていたのも、私もちょっと見逃したんで、ここでさせていただきます。

地域振興費というくくり全てがまちづくりの所管ではないとは思いますが、成果説明でも基本その科目のところでは、まちづくりのところに地域振興費というのが出てきて、その不用額が恐らく6,922万8,397円というのが、決算書にあったと思うんです。これ結局、予算化されても使わなかったものが、基金なのに戻っていく性質のものなんですかね。支援の財源として、何か基金を持っていて、出して、そのとき執行できなかつたら、そこに戻るといような仕組みなのか、それとも本来に一般的に単年度、単年度で予算化して、不用額としていくのか、そのあたりをちょっとお聞きしたいんですけど。

飯田委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 まず不用額につきまして、先ほど次長が説明させていただきましたように、地域おこし協力隊の採用につきましては、12名の予算につきまして4名で3,800万円余りの不用額を出しております。これにつきましては、特別交付税の財源措置になっておりますので、これは決算に基づきまして、特別交付税から収入の分を落とさせていただいております。

それと、元氣げんき大作戦につきましても、元氣げんき大作戦であつたり女性の活動の地域活動の分の2,000万円ほどの不用額を出しております。これにつきましては、地域振興基金の運用益を財源として、この地域活動への財源としております。この部分につきましては、不用額が出た部分につきましては、その決算におきまし

て、その他の地域振興費の財源として充当されております。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 ちょっと仕組みとして複雑なんで、ちょっと単純に何かもう不用額が出たら戻っていくというような感じとして考えていいんですか。平成27年度これだけ基金から運用益も含めて出す予定だったものが、その年度に執行できなかつたら、その年度に一旦戻って、またそこの元気げんきのところの財源になっていくということですか。

飯田委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 地域振興基金につきましては、宍粟市としましての原資24億3,000万円ほどの部分というのは、もうこの原資を食うつもりは、今のところございません。運用益のみを地域振興費の中の活動費として入れさせていただいております。特に、地域づくりの元気げんきで、この財源を使わせていただきたいということで、予算確保しております。

この不用額につきましては、決算の中で、地域振興費全体、自治会の公民館の改修費の一般財源化していた部分をこういった運用益を充てるとかという形で、全体でその分を決算させていただいております。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 そうした上でも、地域振興費の不用というか予算と決算額の差が7,000万円弱あるということですか。そういう使い回しというわけではないですけど、用途を別にして調整しても、不用額としてこれだけ拳がってくるということですか。マイナスが。マイナス、プラス。

飯田委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 最終的には、多分一般財源の部分が、この部分が落ちてるのかなと理解していただいたらと思いますけど。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 これで、不用額が多いというのは、いろんなところで指摘されているんですけども、特に地域振興基金の不用額に関して言うと、やはり市民にそれだけ還元されていないというか、地域振興が進んでいないというふうにも捉えられるので、あと、その不用額の扱いがどうなるかはわかりませんが、補助金の交付団体で、いまだに事務局を行政の中に置いている団体があると思うんですけども、その割合というのはどれくらいありますか。

飯田委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 御質問いただいております20ページから22ページの部分の補助金調書の中で、事務局を担っているのは、波賀町の連合自治会のみが市のほうが事務局を担っております。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 ごめんなさい、じゃあほかの支援事業の中では、まだ事務局を持っている団体があるということですか。

飯田委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 事務局で言いますと、連合自治会で言いますと、宍粟市連合自治会であったり、旧町域、山崎、一宮、波賀、千種の連合自治会の事務局は、まだ行政側が持っております。それと、国際交流協会につきましても、私どものほうが事務局を持っておりますし、市民協働課で言いますと、体育協会につきましても、事務局を持っております。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 なぜそれを聞いたかということ、これ多分行革の中でも事務局というか、各種団体を自立させていくということで、件数的にはそんなに指摘はされてなかったと思うんですけど、非常にそれをしてしまうとその不用額が出たときに、それを結局市民のために開かれた支援金が、行政の都合で使われるというか、還元されているようなイメージになってしまうんです。実際どうかかわかんないですけど、ざっくりと見るとです。

そういう意味でいくと、やはり行政が事務局をしているような団体に、そういった一般市民が使える市民活動を育成するような助成金が落ちていっているというのは、やはりちょっと不透明な感じがしますので、そのあたりもやっぱりしっかりと精査していただきたいと思っておりますし、そこあたりは説明責任の問題も絡んでくると思うので、ちょっと検証していただきたいかなというふうに思います。別にこの答弁は結構です。

飯田委員長 次行きます。

西本委員。

西本委員 私のほうは、成果説明書41ページの上段の定住促進支援事業について、お伺いします。

空き家バンク等による転入が9件、新築が4件、合計13件とありますが、特徴的な部分を教えてください。例えば、転入の主目的、また、旧町別の世帯数、それから、主な家族構成、そして、仕事の有無、されているかどうか、追加で、資料の32

ページの空き家バンク成立件数ということのちょっと考え方を30件あるんですけども、これを御説明いただければと思います。

以上です。

飯田委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 定住促進支援事業につきまして、特徴的なところを申しますと、高齢者の部分につきましては、やはり定年後の第二の人生を田舎でというのがあるんですけども、新築世帯につきましては、やはり結婚や子供の進学、特に小学校への進学を機に家を新築し、居住される方というのが大半でございます。

空き家バンクを利用して、転入される方につきましては、子育てを自然豊かなところで育てたいということで、やはり転入を決められます。その方につきましては、まず宍粟市を気に入られているというのが第1にあるかなと思っております。その中で、ここで子供を育てよう、そういった中で、今度、転入すれば、自分の仕事を宍粟市内で探されていたりとか、西播磨管内で探されているというのが若い世代では、そういったことが現状でございます。

空き家バンクの成立件数につきましては、30世帯の転入及び転出の世帯も含めませんが、空き家バンクの制度を若干改正をしております。市内の居住者、平成26年にちょっと改正しておるわけなんですけども、市内から空き家バンクを利用して、居住される方も対象という形であったり、店舗であったり、事業を行うというのも利用可能としております。転入者につきましては、19世帯が転入者でございます。11世帯は、宍粟市から宍粟市の転居という現状でございます。

飯田委員長 旧町別の世帯数については。

樽本課長。

樽本市民協働課長 空き家バンクの旧町別の世帯数につきましては、集計はしていませんがデータはありますので、改めて集計して御報告させていただきます。

飯田委員長 はい、お願いします。

西本委員。

西本委員 例えば、新築が4件あるんですけども、これは例えば地元に住んでいらっしゃる両親がおって、子供さんとかそういうのが戻られて新築をされている、そういうこともあるんですか。

飯田委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 細かく分析はしてありませんが、新築の場合は転入者からなので、一旦市外で生活された方が、宍粟市内に戻ってこられて家をされている方の支

援なので、転居者については、新築の場合は、今現在の補助制度の中では支援制度としてはしておりませんので、基本的には市外からの転入者という扱いになっております。

しかしながら、多分結婚を機に一旦数年西播磨管内出られて戻ってこられた方もあろうかとは思われます。

飯田委員長 よろしいか。

実友委員、この関連は。

実友委員 よろしいわ。

飯田委員長 はい、わかりました。

続きまして、鈴木委員、コミュニティ醸成。

鈴木委員 ちょっと成果説明戻るんですけど、40ページの上段にあるコミュニティ醸成支援事業ということをちょっとお伺いします。

委員会資料のほうでも御説明いただいているとおり、これ前まで旧4町の4地域にあったまちづくり協議会というところで、なかなか地域活動が進まないのか進んだのか、ちょっとその総括は聞いてないですけども、ということで、新たなまちづくりの活動範囲を15地区に変えて、山崎8地区、一宮5地区、波賀1地区、千種1地区ということで、細やかな活動をつくっていこうということで、今まで合併以後から、そういったまちづくり協議会みたいなものは、旧町か中学校区ぐらいの範囲を想定してたんですけど、それに戻ったというか、感じかなというふうに思うんですけど、これがコミュニティ醸成事業をそれに関連して創設し云々と書いてあるので、恐らくそこに関連すると思うんですけども、これで、結局当初の15地区から全部出てくるだろうということで525万円予算措置をしていたんですけど、決算が79万5,000円ということで、15地区だったものが実際には5地区、山崎4地区、波賀1地区ということで、33%というふうになっているんですけども、これ、当時まちづくり協議会を解散するときには、こうしたらどんと出てくるようなイメージだったんですけど、低調だった理由、そもそもまちづくり協議会を解散してまでやる必要があった事業なのかというのは、ちょっとそのあたりの評価を事業評価として伺いたいんですけど。

飯田委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 まず、まちづくり協議会につきましては、仕組みとしまして、市が任命した協議会がまちづくりを進めていくということで、自主性、自立性が欠けているということで、仕組みとして変えさせていただいた部分がございます。

まちづくり協議会、平成27年度から取り組んでいますように、新たなまちづくりの仕組みをつくっていくための支援として、今回、コミュニティ醸成事業というのをつくらせていただいたのと、それと同時に、今までその地区で活動していた部分でも何とか支援がしていただけないかということを受け、今までの活動を維持しつつ、新たなまちづくり団体を創出していこうと、創出するための話し合いを持っていこうという形で、今回、このコミュニティ醸成事業というのを設けております。

全部なくなって15地区が全て出てくるというイメージは、当初から持っておりませんでした。何とか出てきていただきたいなという思いはございます。その中で、今現在、地域づくりの話し合いが進んでおるのが、成果の4地区であったり、波賀の1地区、それプラス一宮でも繁盛、染河内、また千種地区でも今後のまちづくりについても話し合い等は進んでおります。この事業の補助金は使っておりませんが、地域づくりの話し合いであったり、活動というのはできてきております。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 先ほどちょっとまちづくり協議会が、自主性、自立性がないということをおっしゃいましたけど、ちょっとそれは発言に注意はしていただきたいと思うんで、まちづくり協議会ができた経緯は、合併当初から、国もそういったこのまま広域合併すると、地域のコミュニティが崩壊していくという懸念があって、各地でそういった懸念が出たので、制度的にも担保してきた部分の継承されてきた部分だと思うんです。

そこで、求められていたのは、やっぱり自治会とか云々の上か下かというよりも、ある程度ちっちゃなコミュニティを束ねて、中学校区であるとか、小学校というような活動団体をつくっていこうというかという話だったと思うんですけど、今回のこのコミュニティ醸成事業で、事業の内容もそうですし、そもそも対象が連合自治会みたいな部分、地区自治会というふうになっているので、ちょっとそういう流れと逆行しているのかなという、文脈からの印象ですけれども、するんです。

これをしてしまうと、結局移住者とか、若い子たちという方たちが活躍できる場みたいな感じで、まちづくり協議会は結構そういう団体からも選出されていたりしてたんですけど、これをしてしまうと、ちょっとそういった方たちが活躍できたりとか、意見を言ったりする場がなくなってっちゃうのかなという気がするんですけど、そのあたりの懸念なり反省点というのはないんでしょうかね。

飯田委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 委員が御指摘いただいております若い世代の声であったり、転

入者、新たに入ってこられた方への意見というところの話し合いをつくる場の仕組みをつくっていただくように、まずは、やはりその地区の団体としてはその地区連合自治会であったり、そういったところを中心に話し合いの場を持っていただくようには、私どものほう、また、市民局のまちづくり推進課も含めて、そういったように、私ども行政のほうも入り、話し合いをさせていただきたいと思っております。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 ただ、今までもそういった自治会単位で、連合自治会であるとか、また違う地区自治会、そういう単位で、そういった協議なりはされていたと思いますし、それで、いろいろな活動もされていたと思いますし、ぜひとも、それとはまた違う組織として、考えていっていただかないと、結局は、今までやっていたことに対する補助がメインのように見えてしまうんです。もう実態がどうかちょっとわからないですけど。

若い子たちとか、本当に戻ってきて、Ｕターンされてきてすぐの子たちとかが、まちづくりにかかわったりとか、地域活動にかかわる場が、ちょっとこれではつくりづらいのかなとかという感じがするんで、そのあたりも担保できる仕組みをまたつくっていただきたいなというふうに思いますので、その評価はもう結構です。それで、決意があればというか、どういう。

じゃあ、空き家活用推進事業でいいですかね。

では、委員会資料の22ページ、23ページのそのいろいろ補助金の調書の中に出てくる空き家活用支援事業というので、成果説明では、45ページの上段ですかね。いわゆる空き家バンクを利用して、購入されたとか、賃借をされた方の空き家をちょっとリフォームしたりとか、店舗に改修するときの必要な経費の一部を支援するという事業で、これは非常に伸びているという話だと思うんですけど、この内訳ですね。

9件、今回利用されていると思うんですけども、例えば、購入された方、賃貸をするという意味でいうと、大屋さんにこれは支給されているのかと思うんですけども、そういう別。あと、店舗という、どういう改修に対して、この9件はなされているのかを教えてくださいなんですけど。

飯田委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 空き家活用支援事業につきましては、成果説明書でも書いてありますとおり、購入者につきましては6件、これは購入された方への支援になっております。賃貸物件には3件、賃貸物件につきましては、家主さんへの支援になっ

ております。この中で、転入者につきましては7件で、転居者、宍粟市から宍粟市へ転居された方は2件です。その中で、店舗があるかというのは、ちょっと今手持ちの資料ございませんので、今のところ店舗等の利用はございません。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 問題にはならないんですけど、わかりました。済みません、書いてありましたね。

先ほど転居と転入の区別もいただきましたんで、じゃあこれをする事で、大家さんが貸し出すとか、売るための支援ができるんで、それを市外から来られたりとか、市内の移転が進んだというふうに評価していいということでしょうかね。その点だけ伺います。

飯田委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 この支援制度につきまして、転入者、私ども管轄しておりますのは定住促進ということで、定住促進が進んでおるということで、理解していただきたらと思います。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 補助金交付要綱を見ると、事務所とか事業所として改修する場合の上限が75万円というふうになっていて、今回補助されている方で75万円という上限、そっちの上限の方のほうが多いぐらいかな。という気がするんですけど、それは店舗とか事業所ではないんですか。

飯田委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 補助金交付要綱の75万円の上限は、市内の事業所で改修された場合、50万円の上限は、市外の事業者さんで改修された場合という形で、若干差をつけさせていただいております。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 わかりました。そのリフォームなりをした事業者さんが、市内か市外かという話ですね。わかりました、済みません。では、この点は結構です。ありがとうございました。

飯田委員長 続けてお願いします。

鈴木委員 時間いい。

飯田委員長 時間が来ましたが、審査を続行します。

続けて鈴木委員お願いします。

鈴木委員 成果説明の42の過疎地域等集落ネットワーク形成支援事業、これは国の

支援金なんて何とも言えないんですけど、野原、野尻の幼稚園の園舎がリフォームされて、レストランとか展示スペースにというところなんですけど、これは、前指摘させていただいたのは、公有財産のままそういった改修要望していたとをちょっと問題視していたんですけど、それは問題がないという話だったんですけど、本当にそれは問題なかったんでしょうかね。そのあたりだけちょっとお伺いしたいんですけど。

飯田委員長 松木波賀市民局長。

松木波賀市民局長 鈴木委員のお尋ねの件について、お答えします。

昨年9月議会で、鈴木委員のほうから一般質問で教育長並びに教育部長のほうに対して、行政財産の使用について正しいのかということが問い合わせございました。そのときの答弁で、行政財産の目的外使用ということで許可をしておると、その後、改修の承認をして、改修工事に係っておるということで答弁させていただいております。

そのことは、答弁どおりということで、事業を行いました波賀市民局のほうでも理解して、この事業の執行をしております。3月議会で、野尻幼稚園が廃園という議決をいただきましたので、その後は、普通財産という位置づけで同団体のほうに貸し付けてある状態でございます。

補助金交付事業を執行しました波賀市民局としましては、まずは事業実施希望団体並びに地域、自治会とかそういう学校区の地域、そういったものの思い、また要望に応えるということで、そのことで少しでも地域に活力を取り戻せるということ信じまして、事業を推進したわけでありまして、野尻幼稚園休園、またそれに続いての、野原小学校の廃校ということで、閑散とした野原小学校区に、現在主に週末ではありますけども、市内外から多くのお客さんが来ていただいて、働く人たちと交流が深まったりということとか、展示スペースを活用した美術展でありますというようなことで、今までになかったにぎわいがあの地域に取り戻せたというのは確認させていただいておりますので、今も適切な使い方であったというふうに思うとともに、また今後の持続発展に大いに期待をしているところであります。

以上でございます。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 こういった国の補助金を使って改修して、活力が見い出せることはいいと全然思うんですけども、先ほどのこれとしそう元気げんき大作戦も同じ内容というか、そこのソフト部分の支援が入っていたのは、先ほどの答弁の中で、そういっ

た二重でもいろいろ活用の仕方があるということで理解します。

これは、実際に決算とは関係ないんですけど、事業目的で成果説明のところに書かれている「少子高齢化に加え小学校閉校等により地域の疲弊が深刻な野原小学校区」というふうに書いているんですけど、小学校を統合することと、地域の疲弊というのは連鎖しないということで、ずっと説明されてきていたと思うんで、こういうふうな書き方をしてしまうと、ちょっときついなと思うんで、そのあたりだけちょっと気をつけていただきたいと思います。

じゃあ次の話題です。一宮のふるさとまつりとふれあいフェスタ、これ千種だと思んですけど、これ100%の補助金で毎年ほぼ同じ額が支出されているんですけど、これは、大分前からそういった事業を本当にどういうふうにするのか、それがあることによって逆に足かせになっている可能性はないのかということも含めて、この補助金の使い方を見直すべきということがいろいろな意見として出てたと思うんですけども、これは、今の段階、その検証をした結果、まだこの同じ額で同じように支出していくという方針になったということで理解してよろしいでしょうか。

飯田委員長 井上一宮市民局副局長。

井上一宮市民局副局長 昨年も同じような質問がございました。一宮のふるさとまつりについては、当初昭和51年に山津波災害が起こりまして、その後、町民総ぐるみで地域づくりを進めていくコミュニティの機会として、ふるさとまつりが始まりました。

鈴木委員 ごめんなさい。時間がおしているんで。

井上一宮市民局副局長 ほんなら、この事業は実行委員会などで企画して、これも定着してきておりますので、継続して、また交流等の拡大を図ることも加味して実施していきたいと思っております。

飯田委員長 清水千種市民局副局長。

清水千種市民局副局長 失礼します。一宮市民局と同様、引き続き地域イベントとして、引き続き精査した中で、引き続き実施していきたいというふうに考えております。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 はい、わかりました。しっかりと本当に地域の方が使いやすいのか、あとその用途がどれくらい決められているかわかんないですけども、本当にそれを使わないといけないということが、逆に足かせになっていないかということは、ちょっと日々、毎回検証していただきたいと思います。

公共交通のほうにじゃあ移ります。

公共交通が再編されて、いろんなところにバスが走っているということは、非常に喜ばしいことなんですけども、いわゆる公共交通再編事業の空白地だったところから、通勤通学の目的で通われているというか、使っていらっしゃる方の乗車人数というのがわかれば教えていただきたいんですけども。

飯田委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 交通空白地の中での今回の再編につきましては、交通空白地の解消を図り、高齢者の交通弱者の通院であったり、買い物等の日常生活を支えるために、交通空白地の解消を図っております。

その地域からで通勤通学に幹線バスを使われている方はおられますが、解消に向けて走らせたバスで、通勤通学に使われている方はないと思います。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 ではこの成果説明の中で、再編計画をもとに交通空白地の部分は、高齢者の移動手段を確保することがメインで、市内のバス路線を見直すということは、幹線も含めて、通勤通学利用者の手段を確保するという事で、もう完全に新たに通った路線は、通勤通学はもう想定していないという認識で理解してよろしいんでしょうかね。

飯田委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 この公共交通の再編時については、先ほど委員がおっしゃられましたとおりに、空白地への部分につきましては、高齢者の買い物であったり、通院の部分を考えております。それ以前に走っておりましたコミュニティバスが走っておりました路線につきましては、やはりそれ以前の利用形態というのは確保しつつ編成を行っております。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 でしたら、これ事業効果のところから9路線から29路線に大幅に拡大して再編して、空白地の全てが解消され、通勤通学者や高齢者等の移動手段を支える環境を整備するというふうなことは、ちょっと理解ができないんですよ。だから、そんなさび分けがそもそもあったのかどうかということも含めて、日常生活という意味でいくと、高齢者だけじゃなくて、若い世代は通勤通学が日常生活なんで、そんなさび分けがそもそもあったのかどうか。なので、公共交通会議とかでも、もうちょっと通勤通学に合わせたダイヤしてくれないかとかということがあったりとか、使える職員は使ってくれないかというようなことがいろいろ意見が出ると思うんで

すけど、それはそもそもじゃあもう新たに走らせたところは、通勤通学はターゲットじゃなかったというふうに認識してよろしいんですね。

飯田委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 再編時当初につきましては、先ほど申し上げたとおりの思いで再編をしておりますが、今後やはり交通会議等を行う中で、その通学者、通勤者への路線の確保という意見も多く出てくれば、やはり地域の合意形成の中で、そういった路線も走らせることも考えていかないといけないと思っております。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 あと、公共交通に関しては、今いろいろなイベントで観光地をめぐるみたいなのもやってるんですけど、結局空白地を走らせた部分のところに観光施設であるとか、景勝地であるとかということには、土日がほとんど使えないので、基本その幹線道路沿いの観光地を巡ってというところでの観光振興というふうに考えていいんですね。

飯田委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 はい、9月から始めました2 Dayパスのことかなと思いますが、その部分につきましては、再編後に増便した幹線の部分というのが、大きな観光支援の部分になるかなと思います。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 増便というのは、在線ではなくて幹線の話ですか。

飯田委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 幹線につきましても、この11月の再編につきましては増便をしておりますので、その部分につきましては、利用できるのかなと思っております。

飯田委員長 公共交通について、実友委員。

実友委員 結構です。

飯田委員長 続けて。

鈴木委員 わかりました。利用者の意見など、とにかく聞いて、市民のやられている利便性を高めてほしいというふうに思うんですけども、そのあたりは今のような感じで、市民のニーズであるとか、実際走らせてみての課題であるとかというのは、把握するすべはありますか。

飯田委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 利用者の意見につきましては地域から御意見、自治会長さんを中心に集約していただいた部分をまとめていただいた部分であったりとか、運行事

業者が乗務員研修の中で、バス利用者からいただいている意見等々をまとめたものを各自治会長さんへ、今現在路線ごとにお示しさせていただいております。その中で、今後それを改正すべきものなのか、地区としてどのような判断をしていくのかということも含めまして、また前向きに取り組んでいきたいと思っております。飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 その利用者の意見、自治会長さんを中心にとということなんですけど、実態わかんないんですけど、その自治会長さんをお願いしたら、各自治会の会員さんというんですか、役員ではなく市民ですね、一般に、何かこういうことを公共交通で何か不便がないとか、リクエストはないかというふうに聞いて回っていただけるとい話なんですかね。

飯田委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 全ての市民に聞いていただけるかどうかは、やはりその地区の自治会の仕組み等にもよろうかと思えます。やはり、個々の意見を私どものところで一括して聞くというのは、本来したらいいんだろうとは思いますが、やはりそこに対応し切れない部分があるので、地域としてその路線の部分をどうすべきかということの意見集約は自治会長さんを中心にまとめていただいております。飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 あとは、議会も一応市民の代表というわけではないですけど、公選で選ばれてますので、議会の意見はイコール市民の意見なので、そのあたりも含めて、考慮していただきたいと思っておりますので、お願いします。

あと、もういっちゃっていいんですけど。

飯田委員長 はい。

鈴木委員 44ページの通勤通学の助成なんですけど、実績としてはというか、仕組みとしては、播磨西播磨以外の通勤通学の助成をするということで、高速バスであつたりとかだと思んですが、実際の15人ですか、通勤も合わせると。その方の居住地、あと目的地はどういう内訳か、もし口頭では難しいのであれば、後ほど資料をお示しいただきたいんですけど。

飯田委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 通勤通学者の15名につきましては、1名が一宮から三宮へ通学されている方です。その他の方につきましては、ほとんど山崎から神戸、阪神間であつたり、一番遠いところは京都へ1名の方が通学されております。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 やはりこれを支援していった、実態がそれってことは、いわゆる北部のほうからのアクセスは、もうそもそも想定できないという話で理解していいんですかね。基本、そういう外に通学されたり、通勤される方は、やっぱりある程度南側のほうにいらっしゃらないと、制度が使えないということなんでしょうかね。実際にそういった方がいらっしゃるか、いらっしゃらないかわかんないですけども、実態を見ると、居住地自体が大分高速バスのほうに寄っていないと難しいのかなという気がするんですが。

飯田委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 この部分につきましては、やはり主となる山崎のバス停であったり、新宮駅への距離的な部分があるかと思います。一宮北部であったり、波賀、千種の方が通えないかと言えば、やはり通える部分もありますし、距離的な部分で、時間的な部分で難しいというところもあるかと思います。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 それも含めていくと、いわゆる中播磨、西播磨地域への通学の方、通勤の方という方への助成もしないと、市内でのあれば無理ですよ。北部から山崎まで出てくるのに30分、1時間かかる地区の人たちは、そこから考えたら、通勤通学に間に合う到着地点は、中播磨、西播磨でしかないわけなんで、その補助というのは考えられないんですか。

飯田委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 今現在、考えておりますのが、定住自立圏の中で2市2町、たつのを中心にそういった仕組み、相互に支援する仕組みというのができないかということは、平成29年度に向けて、今現在協議は進めておりますが、市の制度としては、課題はあろうかと思いますが、今のところ市独自の支援というのは考えておりません。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 わかりました。ぜひとも地理的にいろいろ市が広いということはいいわけではないですけど、そういうことで課題があるということをよく答弁の中で、言っているからなので、だったらそれに合わせて、やるべきことはやるということを考えていただきたいと思いますので、お願いします。

では、委員会資料の20ページの補助金の関係ですかね。若者海外研修支援云々というあれなんですけど、これ多分3年間の補助で、多分最終年みたいな感じだったと思うんですけど、個人名がここに書かれているので、ちょっと調べさせていただ

いたら、これは研究費をプロというか、研究者のプロに対する支援なんですかね。

この支援されている方、立場的にももう相当な立場で、若者ではあるんかもしれないですけど、支援を要するような方なのかどうかということ。あと内容的にも軍事であるとか、外交であるとか、そういう国政レベルのこの研究をされている方。なので、市の補助金を支給して勉強されたりとか、海外に行かれて、市に何が還元されているのかをちょっとお伺いしたいんですけど。

飯田委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 若者海外研修につきましては、お手元に持たれているとおり、最終的には1名の採用に至っております。3名いろいろと今まで応募があったわけなんけども、採用に至らなかったケースであったり、行った先の活動内容が全然申請内容と違っていたので、取り下げますという形になっております。

今言われた1名の方につきましては、3年間支援をさせていただいております。この方につきましては、委員がおっしゃられますとおり、物すごく専門的な部分というところがございます。その中で、市への還元というのを、もともと寄附者の意向としましては、若者が海外で学び活躍するためという形で、専門的な部分を含めてなんですけども、世界的に活躍できる方を支援していただきたいという思いがあったので、今回こういった支援制度にはなっておりますが、市としましては、やはりこの3年間の研修終わった後の部分につきましては、今現在も研究室のほうに在学されておりますので、その部分を何とか還元できるような部分、申請書にも書いてありましたが、行政との大学との連携であったりとか、地域づくり資金の集め方といったところについても、何とか連携であったり、報告会であったり、していただけるような場はつくっていきたいと思っております。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 財源が寄附という部分であれば、その方の意向に沿って支給するというのは、別に問題ないと思うんですけど、どう考えても、もう渡航費であるとか、そういったところも多分補助金の中で見ているのかもしれないんですけど、既にもう海外に在住されている、住所がもうそちらに行っているような感じの印象を受けましたし、そもそもこの方は宍粟市の方だったということですかね。市民でおられた方で、支給されるときには宍粟市に在住されていた方ということですか。

飯田委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 はい、宍粟市の市民でありました。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 大学の博士課程に通われていたというのは、平成25年ぐらいのときに聞いてはいるんですけど、どう頑張っても市に直接還元できるようなとか、連携をできるような研究をされてないですよ。その研究がいい悪いではなくて、地方自治というところに還元できるような分野ではないような気がするんです。なので、その寄附者の意向というのは尊重すべきだと思うんで、何とも言えませんが、ぜひとも、ちょっとそれだったら、もうちょっとやはり子供の貧困であるとか、今深刻な状況になっていますし、そういった学習支援ということも話題になってますので、そういうところに何か使えるようなことを寄附者の方と交渉できるのかどうかわかんないんですけど、非常に有効な制度だと思うので、ちょっとそのあたりを研究いただきたいなというふうに思うんですけども、どうでしょうか。

飯田委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 私どもも2回ほど寄附者の方と御相談させていただきました。やはりちょっとハードルが高かったであったり、やはり高校生、中学生の語学の部分についても何とか支援の部分が広げられないかということで、いろいろとお話もさせていただきましたが、やはり専門的な部分であったり、世界で活躍するような人に支援していただきたいという、まだ思いが強いので、課題はあろうかとも思いますが、そういったことも含めまして、また今後もまた寄附者の方にもそういった投げかけもさせていただけたらなと思います。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 寄附者の意向があるんで、別に特にそれに対して、どうこう言うつもりはないんで、そこだけ御理解いただければと思います。

あとは結構です。委員会等で聞いてもらいます。ありがとうございます。

飯田委員長 特にございませんか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 ないようでしたら、まちづくり推進部の審査を終了します。

西本副委員長 大変お疲れさまでございました。平成27年度決算まちづくり推進部の審査をこれで終了いたします。お疲れさまでした。

午後1時30分まで休憩をしたいと思います。

午後 0時23分休憩

午後 1時30分再開

飯田委員長 午後の審査に入ります。

まず、教育部の説明に入る前に、説明職員の方をお願いいたします。説明職員の方の答弁については、自席をお願いいたします。座ったままでお願いいたします。

どの説明職員が説明及び答弁をするかが、委員長席からはわかりづらいので、拳手をし、「委員長」と発言をして、委員長の許可を得て発言してください。事務局よりマイクの操作をいたしますので、マイクにランプがついたのを確認して、発言をお願いいたします。

なお、答弁は、質疑に対して的確に整理して行ってください。よろしくをお願いいたします。

それでは、教育部に関する審査を始めます。資料についてはあらかじめ目を通していただいておりますので、必要な部分についてのみ簡略に説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

藤原部長。

藤原教育部長 私の方からは、平成27年度教育部の事業の概要について説明させていただきます。

平成27年度宍粟市教育委員会は、就学前教育、保育の分野では、全ての子供に対する教育・保育を充実させ、安心して楽しく子育てができ、健やかに子供が育つ環境づくりに努めました。

学校教育では、学力の向上、体力・運動能力の向上はもとより、人権教育や道徳教育の充実による心の耕しを進め、さらに特別な支援を必要とする子供たちとその家庭に対する支援の充実や、宍粟市いじめ防止対策推進計画に基づいた宍粟独自のいじめ対策の推進など、全ての子供にとって、居心地のよい学校づくりに努めました。

社会教育の分野では、図書館施設を整備し、読書環境を充実させるなど、市民の皆様の生涯学習を支援することに努めました。

平成27年度の教育部の体制は、教育総務課、学校教育課、こども未来課、社会教育課、学校給食センターで、臨時職員も含めて約330人の職員で業務を行ってまいりました。

続いて、各課ごとの主な事業を説明させていただきます。

教育総務課では、学校規模適正化推進事業で、一宮北小学校の統合が完了し、平成28年4月1日より新校が開校しました。学級数は8学級、児童数は157人でスタートしました。また、安心・安全な教育環境の整備で小中学校10校の屋内運動場のつり天井落下防止対策工事を実施しました。千種中学校では、耐震補強大規模改修

工事を行っております。

学校教育課では、いじめ対策の分野では、いじめ問題対策委員会、いじめ問題対策連絡協議会を立ち上げ、いじめの早期発見、早期対応を図る体制をつくりました。

特別支援教育総合サポート事業では、指導主事を配置し、特別な支援を要する児童生徒に対する支援体制、整備に取り組んでまいりました。

ICT活用事業モデル事業では、波賀小学校、戸原小学校に大型モニターとタブレットを先行導入し、今後の市内での実施に向けての検証を行ってまいりました。

教育研修所機能強化事業では、旧野原小学校を専用の教育研修所として整備し、実施内容の拡充を図れるよう、機能強化を図りました。理科おもしろ実験を特定寄附を財源に全ての小中学校で実施し、理科に興味を持つ機会づくりを図りました。

こども未来課では、千種認定こども園を4月に開設し、9月からは新園舎がオープンし、宍粟における新たな保育・幼児教育の形としてスタートすることができました。

市内の幼保一元化事業では、一宮北中、一宮南中校区、波賀中校区で委員会を開催しております。一宮北中校区では、地域の方向が決まり、協議会に移行することとなりました。

社会教育課では、市立図書館は開館時間を30分繰り上げ、金曜日は1時間延長、このことによりまして、利用の拡大を図っております。千種図書館は、9月19日にオープンし、千種町における文化・生涯学習の情報発信の場となるよう利用の拡大を図りたいと考えております。

各生涯学習事務所では、高齢者大学や生涯学習講座を開催し、多くの市民の方が健康で生きがいのある生活を送ることにつなげていきたいと考えております。

給食センターでは、平成27年度は異物混入が多く発生し、その原因の解消として、調理場の照度アップ、老朽備品の更新等、発生を防ぐ対策を行っております。その後も、異物の混入は続いており、まことに申しわけなくおわび申し上げるところであります。今後、一人一人が、また組織として混入をさせない意識を持ち、取り組んでいきたいと考えております。

以上、平成27年度の事業概要を簡単に述べました。詳細については、審査の中で説明していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

飯田委員長 前田次長。

前田教育部次長 私のほうからは、資料の説明だけさせていただきたいと思います。

まず、教育部からは、第93号議案、一般会計の決算の認定について、お願いしたいと思っております。

まず、主要な施策の成果説明書でございますが、34ページのところに合併10周年記念事業の部分であります。そこで、下のほうに社会教育課の関係、3つの内容がありますので、それについてもよろしくお願いしたいと思います。

続いて、成果説明書の102ページからが教育総務課の関係でございます。

続いて、104ページ、いじめ対策総合推進事業からが学校教育課の関係部分でございます。

それから、106ページの下段、地域子ども・子育て支援事業からがこども未来課の関係部分となっております。

続いて、110ページからが社会教育課、本年度からは社会教育文化財課と課名を変更しておりますが、その関係の部分でございます。

最後に、112ページが学校給食センターに関係する部分となっております。

それから、教育部の決算委員会資料につきましては、まず目次に、見ていただいたらわかると思えますけども、教育総務課部分が1ページから4ページまで、学校教育課の部分が5ページ、それから、こども未来課部分が6ページから9ページまで、社会教育文化財課部分が10ページから16ページまで、それから、学校給食センター部分が17、18ページとなっております。

あと、参考資料といたしまして、先ほど部長が説明しましたけども、学校規模適正化、幼保一元化の推進の状況を19ページ以降からつけております。

以上でございますので、よろしくお願いしたいと思います。

飯田委員長 教育部の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。通告がございますので、順次、質疑を行います。

東 豊俊委員。

東委員 それでは、教育部に関して、3点通告をしておりますので、順に追ってお聞きをしたいと思います。

まず1点目ですが、主要な施策の成果説明書の104ページの上段になりますけども、いじめ対策総合推進事業について、一応決算額155万1,000円になっておりますけども、スクールソーシャルワーカーの配置によって、平成27年度に関して、不登校、いじめなり諸問題に関して、どのような変化が見られたのかをお聞きしたいと思います。

飯田委員長 山本課長。

山本学校教育課長 スクールソーシャルワーカーの配置によって見られた変化について、お答えをします。

本市では、いじめや不登校等の問題に関する相談体制の充実を図るために、さまざまな専門性を有するメンバーが連携して、学校等へ支援を行うしろう学校サポートチームを組織しています。

特に、平成27年度は週1回スクールソーシャルワーカーを配置して、この学校サポートチームの活動に参加をしてもらったことで、従来はできなかったような多様な学校支援ができたと分析評価をしております。

まず、不登校につきましては、平成26年度の集計によりますと、全国における不登校児童・生徒の割合が1.21%で、ここ数年増加傾向にあります。当市でも、平成27年度は不登校34名、前年度の平成26年度は27名となっております、全国の傾向と同様に増加という結果となっております。

しかし、学校サポートチームがかかわることによって、学校の話は聞きたくないと言っていたような生徒が、週2日程度登校できるようになったりでありますとか、放課後だけですが、少しずつ登校できるようになるなど、部分的にはあります。登校につなげることができたという、そういった事例もありますし、別室登校であった生徒が、1日1時間、2時間程度教室に入ることができるようになったという事例もございます。

これは、スクールソーシャルワーカーが、教師とはまた違った視点で、生徒や保護者に対してさまざまな提案をしたり、登校しやすい環境づくりを学校の教職員と一緒に考えたりしたことによる成果であるというふうに考えておりました、学校はもとより、不登校の子供を持つ保護者からも大変評価をしていただいた部分であります。

今年度、平成28年度からは週2回スクールソーシャルワーカーを配置していただきましたので、一つ一つ丁寧に子供や保護者の思いに寄り添って、きめ細かな支援を心がけ取り組んでいるところでございます。

以上です。

飯田委員長 いじめに関して。

山本学校教育課長 続けて、いじめについて申し上げます。

いじめにつきましては、これはもう増加傾向にあります。相談の中に、学校サポートチーム、入ってくることもございますが、先ほども申しましたように、不登校への支援を主たる目的として活動している、そういったこともございまして、相

談の件数としては少なくなっております。学校や保護者から相談があったという事例も少しありました。いじめや、家庭内暴力等の問題行動についても、相談がありました。そういった場合につきましては、子供支援、学校支援、家庭支援を行っているところでございます。

飯田委員長 東委員。

東委員 ソーシャルワーカーの配置によってどのような変化が見られたのかということだったんですが、今の答弁を聞いていると、通り一遍のような答弁のような気がするんですが、もともとこれは私代表質問でも行いましたけども、不登校とか、いじめとかそんなものは、本来はあってはならないものなんですよ。それが、現実にあるんですけども、今も答弁をお聞きしますと、不登校についても20件以上、いじめも増加傾向にあるというような中で、平成27年度1年間の実績という、ソーシャルワーカーによって、どのような変化という問い方をしましたけども、結論的には実績という問い方にしたほうがよかったかもわかりませんが、大きなそういう変化は見られなかったというように、今の答弁で受けとめたんですけども、もう一度、ちょっと詳しく説明願えないですかね。

飯田委員長 山本課長。

山本学校教育課長 スクールソーシャルワーカーがかかわったことによる変化ということですが、いじめの件数、認知件数でございます。それから、不登校者数という点からしますと、そういった好転は見られなかったということになります。スクールソーシャルワーカーと言いますのは、カウンセラーと若干視点が違う角度から子供・保護者にかかわっていただく、そういった職でございまして、心の問題を見るのだけではなく、環境の問題でありますとか、家庭環境の問題、親との関係、友達関係、そういったところの不適合の状態に着目をして、活動をしてくださるといった特色がございまして。

変化という意味では、学校の教職員に教師目線だけの対応で保護者にさまざまなお願いをしたりでありますとか、子供に呼びかけをするだけでは、なかなか登校を促すことができなかつたり、問題の解決にはつながらないということで、子供や親のニーズに応える、困り感を受けとめる一方で、さまざまなそういった環境、例えば、登校の形態でありますとか、クラスの中の活動する時間帯でありますとか、家庭で取り組む家庭学習の状況、その場面でありますとか、そういった今までには、子供が生活の中で体験したことのない、そういった取り組みを提供する中で、好転していく状況もあったということで、かかわってくださる先生方には、今までの自

分の取り組みを見直していただく、大きなきっかけになったというふうに評価をしているところです。

以上です。

飯田委員長 東委員。

東委員 じゃあもう1点だけ、スクールソーシャルワーカーと担当課とは年間何回ぐらいの会議なり面談なり話し合いを持っています。

飯田委員長 山本課長。

山本学校教育課長 昨年度は、週1回の勤務をしてもらっておりますので、例えば、学校に赴いていただいた後、その相談活動に乗っていただいた後につきましては、全て事務局との連絡調整は行っております。学校訪問につきましては、年間35回というような目標を立てておったんですけれども、それ以上の結果が出ており、50回近い訪問をしていることを御報告申し上げます。

以上です。

飯田委員長 よろしいか。

続いて、関連がございます。西本委員。

西本委員 成果説明書の104ページ上段のいじめ対策総合推進事業でございますけれども、子ども見守りネットパトロール、この事業のことでございますけれども、どの程度不適切な書き込みや画像を監視できるのか、不適切な書き込み等を見つけて、どのように具体的に対応するのか、またそんな事例は年間で何件ぐらいあったのか、教えていただけますか。

飯田委員長 山本課長。

山本学校教育課長 お伺いの点について、お答えします。

本市が専門的知識を有する民間業者に委託して行っておりますネットパトロールでは、ツイッターやフェイスブック、インスタグラム等のサイトにおいて、児童生徒が書き込んだと、登校したと思われる文章や画像を監視しています。

なお、無料通信のアプリでありますLINEとか電子メールの中身については、当事者でないと見ることはできませんので、このネットパトロールの対象ではありません。このネットパトロールで不適切な書き込みが見つかった場合、緊急性を要するというふうな判断をされた場合については、即座にこの契約業者から教育委員会へ連絡が入ることになっております。

なお、平成27年度に契約業者から報告があったものは、約100件ありました。いじめにつながったり、人権侵害となったりするような書き込み等はありませんでし

たけれども、内容としましては、喫煙や飲酒が疑われるような投稿、クラスメイトや部活の仲間と撮った写真を安易に掲載しているといった事例が最も多くございます。こういったことは個人情報の保護という観点からしましても、非常に課題が多いというふうに考えておりました、厳しく学校から指導をしていただいているところです。

特に、個々の顔と名前が特定できるような写真の投稿につきましては、個人情報の安易な流出につながって、犯罪に悪用されるというようなことも考えられますので、慎重に取り扱うよう児童生徒を指導していただいているところです。

以上です。

飯田委員長 西本委員。

西本委員 そのネットパトロールで不適切なものが見つかったときに、直接その発信した人にどうこうというのではなくて、要するに業者が連絡してきた状態で手が打てるんですか。

飯田委員長 山本課長。

山本学校教育課長 手が打てるというのは、学校の教員が、その関係している子供たちを指導するという意味で手を打つ。そして、そのICT機器がスマホのような場合は、家庭で買い与えられているというようなことも考えられますので、保護者も含めて、継続した指導の依頼をしているということでもあります。

画像をすぐにとめれる、とめれないの問題は、またこれはテクニカルな部分として、課題として残るんですけれども、十分今のところは対応できているなというふうに感じております。

以上です。

飯田委員長 西本委員。

西本委員 100件ぐらい連絡がきて見つかったということなんですけれども、これを具体的にそういうアクションを起こしたというのは何件ぐらいですか。

飯田委員長 山本課長。

山本学校教育課長 今ここに手持ちのデータがありませんけれども、記憶では数件というふうに思っております、ほとんどが中学生、そして対象では当初なかったんですけれども、高校生同等数、やはりございます。小学生につきましては、現在のところ個別に指導したという件は1件もございません。

飯田委員長 西本委員。

西本委員 一番よく使うであろうLINEとか電子メールが、これはパトロールで

きないという状況の中で、やっぱりまだまだこのいじめとか見てましても、LINEなんかがよく出てきますしね。さらにもう注視して、いじめとかそういうのに発展しないように、お願いしたいということですけども、そのLINEとか電子メールに対してはどういう対応になりますか。

飯田委員長 山本課長。

山本学校教育課長 おっしゃるとおり、LINEのやりとり、中身につきましては、大変悩ましい問題であります。しかしながら、これは業者から教えていただく、情報提供いただいたものの一つなんですけれども、そういったところにもある画像は、今現在の子供たちの状況を見ておりますと、必ずネット上にも掲載している率が非常に高いと。特に、写真につきましては、コピー、使い回しといったものが多いという傾向があるというふうに教えていただいております。ネットで1つ検出されたものは、必ずLINE上でも回っているというふうに生徒指導の担当者等を中心に、意識を高めまして、日ごろよりそういった子供への啓発を注意深く進めているところです。

以上です。

飯田委員長 西本委員。

西本委員 LINEが直接いじめの対象者と、それからいじめる側とやる場合がありますよね。その場合はもうほとんど発見できないということですか。

飯田委員長 山本課長。

山本学校教育課長 はい、ネットパトロール上で発見することはできません。

飯田委員長 西本委員。

西本委員 そうということだけで管理できるわけではないんですけども、全ていじめが発生しない、発生源を断つという部分で努力していただきたいと思います。

以上です。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 私も、いじめ対策総合推進事業について、お伺いします。

前年度といじめの発生件数の差ということは、微増ということで、先ほどの東委員の答弁の中で伺いました。確かに、認知の仕方というか、ここまでをいじめというふうにするという基準が変わったということで、増減はそれに影響される部分あると思うんですが、これまでの基準でも今の基準でもかかわらず、いじめというのが、前の基準ではいじめというのが、この対策推進事業によってどう変化したかという数はわかりますか。

飯田委員長 山本課長。

山本学校教育課長 対策推進事業に変わって、取り組むようになりまして、徐々にふえてきているというふうに御報告申し上げたいと思います。

平成26年度、この事業に取り組み始めました。本市においても、いじめ防止の対策推進条例を平成27年4月から施行ということで、議会のほうでも条例の制定お世話になりました。年を追って、いじめの認知件数についてはふえてきております。

具体的に言いますと、平成26年度の認知件数が20件、平成27年度は33件、文部科学省の通知も含めた強い指導がありました昨年度末から今年度にかけて、今年度は既に現時点で40件、いじめの認知の報告を受けているところです。

以上です。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 わかりました。じゃあその文科の通達が今年度に入って、そのふえたのは、認知のラインというか、基準が変わったというところなんですけど、じゃあ、平成26、27年度を比較しても、比較は同じ基準でやっているということで、微増ということで認識します。

先ほどちょっと不登校の話も出たんですけど、いじめと不登校の関連というのは、よくあるんですけども、不登校の原因の中で、僕20年ぐらい前に、その文科の非行とか不登校の事業にちょっとだけかじったことがあるんですけど、そのときに、不登校の理由として、怠学、いわゆる勉強についていけないということで、もういやだっ、学校行く自体がいやだっというふうになってしまうというのが主な原因に挙げられてた、それから時代は大分変わってますけども、そういう意味において、このいじめもそうなんですけど、教職員も含む大人、部活の顧問の先生であるとか、そこにかかわる指導者がいるんだったらそうかもしれませぬ。子供たちにかかわる大人の、言ってみればそれが不登校とかにつながっちゃったら、やっぱパワハラみたいになってしまうと思うんですけど、そういう事案はなかったんでしょうか。

飯田委員長 山本課長。

山本学校教育課長 教師の行き過ぎた指導により、子供が精神的に苦痛を訴えたという事案は、昨年度1件ございました。このことにつきましては、教職員の任命権者であります兵庫県教育委員会とも連携して、当該教員を指導するとともに、その子供や保護者に対して改めて謝罪をし、再発防止策を伝え、信頼の回復に努めるといった取り組みを昨年度1件、相談を受け、取り組んだところでございます。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 わかりました。恐らく僕この条例ができるときに、懸念として伝えたのが、子供同士だけのいじめが何か子供たちの心の傷になるわけではなくて、そういった大人の何げない一言であるとか、かかわりが結果的には子供たち同士のいじめと同等の心の傷になる場合があるということで、そのあたりは注視してくれということとは申し上げました。

行き過ぎた指導による先生への指導が1件あったということで、逆に、指導をしない、してくれない、ここで何か適切に対応をとってくれたら、トラブルが拡大しなかったのに、指導をしなかったとか、逆に勉強についても、しっかりと教わっていないとかということに関しての保護者からの苦情であるとか、要望であるとか、不登校の原因がそこに当たっているというのではないのでしょうか。

飯田委員長 山本課長。

山本学校教育課長 委員のおっしゃいます教職員でありますとか、成人、大人からの行為によって、子供たちが感じる精神的苦痛、これについては、いじめという言葉でも整理されませんし、パワハラとも言えないと思います。不適切な指導というふうなことで、我々指導するわけなんですけれども、昨年度保護者等からそういった相談は何件かございました。いじめに関するものは2件、教育委員会事務局、青少年育成センター、学校サポートチームを通じて、あったことを御報告いたしますけれども、今申し上げたように、教師とのふぐあい、指導に対する苦情でありますとか、友達づきあいやクラスメートとのやりとりでトラブルがあって、部活動の活動が困難になったり、教室に入りたくないといった訴えをしてくる、そういった相談が実は最も多くございます。

以上です。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 ちょっと最後の最も多くというのは、何が最も多かったのか、ちょっとごめんなさい、聞き漏らしたのか理解不足で申しわけない。

飯田委員長 山本課長。

山本学校教育課長 申しわけありません。相談件数かなり多いんですけれども、一番多いのが、子供たちの訴える友達づきあい、クラスメートとのやりとりのトラブルで、学校生活が苦しいんだと、困っているんだけれども、なかなかうまくいかない。先生もかかわってくださっているんだけれども、なかなかうまくいかない、どうしたらいいのでしょうかという訴えが一番多かったというふうに申し上げました。失礼しました。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 それは、先生が、解決するしないというか、先生にもうちょっと何とかしてくれないかという意味ですか。という相談とかですか。

飯田委員長 山本課長。

山本学校教育課長 教師の指導に対する苦情については、もう100%厳しい、子供が窮屈な思いをしているといったもので、子供の学校生活で感じている苦痛、それをなかなか解消することができない、部活の中で、うまくいかないんだ、クラスの中で、友達つきあいがうまくいかないんだ、学校生活がうまくいかないんだということに関しては、ほとんどの例が教師はよくかかわってくださっているというふうに、相談を受けます。しかしながら、事態が好転しない。何とかよい手はないでしょうかという相談です。

うちはこういった相談を受けた場合に、学校のスクールカウンセラーからの情報も得ながら、児童生徒支援スーパーバイザー、そして、スクールソーシャルワーカー、会議を持ちまして、どんな打つ手があるかといったようなことから、対応しているといったような現状です。

飯田委員長 少し答弁と質疑がかみ合っていないと思うんですけども。

鈴木委員。

鈴木委員 わかりました。育児でも、虐待というのとネグレクトというのがあるぐらいで、何もしないということも言ってみれば負のアクションになってくるので、そういう意味も含めて、もうちょっとこうしてほしいとか、もうちょっとわかりやすい授業をしてほしいとか、あと、クラスでいじめみたいなものがあるとちょっと聞いたんだけど、解決してほしいとか、そういう先生の指導をもっとしてほしいとか、もうちょっとポジティブにというか、アクションを起こしてほしいという相談が、どれくらいあったかということです。

飯田委員長 山本課長。

山本学校教育課長 先生の指導をもっとしてほしいといったようなことは、ほとんどなかったというふうに思っております。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 わかりました。それは多分教育委員会と現場での認識の違いか、それが情報として挙がってこないのかもしれないですけど、相当数あるんですけど、別にそれは個別でどうこうというあれではないんですけど、もうちょっとこういうときにこういう指導をしてくれたら、ここまで深刻化しなかったのに、何で放置していたん

だというものが、勉強にしても、人間関係にしても、結構見受けられるんで、ちょっとそのあたりは、なかなか難しい課題かもしれないですけども、いじめ対策の中で、やっぱり子供同士というところに注視をしているんですけども、やはりそういう複合的な部分も含めて、対策であるとかを考えていただきたいなと思います。この件に関しては、結構です。ありがとうございます。

飯田委員長 それでは、追加はございませんか。

なければ、次、東委員、特別支援関係にお願いします。

東委員 それでは、2点目になりますけども、同じ成果説明書104ページ、ページ数は同じですが、下段のほうの特別支援教育総合サポート事業、ここについて、質問をしたいと思います。

特別支援教育の支援員は、年々ふえてきていると思うんですが、何人までふえているのかということも1点目。それから、支援員相互の情報交換を支援員の支援の内容は、それぞれ違いがあるわけですよね。そんな中で、支援員相互の情報交換、年間何回ほど持っているのでしょうかと。支援員の間だけで持っていること、それから、教育委員会を交えて持っていること。その部分をちょっとお聞きしたいと思います。

飯田委員長 山本課長。

山本学校教育課長 2点にお答えします。

平成27年度は15校に15名の特別支援教育支援員を配置しています。なお、肢体不自由のために、特別支援学級で学習している児童1名に対して、学校生活の介助を行う介助員というのも1名プラスアルファで配置をしております。

平成26年度は13校に3名、介助員1名というふうになっております。なお、特別支援教育支援員につきましては、可能な限り研修に参加をしてもらって、対応のあり方について研修を受けてもらったり、支援員同士だけではなくて、そういった特別な支援を必要としている子供とかかわっている教員とも意見交換、情報交換をしてもらったりして、日ごろの取り組みの参考としてもらいました。

このような研修会を平成27年度は年間6回開催をしました。また、学校教育課の児童生徒支援スーパーバイザーが、学校の校内研修に赴くことが、年間最低どの学校でも2回実施をしております。多い学校では4回、そういった中で相談を受けたり、スーパーバイザーが指導助言を行ったりして、支援員としてのスキルを向上していただけるよう、取り組みを進めてきたというところでございます。

以上です。

飯田委員長 東委員。

東委員 2点目のいわゆる支援員相互の情報交換ということで、先ほど15名の支援員が、今あるということなんですが、その15名の支援員が一堂に会して、いろんな情報を交換をするという機会は、持っていないということでしたね。

飯田委員長 山本課長。

山本学校教育課長 はい、特別支援教育支援員だけの連絡会、意見交換会は持っておりません。

飯田委員長 東委員。

東委員 それは、持つてはいけないというような規則になっているのですか。それともなぜそういう情報交換の場を持たないようにしているのですか。

飯田委員長 山本課長。

山本学校教育課長 特別支援教育支援員は、教師が授業を行っている、その授業の中で、支援を必要としている子供について、個別に指導を与える。こういった活動が主となります。したがって、教員との連携、チームワークが大事になってくるということで、どこまでを分担するのか、どういう趣旨でやるのか、その辺が意思疎通を図れないと、子供に有効な手だて、支援をすることができないということになります。よって、教育委員会としましては、学識者も交えたような教職員研修の中で、ともに子供の状況を語っていただいたり、悩みを語っていただくことが有効と考えて、このような研修体系をとっているところです。

飯田委員長 東委員。

東委員 いろんな人を交えてやる、学識経験者などを交えてするということはもちろん有効であると思います。もちろんね。先ほども言いました教職員と支援員との連携、もちろんこれは大事だと思います。私も数は少ないですけども、そういう支援員の方が指導をしている場面を何回も年間見る場合があります。大変な任務だなというふうに感じています。ですから、支援員の方は支援員の方で、いろんな悩みとかいろんなことを知りたい部分があると思うんです。

そんな中で、支援員同士が、情報交換を持てば、あの場合はこういうふうにしてます。この場合はこういうふうにしてますとか言って、一つ支援員が向上するのに、非常に役に立つんじゃないかなという思いで、そんなことはしているんじゃないかと思って聞いたんですけども、1回もしていないと、それは。あくまでも、有識者とか、そういうのを交えただけでの有効と思うんで、それだけにとどまっているということですが、今後もそういう方針には変わりないんですか。

飯田委員長 山本課長。

山本学校教育課長 研修の中で、グループワークを行ったりする、そういったことをこの6回の研修では多く取り入れてきました。その中で、今委員おっしゃいましたように、さまざまな悩み等が出てまいります。そういったことをやはり捉えますと、今後は、支援員同士の交流、意見交換、また支援員だけのところに事務局がまいります、さまざまな環境等の話し合いをしたり、職務条件の話をしたりする必要もあろうかと思しますので、今後、検討してまいりたいというふうに思います。

飯田委員長 東委員。

東委員 検討という言葉がありましたけども、現場、支援員の人は支援員の立場がありますよね。学識経験者ももちろん大切ですけども、現場のことは現場の人でないとわかりませんよね。実際に携わった人でないと、そのことはわかりません。物事は全て一緒です。机上だけでは全くわからないことがいっぱいあります。

ですから、あくまでも現場の人が現場のことを話し合う。これが最良の策だと思って聞いたんですけどね。ですから、検討という言葉ありましたけども、十分それは考えていく必要があると思います。と同時に、そのときに聞きましたけど、支援員間だけの情報交換ということがありましたけども、教育委員会を交えてということ、これも先ほど言いました。15名の支援員の方とそして教育委員会、例えば教育長、教育委員のメンバーとのそういう情報交換があれば、なお支援員に対しての支援員の実態がよくわかるし、また、その学校学校でどんな支援を必要としている生徒が、どんな状況なのかも、全て教育委員会も把握ができると思います。

だから、そういう意味で、支援員間だけの情報交換、教育委員会を交えての情報交換はどうだったんでしょうかという聞き方をしたわけです。言わんとする、聞こうとしていることわかっていただけました。その上で、もう一度お聞きします。

飯田委員長 山本課長。

山本学校教育課長 メンバー等の選定、年間の回数等の設定、さまざまなことを検討しなくてはならないと思いますが、前向きに開催に向けて計画し、やっていきたいというふうに思います。

飯田委員長 関連、鈴木委員。

鈴木委員 私も特別支援教育の件で、先ほど人数に関しては15名、今いらっしゃるということでお伺いしました。教員というか先生の育成過程とか免許の制度を見るとわかるんですけど、特別支援教育に携わる先生の免許というのは、小中学校の免許を基礎として、その上に乗っかっているような制度になっていて、やはりそれな

りのというか、専門知識を求められる分野だと思うんですけども、その15名の方が、どういう資格の方とか、その資格があるからイコールオーケーということはないんですけども、やっぱりその資格制度というのは、ある程度のラインを維持するという意味で重要かと思うんですけど、そのあたりはどういう内訳になっているかを教えていただきたいんですけど。

飯田委員長 山本課長。

山本学校教育課長 支援員につきましては、教員免許状を有するものというふうな規定で採用をしております、特別支援学校の教員免許状は限定的、そこがないと採用しないというふうにはしておりません。15名の方は教員免許状は持っていらっしゃいます。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 イコールそれは、特別支援の教員免許状は持っている方はいらっしゃらないということですか。

飯田委員長 山本課長。

山本学校教育課長 申しわけありません、ここに今、ちょっと手持ちのデータがございませんので、確認が取れません。後ほど御提供ということによろしいでしょうか。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 いるかないかだけでもわからないですか。

飯田委員長 山本課長。

山本学校教育課長 まことに申しわけございません。教員免許状があるかないかという要件でしか我々採用の際に見ておりませんので、今不確定な情報を伝えられないというのが現状です。申しわけありません。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 僕はその教員免許を取ったのは大分前の話なんで、その制度とかどうなっているかよく知りませんが、当時よりもやはり障害というか、いろいろ特別の支援が教育を有するという子がふえているのが実態だと思います。県内の特別支援学校でもやっぱり定員オーバーで、プレハブを建てたりとかということもありますし、今社会の流れがインクルーシブ教育ということで、地域にというふうになっているので、そういう意味では、対応できないというのはわかしますし、それだけの有資格者がいるというふうにも思っていないんですけども、ただ、もし教員免許状だけを持ってらっしゃって、携わってらっしゃる方なら、夏休みの特別講座とかで、

単位を取得して、兵庫教育大学へ行けば、多分その資格は取れると思うんです。基礎免許としてがあるんで、ちょっと乗っければいいだけの話なので。

そういう意味でも、そういった内地留学まではいかないですけど、そういうキャリアアップの制度とかそういったものはないんでしょうか。

飯田委員長 山本課長。

山本学校教育課長 市の教育委員会として、そういったことを保証しているという取り組みはございません。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 これ、だけど、一般財源使って、県の何か負担とかそういうような県の事業ではないですよ。市の単独事業というか、独自事業ですよ。そのとこでいくと、やはり資格の有無を聞いてないこと自体もちょっと微妙なんですけど、あってもなくても、教員免許さえ持っていれば、多分キャリアアップは幾らでも制度として残っていると思います。

特に、兵庫教育大学とかに関して言えば、現職の先生が学び直したりとかというところにも大分力を入れている大学なんで、そういうところはちょっと制度として、やはり熱意とか情熱だけで済む世界ではないので、やはりそれなりのプラスアルファ実習も別にしなければいけませんし、単位も別に取らなきゃいけないという多分制度になっていると思うんで、そういう意味では、そういうところも含めて、制度として担保してあげておくほうが、せっかくやっているのにもったいないなという気がするんですけど、そのあたりは検討の余地ぐらいはあるんでしょうか。

飯田委員長 山本課長。

山本学校教育課長 財政的なことを少し勘案しないといけないことですので、今この場でどうというふうには言えないんですけども、臨時職であるということ。それから、近隣の市町においては、特別支援教育支援員は時間勤務の職員が多かったり、資格は問わない、支援員ということで、あくまで教師が指導する、その補助をする、子供の支援を一部担うという趣旨のものでありますので、なかなかそういった踏み込んだところまでの施策は打ちにくいのかなというふうに思っております。

しかしながら、教員自体には、さまざまな免許更新でありますとか、キャリアアップとおっしゃいましたけれども、特別支援学校の教員免許状、そういったものの講座の紹介はしておりますので、啓発ぐらいからは始められるのかなというふうに考えております。今言っていたこと、少し情報を集めて検討してみたいというふうに思います。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 最後にしますが、例えば、学校の特別支援学級であるとかを担当されている先生の資格状況はどうなんでしょうか。

飯田委員長 山本課長。

山本学校教育課長 特別支援学校の免許を有している教員は、市内で18名というふうになっております。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 それは、市内の各学校の特別支援学級を担当されている先生が、その有資格者が皆さんついてらっしゃるという認識ですか。

飯田委員長 山本課長。

山本学校教育課長 市内におきましては、それ以上に学級数がございますので、特別支援学校の教員免許を有していない教員も、特別支援学級の担任をしておる、それが現状でございます。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 そのことも含めて、やっぱりスーパーバイザーの方が、別にいらっしゃるとは思うんですけども、そういった専門的な知識であるとか、スキルであるとかは、相当求められる分野だと思いますし、ただ単にというか、特別支援学級に別に課程を持ったことが、逆効果になる可能性も出てきてしまうんでそうなる。そのあたりしっかりチェックというか、どういう教育が行われているのかとか、それが、その障害に適合しているのかとかということも含めて、スーパーバイザーの方にちょっと活躍していただきたいというふうに思うんで、そのあたりはお願いだけして、答弁は結構です。

飯田委員長 次の質疑に移ります。

東委員。

東委員 それでは、3点目に移りますけども、成果説明書の107ページになります。子ども子育て施設型給付委託事業に関してですが、待機児童、平成27年度当初はゼロでした。平成27年度の結果としては15人ということになってますけども、保育士の配置が対応できないだけの理由で、こういう結果になったのでしょうかということとです。

また、旧対象児童数に関して、市外施設での児童、これは市内で対応できないからのそういう理由なんでしょうか。それとも、19名となっておりますが、ほかの理由でこうなっているのでしょうか。この2点をちょっとお聞きしたいと思います。

飯田委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 保育所に入所する子供の要件については、平成27年4月1日に子ども子育て支援新制度がスタートし、従来の保育にかける子供から、保育を必要とする子供に変更になっております。この改正に合わせて、国から待機児童の定義について、通知が出ております。

今回、この通知に基づき、待機児童について、宍粟市でもいま一度精査をし、この通知の公表に至ったところであります。

3月31日現在の待機児童15名の内訳といたしまして、ゼロ歳児が10人、1・2歳児が5人でございます。保育士の配置基準といたしましては、ゼロ歳児につきましては、子供3人に保育士1人、1・2歳児につきましては、子供6人に保育士が1人という配置基準になってございます。この待機児童の原因につきましては、先ほど委員のほうからの質問の中にありましたように、保育士の不足によるものでございます。年度の途中後半で新規に入所希望のあった子供の増加に合わせて、年度の途中で採用する保育士が見つからないために、待機児童が発生しております。

この15人の待機期間につきましては、平均して2.8カ月で入所ができておりまして、4月1日には全員入所をし、現在は待機児童はゼロということになっておりますので、御報告を申し上げます。

それから、保育の広域利用についての御質問でありますけれども、この市外の施設で保育を受けている児童については、保護者の仕事等の都合によるものであります。保育所については、児童福祉施設ということで、広域利用の利用が可能になっております。宍粟市内の保育所では、市外の子供を37人、昨年度は受け入れをさせていただいております。

変わりました、宍粟の子供19人が市外の施設に利用をしております。それは主に、里帰り出産や、勤務地の都合等によるものでありまして、宍粟市のほうから市外のほうへ、宍粟の子供ということで保育の委託をさせていただいております。

以上です。

飯田委員長 東委員。

東委員 よくわかりました。

それで、2点目の市外施設での児童というのは、これはもうはっきりわかりましたけれども、待機児童の件ですけれども、ゼロ歳児、それから1・2歳児、それはいいんですが、保育士の数が今落ちついたということなんですが、保育士の数が絶対数足りないということはないわけですね。

飯田委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 この保育士については、非常に難しい課題がございます。と申し上げますのも、昨年度は、年度の途中で保育を利用を申し込まれた方が123人ございます。年度の途中で123人に合わせて保育士を探していくということになっておりました、特に年度の後半で申し込みをされる方の部分につきましては、例えば、来年の4月入所の申し込みにつきましては、この11月に申し込みを受け付けまして、来年4月からの利用決定をするわけでありまして、合わせて、今年度の利用についても、1月、2月、3月に申し込みをされる方がございます。そういったところで、4月1日には入所は決定しているんだけれども、前倒しで育児休業等の期間の関係で、できるだけ早く預けたいという方がございます。そういったところに対応するというのが非常に難しいという現状がございます。

飯田委員長 東委員。

東委員 いやいや、そうじゃなくて、いわゆる年度途中の場合はもうしょうがないですね。いわゆるこういうふうにご設定してましたよと、設定していて、年度途中で設定以外のことが起きるわけですから、これはもういたし方ないという、これはわかりました。じゃあ今度、年度が変わりましたら、それなりの対応をするので問題なくなってますという今の答えだったんで、それが、いや年度が変わっても、保育士の絶対数が足りないんで、なかなか対応できなくなるんじゃないかと、保育士は足りてますよということで捉えていいのですかと聞いたんです。ちょっと聞き方が悪いですか。保育士は、要は、保育士が絶対数足りないということはないんですねということです。保育士は十分足りているんですねということです。年度途中では対応できないけれども、年度が変わればきちっと対応できるように、保育士はちゃんとそろっていますよという。

飯田委員長 回答できますか。

中尾課長。

中尾こども未来課長 宍粟市では、来年度の入所児童を募集に当たりまして、できるだけ早くに申し込みをしていただくということで、年度の途中で入所を希望される方につきましても、あらかじめ事前の申し込みというのを受付をさせていただくことにしております、そういった申し込みのあった方につきましても、先ほど御質問のとおり、保育士は確保させていただいておりますので、4月1日は待機児童がゼロでスタートできております。

ですから、ある程度の範囲で保育士は確保はできているというふうに思っております。

ます。

飯田委員長 東委員。

東委員 ちょっと私の聞き方が悪かったのかわからへんね。要は、宍粟市に保育士が10人必要なんですと。だけど、今保育士は9人しかいないんですというもののなのか、いや、11人おりますよと言うものか、どちらですかという聞き方をしたんです。

例えば、中学校の部活で野球部が8人しかいないから、陸上部から1人引っ張ってきて9人にして何とか出る、そういうものですかということを知っているわけ。絶対数が足りているか、足りてないかということを知っているわけ。保育士が。

飯田委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 やはり、こういうふうに待機児童ということで、数字が出ておるということは、その絶対数としては保育士が不足している現状があるというふうに考えております。

飯田委員長 東委員。

東委員 不足してたら、今落ちつきましたという、さっき答えがありましたけど、落ちつかないでしょう、足らなかつたら。保育士が足りないのになぜ落ちついたの。だから、話がおかしい。

飯田委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 これから後半にも、毎月子供の入所の申し込みが出てまいりますので、そういったところで、今の現状につきましても、この4月からこの半年の間に74名の入所の増加を見ております。ですから、このまま申し込みが推移していきますと、いずれどこかの、今現在はゼロなんですけれども、11月、12月、あるいは年を明けて1月というようなところで、待機児童が出そうなことは予測ができますので、そういった部分で、慢性的に保育士が不足しているということについては、申し上げたところであります。

飯田委員長 東委員。

東委員 ちょっとかみ合っていないような気がするんですよね。もう一回繰り返しますけども、10人いるところを9人しかいないのか、10人保育士が必要なところを9人しか保育士がいらないのか、いや11人いるんだけども、年度途中はなかなかそういうことができないので、年度が変わらないとできないのか、それを聞いているんです。聞かんとしてはわかっておられるね。

飯田委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 大変申しわけございません。現在、待機児童ゼロでございます。

すので、国の基準に基づいて、今お預かりしている子供さんにはしっかりと保育士がついて、保育ができておりますので、その点において、今現在は保育士は充足しておるといところでございます。

飯田委員長 前田次長。

前田教育部次長 失礼します。今、東委員が言われた件についてなんですけども、宍粟市が最初10人が要ることについて、その10人については、10人要るところに11人ぐらいは確保しております。当初に。ただ、それが、2月とかになりますと、それが12人ぐらい保育が必要となる人が出てくることがあるんです。子供が生まれたり、そういうことがありますので、家庭の事情等でゼロ歳の子供を預けるつもりはなかったんですけど、預けることが出たということになると、ゼロ歳の子になりますと、3人について1人の保育士が要するという、これで一番大きいんですけども、割合で。ゼロ歳の子がふえますと、どうしても、保育士がその分必要になるということがありますんで、その2月とかのそういう、当初予想できてなかった分で、ある程度は余裕を持ってるんですけども、それ以上の入所希望があった場合に、どうしても、保育士さんが足りないということがありますので、その2カ月とか3カ月、しーたんの中で募集はかけておるんですけども、要望がないということで、待機児童がやむなく発生する期間が2カ月とかそれぐらい発生するという状況になっております。

飯田委員長 理解できましたか。

はい。

それでは、鈴木委員、引き続き。

鈴木委員 私も待機児童15名のことなんですけど、これ年度途中でということは、いつというタイミング、それはそれぞれだと思っんですけども、結局、公立の保育所も合わせて、恐らく、例えば3人に1人必要なところが、まだ2人しかいないというところも集めたら、その15名ぐらいは何とか、どこに通いたいという希望がなければ、充足されるぐらいの感じかなと思っんです。

だから、どこかの施設というところに、ここに通いたいとなったときには、もうその定員が入れない。けどほかの市内全体を見たときには、公立も含めて、どこかにまだゼロ歳児もう1人預かれるとか、1歳児もう1人預かれるというところがあると思っんですけど、そのあたりは、調整はしないんですかね。もう、ここに通いたいとなったときには、もうその定員を調整するしかないという話なんですか。

飯田委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 委員御質問のとおり、保育の必要性につきましては、市が調整をするという機能役割を担っております。ですから、ただ、宍粟市広い市域でございますので、山崎の方が千種のこども園に通うというのは、物理的に無理があるということで、一応目安としまして、山崎は山崎町内の保育所で、一宮町は一宮町でというような単位で調整をさせていただいております、ここに挙げております15名の待機児童につきましては、全て山崎町で発生をしております、公立3園、私立が7園というこの10園で調整をした結果、入れないということで待機児童として計上をさせていただいております。

飯田委員長 いいですか。

鈴木委員。

鈴木委員 それもまあ、市が広いんでということが、ネックになってくるような言い方なんですけども、それこそやっぱりちょっと確かに通うのは不便かもしれないんですけど、山崎の方が一宮、千種に預けていただくとか、そういう意味も込めて、そのファミリーサポートの事業であるとか、そういったことであるとか、小っちゃい子なんで何とも言えないんですけど、そういう何か別の制度で、そのあたりを担保して、市内で学区がないわけですから、保育所に関して言うと。そういう意味で、待機が出ないように協力できるということは不可能なんではなかろうか。もうそれを言っていたら、もう1園しかない地域はもう無理ですよ。どう頑張っても。1人新たに雇用しない限りは待機になってしまいますよね。その要望がないだけであって。何かその制度的に補完できるものはないんでしょうかね。

飯田委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 先ほどから申し上げておりますのは、あくまで保育所、児童福祉施設としての施設の正式な入所の申し込みに対する待機児童という観点でございます。先ほど委員から御指摘のように、入れないから終わりということではなくて、それぞれ家庭での保育が可能かどうか、あるいは一時預かり等のサポートはできないか、先ほどありましたファミリーサポートの支援が受けられないかというようなことで、総合的な見地から相談に乗っておりますので、そういったところで、緊急的にどうしても来月から入所しないと回らないというようなケースについては、個々の対応ができているというふうに考えております。

飯田委員長 よろしいか。

審査の途中ですが、2時50分まで休憩に入ります。

午後 2時40分休憩

午後 2時50分再開

飯田委員長 教育部の審査を再開します。

通告に基づき、岡前委員。

岡前委員 当該年度は、ちくさ認定こども園が開園された年であったんですけども、宍粟市で初めての認定こども園ということで、そこに書いておりますように、子供の育ち、従来、幼稚園と保育所に分かれておったんですけど、1カ所で幼保両方の機能を持ったところで、保育、教育を受けるというふうなことで、その子供の育ちの評価方法とか、その期間というふうなものはどういうふうを考えておられるのか、お聞きします。

飯田委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 幼保連携型認定こども園は、教育基本法第6条の規定に定める学校施設として、幼保連携型認定こども園教育保育要領に基づく幼児教育保育の提供が義務づけられております。

子供の育ちの評価及び記録については、認定こども園法施行規則第30条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園園児指導要録により、学籍簿の記載と指導に関する記録をとることになっております。

特に、幼児教育・保育の認定にかかわらず、学級を編成している満3歳以上の全ての園児については、指導要録の作成により、あらかじめ1年ごとに幼児教育・保育のねらいを定め、振り返りで子供の育ちについて評価を行い、記録を行います。

この記録は、子供の就学に合わせて、小学校へ送致することで、子供や保護者が安心して学校生活スタートできるように連携を図ることとしております。

以上です。

飯田委員長 岡前委員。

岡前委員 そのとおりやと思うんですけども、私は問題に思いますのは、この認定こども園ができる経緯を考えたときに、公立幼稚園を残してもらいたいという声はかなりあった中で、認定こども園ができたという経緯があると思うんです。

そういう意味では、公立の教育・保育を残してもらいたいという声があったということを考えてみるときに、今2年間でしたか、幼稚園のベテランの先生が、一応園長として配置されておるというふうなことで、今現在は公立的な性格を維持していると思うんですけども、その校長先生が去ったときには、丸々社会福祉法人の

純粋な運営に変わるわけですね。そういう意味では、今のちくさ認定こども園の性格というのもおのずと変わっていきますし、社会福祉法人は社会福祉法人で、一口にやっぱり保育理念とか、教育理念とか持っているからこそ、社会福祉法人がたくさんあるわけで、そういう部分で言いますと、公立の今の公的な部分の側面を担うために、幼稚園の先生を校長先生が配置されているんですけども、その園長をやっぱりもう少し長い目で、安定して本当に社会福祉法人が運営できるんかどうかなんかのをしっかりと見きわめることをしていくために、2年とか3年とかで引き上げるというふうなことではなしに、もっとやっぱり5年とか10年とかそんなスパンで、要するに子供を預ける側の保護者が安心できるようなやっぱり人的体制をつくっておくことによって、安心できる認定こども園というふうなことに初めてなるのではないかなと思うんですけども、そういうことは考えられませんか。

飯田委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 ちくさ杉の子こども園の運営に当たりましては、教育委員会のほうでも、市内で初めての私立の学校園ということになりましたので、特に教育委員会の園所訪問にも、公立と同じように訪問をさせていただき予定をしております。

それから、学校関係者評価の取り扱いにつきましても、ほかの公立の学校と同じように、教育委員会の持つておる公立の園所の評価の仕組みを導入をしていただいております。

それから、また職員の研修の部分につきましても、公立の幼稚園教諭、保育士が受けております研修会には、必ず同じように案内をさせていただいて、同じ視点で受けていただいております。そういったことが、園長の派遣によって行われているのではないかとありますけれども、そのあたりにつきましても、協定書を交わして、しっかりと社会福祉法人と教育委員会、市の中で約束ができておまして、いずれ御指摘のとおり、民間に返していく中でも、その部分については、しっかりと担保できる、そういったことがしっかりと確認ができる、検証ができるまでは、派遣をさせていただくということが必要かというふうに考えておりますので、そういったところは、しっかりと残せるように取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

飯田委員長 岡前委員。

岡前委員 大変、そのとおりにやっていただいたらええんですけども、問題は冒頭でも言いましたように、どういうふうに評価をして、純粋に社会福祉法人に任せて

もいいのかということ判断していくかということが大事になると思うんです。

それで、やっぱりそのときに、保護者の意見を踏まえて、やっぱり従来どおり幼稚園の先生に園長としておってもらいたいというふうな声が続く限りは、少なくとも杉の子こども園にもおっていただくというふうな、親の声というのはすごく重要ですからね。そういうふうなことも一つ検証の大きな課題として、しっかりとつかんでおいてもらいたいと思うんですが、教育委員会の内部での検討で、もうこれで大丈夫だから、もう先生を引き上げますよというふうな、そういう考え方ではなしに、地域やとか、保護者も十分交えたそういう評価委員会をつくっていただいた中で、協議会があると思うんですけれども、そういうところで、保護者の声も十分聞いていただいて、もうこれだけ経験を積んでいただいたんだから、もう法人に任せてもいいですよというふうな声が保護者から聞こえて、初めて、園長を社会福祉法人の職員から選んでもらうというふうなことにしてもらう必要が、私はあると思うんですけれども。

飯田委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 委員御指摘のとおり、ちくさ杉の子こども園の運営に当たりましては、宍粟市認定こども園運営ガイドラインに定めのあるとおり、保護者、地域、運営主体、市の4者でなる運営協議会、4者協議会を設置して運営に当たっております。

先ほどありましたように、保護者や地域の意見をお聞きしながら、その部分につきましては、丁寧に協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

飯田委員長 よろしいか。

関連で、鈴木委員。

鈴木委員 私も幼保一元化推進事業の点で、事業目的というところに、幼保一元化をすることによって、幼児教育・保育環境の充実を図るということになってます。

実際に、こども園によって、これまでより充実が図られた部分が一体どこなのか、また、運営が始まってみて、予想外も含めてでしょうけど、課題として上がってきているものは何なのか、そのあたりを伺います。

飯田委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 まず、充実が図られた部分でありますけれども、まずは一番最初に掲げております子供の育ちに必要な子供の集団の確保ということが図れたというふうに考えております。

それから、質の高い幼児教育・保育としまして、養護教諭、栄養士の専門職員を

配置しております。それから、幼稚園児を対象にした給食の提供が実施できております。それから、従来は、保護者の送迎が基本でありましたけれども、通園バスの運行ということで、実施をさせていただいております。

加えまして、一時預かりや延長保育等、保護者のニーズに合った保育の提供を実施ができるようになりました。また、こども園では、地域子育て支援事業の実施ということで、園児以外の地域の子供や保護者へ相談の窓口として、事業を実施しております。また、小学校との連携強化を図っております。

最後に、職員の資質の向上といたしまして、研修体制の確保が図れたというふうに考えております。施設を集約したことにより、お互いに昼間の時間、保育を離れて研修へ参加しやすい環境が整ったのかなというふうに考えております。

一方で、課題でありますけれども、外部評価の取り組みとしまして、2月末に37人の保護者全員にアンケート調査を実施し、その結果をもとに学校園所評価を実施しております。その評価結果から、子供の集団が確保され環境が整ったことから、「園児が毎日喜んで登園している」、「日々の様子で子供の成長を感じる」との声が聞かれる一方で、一部の保護者からは、「子育てについて相談がしにくい」、「参観日等の園行事のあり方に課題がある」などの声も聞いております。

これまでの幼稚園と保育所が一緒になり、こども園として新たなスタートを切ったことで、幼稚園と保育園の保護者の就労形態のあり方に園運営について課題が一部あるというふうに捉えております。

これからの園運営において、保護者や地域の意見をよく聞きながら、柔軟な対応で臨んでいくということが必要であり、一つ一つ丁寧に対話をすることで解決できるものというふうに考えております。

以上です。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 わかりました。まあ、基本いいことばかりではなくて、いろいろ課題も出てくると思うんで、しっかりそこに対応していただきたいということと、いろいろな協議の中で伺っているところで、幾つか課題としてというか、問題として挙げられてるのが、施設の中に、ちょうど園児の頭の位置ぐらいですかね、ちょっと角というか、鋭利な部分があるとかということの懸念をちょっと保護者の方から聞いているんですけど、そのあたり、ハード面の改善は何かなされているんでしょうかね。

飯田委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 確かに、園の開園に合わせまして、例えばドアノブの高さであったりというようなところで、建物の壁のところには角があるとかというようなことも、意見としてはお伺いしております。その都度、ガードのクッションテープを張ったりというようなことで、園のほうで個々に対応しております、なかなか設計の段階では気がつかなかったことでもありますけれども、その都度保護者の意見を、子供の安全を第一に考えながら、対応はできているというふうに考えております。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 ハード面、あと遊具のこともちょっと懸念があったんで、そういったところは対応はしていただいていると思いますので、今後も安全のことも含めて、よろしくをお願いします。

もう一個、先ほどの外部評価の中での保護者の意見の中で、子育ての相談がしにくくなったというところがあったと思うんです。これどちらかということ、多分、そもそも、もともと幼稚園に通われていた保護者の方が感じられているのかなというふうに思います。オフィシャルではそういった相談窓口があるというふうにはあるんですけども、幼稚園の方の行動と言えば、お迎えに行ったときに、ちょっと先生にきょうの様子を聞いて、ちょっとそこで相談というようなこと、その間に、子供たちが遊具で遊んでいるとかというのが、通常かな、通常かどうかわかんないですけど、普通の姿かなと思うんですけど、それが保育所に通っている子供たちのお昼寝の時間と、送迎の時間がぶつかってしまって、どうしてもすぐに幼稚園の子を引き取っていかなきゃいけないというところで、どんどん相談できる雰囲気ではないというふうになってきているというのも、一部聞いているんですけど、そのあたりは、滞園時間というのかな、お迎えの時間の変更であるとか、場所の変更であるとかということで、対応はできているんでしょうかね。

飯田委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 委員御質問のとおり、そういう声を最初に届いております。その中で、幼稚園児の子供を迎えに来た保護者、そのときに相談がなかなかしにくい、お昼寝をしている子供がいるからということでもありますけれども、広い園舎でございまして、相談の部分につきましても、いろんな部屋が使えるわけですから、ハードな部分というよりも、ソフトな面として、できるだけ対話を重視するようということで、現場のほうで工夫して取り組んでいただいておりますので、その点については、改善できているのかなというふうに考えております。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 ぜひとも今後、認定こども園を進めるのであれば、そういったところの課題は、また、それを解消したからといって、またやり始めたら、違う課題がということで、それはイタチごっこだと思うんですけども、ぜひそこに真摯に向き合っ
て対応する必要があると思うんで、そこはお願いしておきたいなというふうに思います。

あと、その点については、なかなか4者協議という部分で、いろいろ話ができる
というか、協議をするというふうにおっしゃってますけど、幼保の協議会に限らず、
そういった附属機能的なものというか、会議ではなかなか一般の市民の方が意見を
言える状態ではなかったり、言ってもなかなか取り上げてもらえなかったりという
のが、やっぱり幼保の協議会では、結構あったので、そうではなくて、やはりそこ
についても真摯にというか、受け取ってやっていただきたいとしますので、それ
で、本当に子供たちであるとか、保護者の方の意見をしっかりと吸い上げて、それ
が、園の運営に反映できるように今後もやっていただきたいというふうに思います。
何かあれば。

飯田委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 いずれにしましても、この園をつくるのに2年かけて保護者
や地域の方に御参加をいただいて、丁寧に協議をして進めてきたものでありますの
で、委員御指摘のとおり、これからもそれぞれ地域の御支援をいただきながら、保
護者や地域の方と丁寧に話し合いを進めて、園運営に努めていきたいというふうに
考えております。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 済みません、ちょっと飛ぶような話なんですけど、それに関連するので、
通告の一番上の公立保育所・幼稚園別の運営費補助金等の一覧をぜひとも資料提供
いただきたいとします。今回、私立のほうには、こういういろいろなどという経
費がというのがあるんですけども、公立のほうはちょっと見えにくいので、これな
ぜかと言うと、やはり民間の認定こども園にしたほうが、いわゆる財政的な部分、
あとは市民の税負担の部分も含めて、そちらのほうは言葉悪いですけど、効率的と
いうふうな話も結構出てますので、本当にそうなのかどうかというのは、やはり、
それを見比べて、市民1人当たり預けている人も、預けていない子も、本人も含め
て、これだけの税負担がかかってくるというところを比較して、どちらがいい選択
なのかというのを見ていきたいとしますので、お願いします。

幼稚園のことに關しても、交付税で、例えば1人園児幾らというような交付税措置されてますので、それも含めて、本当に民間にしたほうがいいのかどうかというのは、財政面でもジャッジしていく必要があると思うんで、そのあたりの資料提供をお願いします。

飯田委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 委員長と御相談をさせていただきまして、資料の提供に努めさせていただきたいと思います。

飯田委員長 林委員。

林委員 私のほうからも、認定こども園について、ちょっとお尋ねいたします。

先ほどの答弁の中で、若干出た部分もあるんですけども、宍粟市の初めての認定こども園が千種にできたわけなんですけれども、当初幼保一元化計画の説明があったから、いろいろと反対があったりして、いろいろと議論の末、ようやく新築のちくさ杉の子こども園ができて、去年開園したわけなんですけど、私も最初の説明のときには、自治会長の立場で聞いておったことがあるんですけども、その後、今の立場になって、竣工式とか、入学式、それから、卒園式、それから運動会とかには行かせてもろたんですけども、その場ではなかなか話もすることができませんでしたけども、当初は、いろいろと反対の意見も耳に入っておりました。

ですが、三、四回行った時点では、そういう話は耳に入ってきてませんでした。それで、ええもんつくってもろてよかったということは耳に入るんですけども、そういう今までの経過から見れば、いろんな意見もあってもええと思うんですけども、なかったんで、教育委員会の方は、よくそういう懇談とかされておるだろうと思うんで、千種地域の、地域や保護者の方々は、どういう受けとめ方をされておるのか、また、それについて、教育委員会としては、どういう思いを持っておられるか、ちょっと聞かせてほしいと思います。これは部長さんのほうがええんかな。

飯田委員長 藤原部長。

藤原教育部長 先ほど、中尾課長が申したとダブるかもしれませんが。昨年4月に開園しまして約1年半たちました。その中で、私の教育委員会として受け取っておりますのは、おおむね満足されているのかなという声を受け取っております。集団化によりまして、子供たちも大勢と遊ぶ、異年齢の子供たちと遊ぶということで、行くのを楽しみしておるとか、また、施設としましても、給食やまた送迎ということについても、充実しているということで、おおむね評価をいただけるんじゃないかと考えております。ただ、その幼稚園と保育所のあり方がまだ調整がついて

いないなというところがありますので、その点については、今後検討といたしますか、杉の子こども園が解決していくことということで、教育委員会のほうも指導していきたいと考えております。

以上です。

飯田委員長 林委員。

林委員 私にもあかんとかというような批判的な意見が入ってきてなかったんで、教育委員会のほうもそういうことも入っておらんようです。ですが、今から、まだ運営が始まったばかりなので、いろいろ課題も出てくると思うんです。やっぱり宍粟市、こども園を推進していく上に、ちくさがモデルとなると思うんです。ですから、できるだけちくさのこども園の運営をええぐあいにもして、早く宍粟市内に復旧できるように頑張ってもらいたいと思います。終わります。

飯田委員長 次に移ります。

岡前委員。

岡前委員 これは監査の意見書で、教育委員会に関するところで64ページで指摘してあることで、大切なことであると思ひまして、聞かせていただきたいんですけども、今、奨学金というのはほとんどが貸与で、宍粟市の場合は、高校生については、人数制限ありますけども、入学当初に5万円というふうなことで、支給というふうなことでしております。それで、今回、監査委員からの指摘としては、奨学金事業については、出資者の意向を確認し、奨学生給付として有効利用できるよう検討されたいというふうなことで、貸与ではなしに給付というふうなことに踏み込んでおられる点が大変重要やなというふうに思います。

ただ、出資者の意向というふうなことが書かれておるので、小椋・松本奨学金のことを指しておられるのかなということ、これを給付型に変えてしまうと、原資を食いつぶしていつかはなくなるというふうなことになるので、こういう方式はなかなか難しい。ということになりますと、市がそういうふうなところに踏み込んでいかなければならないと思うんですけれども、そういうことで、やっぱり今国でも学生支援機構の奨学金だけではなしに、給付型の奨学金も考えなければならぬというふうなことで、文科省のほうも考え始めております。

やっぱり、子供を育てやすいまちづくりという意味からも、やっぱり子供の学費をどう工面していくかということ、親は大変苦労するわけですね。そういうところで、やっぱり宍粟市としても、こういう給付型の奨学金というふうなことも一定考えていく必要があるし、また、こういうふうに監査委員さんが指摘しておると

ということのやっぱり重みも考える必要があるんじゃないかなと思うんですけども、その点いかがでしょう。

飯田委員長 橋本課長。

橋本教育総務課長 先ほど監査委員さんからの意見、奨学金事業については、出資者の意向を確認し、奨学生給付として有効利用できるよう検討されたいという意見が付されております。

御存じのように、小椋・松本奨学金は、合併前の旧波賀町において創設をされました。宍粟市発足後も出資をいただいた故人の意志を踏まえて、貸付地域を限定して、奨学金事業を運営しております。奨学金の出資の関係者にこの3月に貸付範囲の拡大であったり、その辺の意向も一度確認はさせていただいたんですけども、地域を限定した利用を望んでいるという御意見をそのときにはいただきました。

ただ、事務局としては、引き続き、宍粟市の通学時の奨学環境がよくなるよう、あらゆる検討をしていきたい。また、出資の関係者にもいろいろと御相談、意見を伺いたいと思っております。

以上です。

飯田委員長 岡前委員。

岡前委員 先ほど言いましたように、小椋・松本奨学金が、原資を使っただけの給付事業というのは、事実上困難かと思imasるので、やっぱり大学や専門学校へ行くときの授業料というのは、大変多額になっておりますので、やっぱりそういう部分についても、教育委員会として、踏み出していく時期に来ているんじゃないかと思imasるので、こういうことが、監査委員が指摘事項として挙がっているという重みを十分踏まえていただいて、検討していただきたいと思imasですけども、部長どうですか。

飯田委員長 藤原部長。

藤原教育部長 監査委員さんからは、貧困対策という意味も含めて、給付型の奨学金をどうかという提案を受けております。これは非常に大きい財政的な保証が必要でありますので、それは、市の財政と含めながら、今後検討していきたいと思っております。

飯田委員長 その分については以上なので、続けて岡前委員の分お願いします。

岡前委員 それでは、教育委員会の資料の11ページに、平成27年度の本の購入冊数が書いてあります。それで、千種の図書館が新たにできたということで、千種の購入冊数も多いわけでありましてけれども、それで、一応宍粟市、以前から懸案になっておりましたちくさミニ図書館という位置づけが、ちくさ図書館という位置づけに

なって、波賀の文化センターも図書館と言えるかどうかわかりませんが、一応図書館的な機能、本の冊数から言ってもあるのかなと。

それで、あと一宮はまだその域には達してないかなと思うんですけども、そういう部分で、一つは一宮町の今後の図書館としての位置づけをどう考えておられるのかということと、あと宍粟市の山崎町の図書館を中心にして、3つのサブの図書館というふうな位置づけになると思うんですけども、これらを今大変パソコンでつないでいただいて、貸し借りも便利になっておるんですけども、全体の本の蔵書のあり方として、どういうふうな、あくまで宍粟市図書館にあるものを各北部の図書館にも幾らか設置するという事なのか、それとも宍粟市全体で、新しい蔵書というのをふやすために、本館にないものでも、支所と言いつたらおかしいかもしれませんが、北部3町の図書館にはありますと、それで、検索したら、宍粟全体として借り入れる本は今までとは違って、すごくふえますよというふうな考え方で進められるのか、そのあたり、せっかく千種も多額の金をかけて、図書館というふうに名乗れるようなものになるのかなというふうに思うんですけども、そのあたりどういうふうに考えておられるのか、お聞きしておきたいと思います。

飯田委員長 田路課長。

田路社会教育文化財課長兼係長 岡前委員の質問に対して、お答えをさせていただきます。

まず位置づけのところですが、これはもう御存じかと思いますが、条例的に言いますと、山崎の宍粟市立図書館につきましては、独立の宍粟市立図書館条例による設置となっております。それから、北部3町の図書館、図書室につきましては、それぞれの生涯学習センターの併設あるいは附属施設としての位置づけとなっております。

御指摘のように、平成22年度から4館共通の図書管理システム、パソコンによりますシステムを導入をいたしまして、蔵書の検索でありますとか、また図書館相互の図書の貸し出し、返却についても、どの図書館でも行っていただけるように、整備をいたしております。

それぞれの役割ということなのですが、山崎の図書館につきましては、蔵書室も一番大きいところがございますので、宍粟市全体を総合的な図書館としての位置づけになるのかなというふうに考えております。

また、それぞれの3町の図書館、図書室につきましては、それぞれ地域性もございますので、地域に特徴的な蔵書を備えるとかといったようなことで、それぞれの

特色を出しながら、そしてまたそれぞれ生涯学習センターにつきましては、高齢者大学を初めといたしまして、地域の生涯学習活動の拠点ということになっておりますので、よりそういった生涯学習活動の中での利用活用を図っていきたいというふうに考えております。

それで、それぞれの蔵書の購入等につきましては、それぞれの図書館、図書室の司書を中心に住民の方の利用のニーズ等も聞きながら、全てが買えるというわけではございませんが、要望になるべく応えられるようにはいたしております。

山崎の図書館にあって、逆に3町にない図書もありますし、逆の場合もあります。それから、また、どの図書館にも同じ本があるという場合もございますが、今、相互4館が一体的になって、利用促進を図っていく中で、そういった蔵書のやりくりといえますか、相互の貸し出しも行っていきたいというふうに考えております。

飯田委員長 図書館関係について、鈴木委員。

鈴木委員 私は、そのデジター図書のことについて伺います。

ちょっとデジター図書というのが、そもそもどういうものかというのは広がらないので、その説明も含めてお願いしたいんですけれども、市立というか、山崎の図書館では貸出等の取り組みがなされていると思うんですけども、先ほど岡前委員がおっしゃったとおり、その3町の生涯学習センターに併設されている図書館等では、そういった対応ができているのか、まずそこを伺います。

飯田委員長 田路課長。

田路社会教育文化財課長兼係長 デジター図書でございますけれども、内容的には、視覚に障害のある方が、読書活動に親しんでいただけるようにということで、まず機器ですね。いわゆるポータブルのレコーダーと再生機を平成27年度に宍粟市の図書館で購入をさせていただいております。あとの3図書館については、現在のところそういったデジターの機器は備えておりません。もし、ほかの3館で利用されたいということでありましたら、宍粟市の山崎の図書館の機器を北部のほうへ貸し出しをいたしまして、最寄りの図書館、図書室で利用していただけるということにはいたしております。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 わかりました。

もう一つ、開館時間という部分で、延長されて、その分利用がふえているというのは、今先ほど御報告あったとおりなんですけれども、それは山崎の市立図書館という部分だと思う。ほかのところはその生涯学習センターという部分でいくと、10時

まで使えたりとかってするんですけど、図書館というのは、どういう位置づけになっているんでしょうかね。

飯田委員長 田路課長。

田路社会教育文化財課長兼係長 生涯学習センターに併設いたしております図書館、図書室については、朝9時から5時までの利用になっております。今のところ、夜間の利用はいたしておりません。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 生涯学習センター条例とかで、そのあたりはうたってるんですかね。何か10時までできるようなニュアンスで、この条例を読み込んでいるんですけども、そのあたりはどのように位置づけされているんでしょうか。

飯田委員長 田路課長。

田路社会教育文化財課長兼係長 生涯学習センターの部屋の利用とか、ホールの利用につきましては、夜間の利用もございますので、10時までの利用といたしておりますが、図書室につきましては、職員の体制のこともありまして、5時ということにいたしております。新たに、新設しましたちくさ図書館につきましても同様の扱いにいたしております。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 わかりました。

時間がふえれば利用がふえるというのを、基本遠くにお仕事に行かれて帰ってきてという、社会人とかだったら特にそうですし、お子さんとか連れてくるのであれば、働かれています方多いんで、そういったところも利用が進むと思うんで、ぜひとも開館時間あたりは市内統一するなりということで、ちょっと御検討いただきたいと思います。

ちくさ図書館の利用状況、開館時間は今伺いましたけど、利用状況はどんな様子かをお伺いしたいんですけども。

飯田委員長 田路課長。

田路社会教育文化財課長兼係長 ちくさ図書館につきましては、冒頭の部長の説明でもございましたように、平成27年9月19日に開館をいたしまして、丸1年が経過したところでございます。利用統計上、平成26年度と比較しまして、貸し出しの利用者数で719人の増、それから、貸出冊数で1,827冊の増加があったという報告が上がってきておりまして、先ほど来でございますように、隣接するこども園とも合わせて、開館以来多くの方に利用していただいているのかなというふうに認識しており

ます。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 場所のことも含めて、前の図書室よりは充実してきて、それを利用されているということは、うかがい知れましたんで、これも先ほどのほかの図書館と同じで、開館時間のことで何度かやはり保育所に迎えに行ったときに、帰りに迎えに行った人とちょっと本を選んでいこうとかということも想定されるというか、それがあってしかるべきエリアだと思いますので、そのあたりも含めて、ちょっと開館時間も検討いただきたいと思います。

また、千種のB & Gのほうも夜まで大分やっていますので、それとやっぱり一緒にどちらがついでかわかんないですけど、一緒に本を借りるとかということも、あそこ文教ゾーンとして整えたのであれば、そういったところも含めて、検討いただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

飯田委員長 田路課長。

田路社会教育文化財課長兼係長 今後の課題とさせていただきます。

飯田委員長 高山委員。

高山委員 お二人の委員さんからほとんど聞かれたらと思うんですけども、私は事前に質疑を出しております中身について、重複する部分はあるかと思うんですけども、先ほど開館時間のことを同僚議員が言われてました。この中で、金曜日ということを設定されておるようなんですけれども、金曜日と設定することによって、かなり利用者がふえたということなんですけれども、2日にした場合はどうなるのかなという、私は思いましたんで、2日にしたら、それだけの利用者がふえるのかなという話なんですけれども、そのあたりは、やはりその利用者の、金曜日でしたら次の日が休みだったり、そういったことで利用度が高いんだと思うんですけども、平日の場合、2日間と設定した場合利用者がふえるのかどうか、そのあたりどうお考えかなと、先にそれを伺いたいんですけれども。

飯田委員長 田路課長。

田路社会教育文化財課長兼係長 まず山崎の宍粟市立図書館につきましては、開館時間を30分繰り上げをさせていただきまして、9時30分からといたしております。

それから、御指摘のように週1回金曜日に閉館時間を1時間延長をいたしております。これも、平成27年度から取り組ませていただいておりますんですけども、利用者の増ということは現象的にはあらわれております。

中身的には、朝の時間帯にはやはり高齢者の方が、朝用事に行かれるとか、仕事

に行かれる前に寄っていただくというケースが多いようでございます。それから、夕方のほうは、おっしゃったように、週末土日に読む本を借りようというような仕事帰りの方の利用が多いというふうに報告を受けております。

ただ、今後2日にすることなことなんですけれども、やはり1年間通してみますと、冬季、冬の期間がやっぱり利用がちょっと極端に芳しくないという状況がございまして、また、職員の勤務体制等のことありまして、今のところは現状維持させていただきたいなというふうに考えております。

飯田委員長 よろしい。

高山委員。

高山委員 ある程度理解をいたしました。本当に利用者のニーズに合ったようなやっぱりそういう時間設定をしていただいたら、ありがたいかなと思うんですけれども、その中で、もう1点が、広域連合の中で広域連携による枠ができましたんで、その中で、先ほども言われておったんですけど、宍粟市内の中で、山崎にある図書館からほかのちくさ図書館にしる、波賀町の図書館ですか、文化センターにしる、そこそこ貸し出しができるということなんですけど、広域連合の場合、その貸し出しというのが、今システム化されておるんですけれども、そのあたりは今のところいかがなんでしょうか。

飯田委員長 田路課長。

田路社会教育文化財課長兼係長 これにつきましても、平成27年11月1日より播磨圏域の中核都市広域連携ということで、それぞれ各市町の図書館の相互利用ということで、宍粟市のほうも加入をさせていただいております。

数字的なところを申し上げますと、平成27年度末で市外の他市町の方が宍粟市立の図書館へ登録をさせていただいているのが42名ございます。それから、逆に、宍粟市の方が他市町の図書館に行って、登録をされている数が108名というふうに報告を受けております。ということは、こちらへ来ていただけるより、宍粟市の方が他市町、特に隣接する安富、あるいは新宮の図書館の相互利用が多いようでございますけれども、そういう傾向がございまして、このあたりもより宍粟市の図書館の魅力を高めていく中で、他市町の方にも来ていただくような工夫をしていかなければならないのかなというふうに考えております。

飯田委員長 高山委員。

高山委員 本当に、人の流れが逆になればいいかなと思うんですけれども、それは、蔵書の関係でそういったことが見られるのか、求めている本がないからという意味

だろうと思うんですけど、そのあたりいかがでしょうか。

飯田委員長 田路課長。

田路社会教育文化財課長兼係長 蔵書的なところもあるかとは思いますが、やはり今言いましたように、隣接する新宮ですとか安富との利用が多いので、通学だったり通勤の関係があるのかなというふうには考えております。

飯田委員長 高山委員。

高山委員 蔵書につきましては、当然のことながら予算がつきますので、またそのあたりいろいろと考えていただいて、広域連合の関係で、借りよいシステムづくりを構築していただきたいと思うんですけども、先ほどデイジー図書の話がされておりました。デイジー図書、CDなんですけども、そのCD何枚ぐらいお持ちなのかなと思うんですけども。というのは、ダウンロードをすることができるんですね。だから、私も少し勉強させてもらおうと思って、ホームページを開いたら、サピエ図書館というのがあるんですよ。その中で、そこからダウンロードをできるようです。その数が5万タイトルほどあるようです。そういったことで、私も勉強させていただいて、やはりそういった障害をお持ちの方に少しでも情報提供させていただいて、皆さんに楽しんでいただくということ、また勉強していただくということも大事なんじゃないかなと思いますので、そのあたり少し研究していただいて、行く行くは、やはり各ミニ図書館であったり、文化会館であったり、そこらにもやっぱり貸し出しするようなことができるようなシステムづくりをしていただいたらなど、このように思っておりますので、よろしく願いしたい、このように思います。

飯田委員長 田路課長。

田路社会教育文化財課長兼係長 御指摘のように、昨年度からデイジー図書を宍粟市図書館のほうに備えさせていただいておるんですけども、残念ながら、余り今のところ顕著な利用件数には至っておりません。こちら側のPR不足もあると思います。

御指摘のように、サピエ図書館というのがございます。また、兵庫県内にも点字図書館というのがございまして、そういったところも個人の方が利用できるサービスを提供されておりますので、個人でそういった点字図書館、サピエ図書館等も利用されている方もおられるのかなというふうに思っておりますが、御指摘のように、今後とも利用促進について、PR等進めていきたいというふうに考えます。

飯田委員長 高山委員。

高山委員 もう1点だけお願いしたいんですけども、これは通告にないんですけど

れども、実は、私も勉強の途中ですから、少しわかりづらいんですけども、御提案をさせていただきたいなと思うんですけども、拡大、大きくなる図書、拡大図書というのがあるらしいですね。御存じですか。

飯田委員長 田路課長。

田路社会教育文化財課長兼係長 それは、大活字本のことでしょうか。高齢者の方とか、視力が弱い方等につきましては、大活字本という、一般の図書よりも大きな活字を使用した図書がございます。それこそちくさ図書館のほうでは、大活字本をちょっと積極的に導入しようということで、昨年度買わせていただいた蔵書の中にも大活字本をかなり入れさせていただいているところではございます。

飯田委員長 高山委員。

高山委員 課長おっしゃるとおりなんですけれども、それは逆に、著作権法が改正されまして、普通の本を拡大ルーペというんですけども、それで見ることができるようになったようです。そういうことで、今おっしゃったように、目の御不自由な方とか、そういった、我々も老人になったら見にくくなりますよね。そのときにルーペを使って本を購読するということができるようです。なかなか普及してないようですけれども、一遍そういったことをお考えになって、図書の普及に努めていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

以上です。

飯田委員長 田路課長。

田路社会教育文化財課長兼係長 貴重な御提案として受けとめさせていただきます。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 図書館の関連で、今広域連携の部分が出たんで、市外の方、市内の方の状況を伺いました。これも先ほどちょっと開館時間のことにもかかわるんですけども、やはり山崎の方が龍野とか安富とか行く、安富は近いからあれですけど、そういう蔵書が充実しているところに出かける時間と、北部3町の方が山崎の市立図書館に来られる時間というのは、ほぼ多分おんなじか、という感じだと思うんです。

そのことも含めて、やはり文化的な格差が生まれてくる可能性があるんで、そのこともぜひ考慮していただいて、開館時間であるとか蔵書のことを考えていただきたいと思います。

蔵書に関して、先ほど通勤・通学の関係でそういう状況だというふうにおっしゃってましたけど、蔵書はほぼ穴粟にあるものは、姫路にほとんどあります。穴粟にないものでも、当然姫路にあるということで、僕も何個かインターネットで検索し

て、この本が山崎にあるかどうかと調べたんですけど、ほとんどヒットしなかったんですけど、それが、姫路に行ったらほぼあって、しかも分館にも必ずあって、全て貸し出し中とかというふうになって、もうそこでも格差が生まれてきてしまうんで、そのあたりも含めて、蔵書のこと、あと開館時間のことで、その格差が出ないように御配慮いただきたいと思っておりますので、それだけ申し上げます。

飯田委員長 続きます、鈴木委員。

鈴木委員 じゃあ、具体的なところで、ICT活用授業について、伺います。成果説明105ページ、この事業、先ほど御説明いただいたように、タブレットとか大型モニターを使って、わかりやすい授業づくりの一助ということで書いてあるんですけども、当初の説明では、学力状況調査で全国平均ということが目標値になっていたんですけど、なかなか1年では、成果とか見えないと思うんですけど、導入した学校の特徴であるとか、ダイレクトに言えば学力調査の点数であるとかということに効果が見えているんでしょうか。そのあたりをまず伺います。

飯田委員長 山本課長。

山本学校教育課長 導入した2校において、変化・効果が見られたのかということについてですけれども、委員もおっしゃいましたように、実質昨年度導入後、この2校が大型モニター、タブレットシステムを使用できたのが3カ月程度ということで、結果平成27年度の学力状況調査、もうすぐ発表になるかと思っておりますけれども、市の平均レベル変わらないものと、従来と変わらないレベルというふうに捉えております。間もなく全国の数値も発表になるかというふうに思いますけれども、御報告申し上げます。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 当然だとは思いますが、ただ、ここをモデルにして、モデル事業ですよ。それを広めるかどうかというのは、ある程度の検証があった上でないと、本当に広めていいのかどうかというところが出てくると思うので、ぜひともそのあたりは、慎重にやっていただきたいと思っております。非常にお金のかかるものですし、そんなに、申しわけないですけど、先生方が使いこなせるということなど、大分勉強されたりとか、研修積んだりとかと、またハードルが出てくると思うんです。ただでさえ忙しい状況の中で、また新たなスキルを身につけなきゃいけない。そもそも得意な方はいいですけど、そういうこともあって、これはちょっと検証して、導入に踏み切っていただいたほうがいいかなと思っております。

それで、気になるのは、そこの先ほど言ったのは、学力に反映していくという

意味で、当然わかりやすい授業をしたら、当然テストの点数というか、それは上がっていくというあれはあるんですけども、その評価の仕方として、やっぱりその定量的な評価、学力であるとか、そういったものは出ると思いますし、定性的な評価として、生徒たちがなるほどわかりやすくなったとか、もう一個は先生が今まで手づくり教材やってたのが、デジタルコンテンツになったことで、ほかに教材研究に充てられる時間がふえたであるとか、伝えやすくなったであるとか、そういったところも含めて、しっかりと評価してしていただいて、やっていただきたいというふうに思います。

特にこれは、先生方の肯定度よりもどちらかということ、生徒が本当にそれでわかりやすくなっているのかどうかということが重要であって、それが学力とかに反映していくと思うんで、そういう受益者側がどちらかということをしかりと見きわめた上で、そこへの評価をしかりして、モデルであればそれを全市に広めるとかというふうな手法をとっていただきたいと思います。そのあたり、今後どのように評価していくつもりかをお伺いします。

飯田委員長 山本課長。

山本学校教育課長 委員おっしゃいますとおり、定量的評価、定性的評価、合わせて評価を行うというのは、こういった事業の目標管理については欠かせないことだというふうに考えております。そういった意味では、子供のまず肯定度を推しはかる。予想もしながら、実質のデータも取っていくということは、もちろん第一には考えておりますが、定量的な評価の部分が非常に課題かというふうに考えております。

昨年度の使用した期間での視点から言いますと、授業における時間の効率化、これは一つ定量的評価に入れられるのではないかというふうに、今仮説をもって検討しているところであります。従来の方法では、子供が発表する場合、自分のノートから黒板や小型のホワイトボードがあります。そういったものにノートから書き写す、その何分かの時間が必要でした。その間、ほかの児童生徒は待っているという、こういう授業形態になるわけなんですけれども、この大型モニター、タブレットシステムでは、子供のノートをタブレットで撮影して、すぐさま大型モニターに映し出すことができる。このことにより書き写していた時間を子供が思考する時間にかけることができる。明らかに授業展開に変化してきたというような報告もいただいておりまして、こういった点は指標の一部に挙げるべき、思考の時間をふやすといったような授業づくりで挙げるべきというふうに考えております。

2点目につきましては、授業準備の効率化、これは、今も委員おっしゃいましたように、今まででしたら写真を1枚提示するのも拡大コピー等をして、子供たちに黒板に張って提示をしていたわけなんですけど、電子データを取り扱うわけですので、瞬時に準備をすることができる。そのことによって、どれだけ授業研究が進んだかというようなことも指標として挙げられるのかなというようなこと。

現在、より次の改善に反映できる定量的評価の指標づくりということで検討を進めているところであります。

以上です。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 教育の中にデジタル的なものが入ってというのは、時代の流れで別に否定するものではないんですけど、一方でやっぱり国語であるとか、そういったことによって書くことで覚えたり、書くことで思考したりというプロセスが飛ぶ可能性があって、そのあたりは先進的に導入された自治体では、国語に関してそんなに効果がないという部分もデータとして出たと思うんですけども、そういうことも含めて、本当にこのデジタルだけに進むべきなのか、アナログではアナログのよさがあったところが、それが学習プロセスとして意味があったという評価もあると思いますんで、そのあたりもしっかりと検証した上で、何でもかんでもデジタルに移行して、本当にそれが思考の時間に当たるのかということも含めて、最後はやはり子供たちの学力が云々というところに影響してくると思うんですけども、そういう意味で、しっかりと検証を、導入しながらというか、普及しながらでも、普及したら終わりではなくて、改善とかのことも含めて検証いただきたいと思います。

この件に関しては以上です。

飯田委員長 続けて。

鈴木委員 続けて、同じ成果説明の下段のほうです。105ページの下段、しろう学校生き生きプロジェクトなんですけども、これは、評価資料が教職員肯定度3.5ということで、先ほどのICTのことではないんですけど、どちらかという受益者側というか、これはどっちかという子供にダイレクトという部分と、保護者という部分が出てくるかと思うんですけど、そのあたりの評価というのはどうなっているのかをちょっとお伺いしたいんですけども。

飯田委員長 世良副課長。

世良学校教育課副課長 それでは、御質問のありましたしろう学校いきいきプロジェクト事業の児童生徒、保護者の評価について、答えさせていただきます。

このしそ学校生き活きプロジェクト事業につきましては、教育委員会や学校が児童生徒や保護者に対して、これは学校生き活きプロジェクト事業でやっている行事ですというふうにお知らせしているものではなくて、授業や学校行事の一つとして、実施してもらっておる事業でございます。

したがいまして、教育委員会としては、児童生徒や保護者の評価データというのは持っていないというのが現状でございます。ただ、各学校は毎年学校評価を行っておるわけなんです、その中で、児童生徒や保護者の意見をアンケートという形で収集しております。

例えば、授業に対する評価、学校行事等に対する評価を次の年度の計画に有効に生かしていきたいというふうに考えております。

具体的には、各学校から学校評価の報告をしてもらう際に、公聴ヒアリングを行い、学校それぞれが実施している各取り組みについて、成果と課題を明らかにし、次年度の計画に役立てていけるように指導をしているところです。

教育委員会としては、こうしたPDCAサイクルの中で、効果が見られた取り組みについては、より充実を図るよう啓発をし、効果が見られない取り組みについては、しっかり改善を図っていくという指導をしております、今後も当事業については、このような考え方を持って、さらなる充実を図っていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 教職員肯定度が3.5以上というのが当初の目標で、実際には教職員肯定度3.5ということで、これは5段階評価の3をつけた人というか、平均点よりちょっと上という意味だとは思いますが、こういった事業で3.5というのは、ちょっと甘いという、3.5以上でもいいんですけども、やっぱりこういうものに関してはやっぱり教職員が自分たちの学校の課題に、こういうことがあって助かったということであれば、もっと4であるとか、4.5であるとかというふうになってこなければいけないと思うので、そういう意味では、可もなく不可もなくというぐらいのレベルなのかなということからして、逆に言うと、忙しい学校現場に、新たな課題が持ち込まれたというふうになってしまうと、もう元も子もないので、そのあたりも含めて、教職員の方、また保護者・生徒の反応評価というのをしっかりと検証していただいて、今後の事業運営に役立てていただきたいと思っております。

この点に関しては、僕は一旦外れます。

飯田委員長 高山委員、関連。

高山委員 ある程度理解をしました。私も肯定度というのが少しわからないからお聞きしたいということなんですけども、先ほど、鈴木委員が5段階ほどあるのかなと思ったら、これ見ましたら、4段階中の3.5ということなんでこれでよろしいんですか。

飯田委員長 世良副課長。

世良学校教育課副課長 失礼します。先ほど委員が言われたように、この事業につきましては4点満点の評価としておりますので、おっしゃるとおり4点満点中3.5というのを目標として挙げさせていただいております。

以上です。

飯田委員長 高山委員。

高山委員 それぞれ私が思うには、やはりこの小学校15校、それから中学校7校、計22校ありますよね。その中で、それぞれ単純計算しましたら、600万円としまして22校で割れば27万円余りということで、各学校一律であれば、平均であれば27万円ほどなんですけども、それぞれ学校規模によって、人数配分があらうかと思うんですけれども、それはどういった、まあテーマによらうかと思うんですけれども、やはり総人数、生徒数、児童数の人数配分によっても変わるんですか。この配分については。

飯田委員長 世良副課長。

世良学校教育課副課長 先ほど御質問あった点について、お答えしたいと思います。

予算措置の判断についてなんですが、もちろん児童生徒数などの基礎データ、これも参考にはいたします。しかし、予算要望の際に、学校から事業経過を挙げてもらい、その内容をヒアリングによって精査して決定するという作業を行っております。

以上です。

飯田委員長 高山委員。

高山委員 テーマ、先生方、校長先生初め、そういった方々がテーマを考えられるんじゃないかなと思うんですけれども、その中のテーマで、市教員の方々が内容の精査をするということであらうかと思うんですけれども、ここに書かれておるんですけれども、自由な発想の中で、市教員の方々が、内容を評価するということだろうと思うんですけれども、そのあたり、やはり学校そのものが特色ある学校づくりということを目指しておるだろうと思うんですけれども、そのあたりについて、ど

ういった形で、市教員の方々がかわりを持って、その方向性というのか、思いをくみ上げていただいているのかなと思うんですけども、そのあたりいかがでしょうか。

飯田委員長 世良副課長。

世良学校教育課副課長 おっしゃるとおりのことだと思うんですが、特に重視している取り組みとしましては、児童生徒の学力向上に関する取り組み、それから、幼保小中連携教育、一貫教育の取り組み、それから、ふるさと宍粟の自然や伝統、また地域人材から学ぶ取り組みというのを中心的に挙げておりまして、平成27年度までの成果を見ますと、特に、幼保小中連携教育、一貫教育の取り組みについては、この制度を創設して以来、大変充実してきているなというふうに評価をしているところでございます。

以上です。

飯田委員長 高山委員。

高山委員 ある程度の理解をしましたけれども、先生方や校長先生方がテーマを決められるということなんですけれども、私はここで、少し考えていただきたいと思うんですけれども、先ほど特色ある学校づくりということで、ある程度高学年の方々になりましたら、子供さん方もこうしたらええんやないかいう、先生方に提案もできるだろうと思うんですよ。こうしたほうがうちの学校はよくなるんだよって、やっぱり子供さん方も、その中に組み込んでいただいて、先生方交えて、児童長、生徒長でもよろしいですから、うちの学校こうしたらよくなるよというようなことを提言できるようなやり方をしていただいたら、より学校もよくなってくるんじゃないかな、今でもいいんだと思うんですけれども、さらによくなってくるんじゃないかなと思いますので、そのあたり御検討いただいたらなと、やっていただいたらなと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

飯田委員長 世良副課長。

世良学校教育課副課長 貴重な御提言ありがとうございます。おっしゃるように子供たちの思いをしっかりとこの事業に反映させていくような仕組みづくりについても、今後前向きに検討させていただきたい、校長先生方、あるいは現場の先生方とよく連携しながら検討していきたいと思います。ありがとうございます。

飯田委員長 よろしいか。

では次の、鈴木委員。

鈴木委員 済みません、先ほどしろう学校生き生きプロジェクト、僕しっかり読ん

でませんでした。4段階評価というのを肯定度3.5ということで。ただ、この中身が、学力向上に向けた学習支援とか、どちらかというところ、子供の側というのと、あと先生の資質向上という、先生側ということがあるんで、その評価軸がどこにあるかによって、捉え方が変わってくると思うんで、そのあたりも検証いただきたいと思うんですけど、ちょっと学力向上に向けた学習支援ということに取り組まれている学校がどれくらいあるのか、こういったことをされているのか、ちょっとそこだけ伺いたいんですけど。

飯田委員長 世良副課長。

世良学校教育課副課長 今この場ではっきりとしたデータということについては、私のほうは、まとまった数字という形では持っておらないんですけども、ここにそれぞれの学校の取り組みの個票があるわけですし、ざっと見させていただく中で、5からないし7校ぐらいは学力向上について、取り組んでいただいているのかなというふうな気がします。

今申し上げたのは、小学校のところでごさいます、中学校については、全ての学校で学力、それから体力向上プランという形で、取り組みをしていただいているところです。

以上です。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 ちょっと通告の下のほうにいくんですけども、特に、子供の貧困対策に教育部が果たす役割ということで、そういう事業を使って、何かそういうところに絡めていけないかなというのが、ずっと福祉部との連携でできるんじゃないかというのが、ぼやっとはあるんですけども、そういった取り組み、今福祉部のほうでは、貧困対策という意味で、学習支援というところに取り組もう押されているんですけども、そのあたりは何か連携はないんでしょうかね。

飯田委員長 世良副課長。

世良学校教育課副課長 おっしゃいますように、福祉部のほうで行われている貧困対策の会議のほうに、私ども学校教育課のほうからも参加をさせていただいております。横断的な施策は打てないかということで、検討しているところがございます。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 ぜひとも、学校での情報というか、先生とかの情報も含めて、そこに光を当てることはできると思うんで、そういう意味でぜひともそこは連携してしっか

り取り組んでいただきたいと思います。時間通告しますか。

飯田委員長 4時を回りましたが、このまま審査を続けます。

鈴木委員。

鈴木委員 では、106ページ、教育研修所に伺います。

教育研修所が整備されて、旧の野原小学校を使ってらっしゃるんですけども、聞きたいのは、ハードに関しては、場所のことであるとか、こういった空調のことも含めて大分整備をされたと思うんですけど、ソフト面、内容であるとか、回数はちょっと伺ったんですけど、内容の充実が図られたとか、招聘する講師の方とか、専門家の方が大分充実しているとか、いわゆる教育に関する研修が活発化されたかどうかということだけ、ちょっと伺います。

飯田委員長 世良副課長。

世良学校教育課副課長 おっしゃいましたとおりに、教育研修所機能強化事業におきましては、平成27年度に改修等の工事を行ったハード事業でございます。今年度4月から旧野原小学校の1階教室部分を新しい教育研修所として、利用を開始しているところでございます。

参加人数の関係で、従来の研修所では実施が難しかった市教委研修講座、これにつきましては、平成27年度までは9講座ございました。このたびのこの事業により、スペース的にも、施設的にも確保できましたので、平成28年度は17講座にふやして充実を図っているところでございます。

以上です。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 ぜひとも充実していただきたいと思います。ただ、この前、旧の研修所の市教委の講習というのがキャリア別にとか、いろいろあったんですけども、参加があんまり芳しくないような感じを見受けられたんですけども、そのあたりはどういう、回数がふえてもちょっと参加がなければ意味がないので、そのあたりはどのように分析されているか、教えてください。

飯田委員長 世良副課長。

世良学校教育課副課長 お答えします。この宍粟市の教育委員会の研修講座についてなんですが、年々先生方のニーズに応えるという形で、改善をしておるところでございます。

例えば、今年度、平成28年度になるんですけども、ライフステージ別研修が6講座、それから、課題別研修が9講座、それから、それ以外の研修についても2講

座というふうな形で、内容についても充実をするように、鋭意努力をしておるところでございます。

特に、課題別研修については、先生方が最も今必要としているような課題に即応した研修のほうを毎年工夫して開催しているところでございます。参加者が若干少ないのではないかと御指摘がありましたところについては、また、しっかりと調査させていただいて、対応させていただきたく思います。

以上です。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 いろいろ教科別であったりとか、生徒指導とかそういう分野別であったりとかという講座がいろいろ開かれているのはわかるんですが、本当に市教委研修講座というのが、平成26年度、27年度、結局場所の関係でないですよ。その場所では開催できるだけの回数なり、キャパでやったと思うんですけども、参加がないので、参加というか、開催自体がされてないような報告だったので、ぜひともそのあたりも含めて、当然市内の先生の中での交流とかも含めて、貴重な時間だと思いますので、充実させていただきたいというふうに思います。この件は結構です。

飯田委員長 続けていきますか。

鈴木委員 では、地域子ども・子育て支援事業についてですが、施設別、地域別の実績をどこかでいただいていたかと思しますので、また調べてみます。もし出てなかったら、資料の提供だけお願いします。

預かり保育・学童についても、またこれもいわんとしていることというか、通告していることはわかっていらっしゃると思うんで、もうここも飛ばします。

ほかここ絡んでなかったでしたっけ。誰か。いないんですね、もうほとんど。

飯田委員長 預かり保育については、いないですね。

鈴木委員 預かり保育・学童については、やはり、平成27年度は波賀と千種で行われていなかったという状況があって、それも図書館であるとか、いろんなどこで言っているとおり、状況的にそれはおかしいということの問題提起なんで、このあたりもちょっと改善をしていただきたいというふうに思います。

そうするとどこまでいくんだ。

飯田委員長 一番上の部分はどう。

鈴木委員 一番上の部分で、いろいろ工事が、やっぱり改修であるとかというのが、行われるんですけども、旧町時代に改修があったから、今回こういう改修だということで、あると思うんですけども、その施設別、学校とかの別の工事であるとか、

そういったものの費用であるとか、スケジュール、あとその優先順位がどのようにつけられているかということ、今後お示しいただきたいと思うので、これも資料提供だけで終わっておきます。

その下の、幼保一元化とか、学校規模適正化にかかわることで、私がちょっと聞きたかったのは、一宮北小学校の校章についての公募数であるとか、選定、あと最終決定までのプロセスがどのようになったかというのをお知らせください。

飯田委員長 橋本課長。

橋本教育総務課長 それでは、一宮北小学校の校章について、公募数等について説明をさせていただきます。

一宮北小学校協議会において、校章はデザインを公募するということを決められました。そして、公募をした結果なんですが、総数は57点ございました。そして、その選定の経過なんですけれども、協議会において選考すると、協議会において、1次選考、2次選考を行うということで、部会をその協議会ではつくってありまして、その部会内で1次選考を行い、協議会で本選考を行われました。

そして、最終決定は、平成27年6月に協議会において最優秀賞ということで1点を決定されました。それ以降なんですけれども、デザインの補正作業を行われ、平成27年10月に補正後の校章が報告され、協議会で承認をされ、そして同じく平成27年10月に協議会だより、また新聞発表等で校章が発表された、決定したということで報告をさせていただいております。

以上です。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 それで、その資料提供をいただいて、公募されたデザインと、あと実際に確定したデザイン、見せていただいています。これ、その下のデザイン意図とか内容を見ると、もしかしたらお子さんというか、児童生徒の応募であったんじゃないかと思うんですけど、それは公表できますか。個人名とかではなくて、児童生徒なのかというところを教えてください。

飯田委員長 橋本課長。

橋本教育総務課長 決定された校章、応募決定した校章のことでしょうか。

鈴木委員 はい。

橋本教育総務課長 中学生児童が応募してくれまして、その子に57作品のうちの1作品がその生徒の応募であり、選考の結果、決定したということとなっております。

以上です。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 これ話題にするのはなぜかとなった分、御承知おきだと思えますけど、基本公募して、そこで選考されて選ばれて修正されればこういう状況です。これが知的財産権の保障というもんですよ。これは明らかに、このデザインを補正したんだな、修正したんだな、確定したんだなというのがわかります。

僕が問題視しているのは、波賀で行われたプロセスについて、僕は、多分今後もずっと悔やみ続けると思います。あれは、応募したものと補正されたものは全く違うものです。しかも、応募した子、選ばれた子のデザインは、当時中学生だった子のデザインです。

先ほど、いじめのこととかでも、パワハラとかということも言ってますけど、非常に僕は、あの当時の決定プロセスに問題があるというふうに思ってます、ぜひとも、これが普通ですよ。逆に言うと、あのときこういうふうに普通なプロセスを踏んでないことで、ここで普通のプロセスを踏まれると、いいですか、前のデザインは、校章として選ばれてるのに、選んだ人もそうですし、描いた子もそうですけども、ふさわしくなかったということになりますよ。

なので、そのあたりも含めて、公募するんであればこういうプロセスを踏んでください。今後も、多分学校規模適正化でこういうプロセスが出てくると思いますが、二度とああいうことをしないでいただきたいということだけ申し上げて終わりにします。

飯田委員長 以上でよろしいね。

高山委員。資料のページ9の分。

高山委員 それではお願いします。大変深い問題なんですけれども、お願いしたいと思います。

各我々今まで審議しておった中で、滞納金問題たくさん出てまいりました。この中で、言いたくないんですけども、保育料の保護者負担金が滞納されておるということでございます。その中で、やはり金額にして347万円余りということなんでございますけれども、どこの保育所かというのは、なかなかこの委員会ですから報告しにくいだろうと思うんですけども、該当する保護者は何名なのか、また、保護者が複数のお子さんをお持ちの方であろうかと思うんですけども、いわゆるこの保育所に預けるということが、ある程度生活に余裕を持った方ではないかなと思いますし、もしいわゆる生活保護を受けられておっても、保護費で出てまいりますし、滞納はなかなかそこまではできないのかなと思うんですけども、この滞納す

ることによって、これからやっぱり保育所のあり方もやはり考えていかなあかのじゃないかなと思うんですけれども、やはりこの保育料そのものを、滞納された保育料そのものを誰が集めておられるのかなと思うんですけれども、そのあたりいかがでしょうか。

飯田委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 まず滞納保育料の徴収について、誰がという御質問でありますけれども、それは担当課でありますこども未来課の職員が徴収に当たらせていただいております。

飯田委員長 高山委員。

高山委員 先ほど言いました保護者の数は、言いにくいでしょうけれども、どこの保育所かも尋ねておるんですけれども、わかる範囲でよろしいですけど。

飯田委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 委員御質問の保育料の滞納347万5,088円の内訳でありますけれども、保護者は29名ございます。施設ごとの内訳としましては、市内の保育所、認定こども園、15園所のうち2園を除く13園にございます。29名のうち現在も引き続き在園している者が9人、卒園時が20人の内訳となっております。なお、29名のうち10名については、本日までに徴収が完了しており、現在は19名となっております。

委員御指摘のとおり、公平性を確保するという観点から、引き続き、早期の債権回収に努めてまいりたいと考えております。

飯田委員長 高山委員。

高山委員 保護者の立場からすれば、預けておいて保護費を払わない。これはもってのほかなんです。我々市民から考えれば、それだったら、やっぱりしっかりとそこら入園するときにおっしゃっていただく、これも必要だと思うんですけれども、我々委員会でも給食の滞納等々について、委員の中から誓約書まで取れよと、入学時にという話も出てきた。当然委員会が出たこと御存じだろうと思うんですけれども、そこまでやはりしっかりやっていかないかのじゃないかなということを発言を、委員の中からされております。だから、保育所に預ける以上は、そこまで責任を持たなんだからいかなのんじゃないかなと、私は思うんですけれども、それは法的に難しい部分があるかと思うんですけれども、やはりそこまでしなければ、滞納は何ぼでも膨らんでいきますよ。こども未来課の職員の方々が1件、1件訪ね歩いて、徴収してまいる、それもよろしいかと思うんですけれども、最初の取っかかりの部

分で、やはりそこできちとしたことをしておかなければ、いつまでたっても同じことの繰り返しになります。そのあたりしっかりとそのあたりを考えていただいて、法的な問題も確かにあろうかと思うんですけれども、保護者の方々に預け入れするときに、そこもしっかりと何かの形で残していただくと、書面によって残していただくぐらいにしなければ、なかなかこの問題解消できないんじゃないかなと思うんですけれども、そのあたり各ほかの部署でも一緒なんですよ。そういうことで、今後のあり方を検討していただいたらなと思うんですけれども、そのあたり聞きまして、終わりにしたいと思います。

飯田委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 今御指摘がありましたように、新たな滞納者につきましては、最初に訪問をしたときに、分納誓約という書面を取り交わしをさせていただいております。また、近年は、児童手当から天引きということの制度が確立されておりますので、子供さんが小さいうちにこの手当から徴収をすることで、かなり徴収も進んでおりますので、計画的に進めてまいりたいというふうに考えております。

飯田委員長 よろしいか。鈴木委員、1カ所残っておったと思うんです。

鈴木委員。

鈴木委員 最後、給食センターの件が、成果説明の112ページにあるんですけれども、先ほど最初の冒頭の説明でもあったとおり、異物混入というのが話題になって、問題になって、ちょっと見られまして、これは平成27年度のセンター別の異物混入の件数であるとか、どういったものかという一覧を出していただいていたんですかね。まだ出てなかったですかね。前一度ちょっと資料が出てきたと思うんです。それがどの年度だったかちょっと確認はしてないんですけれども、もし出ているんだったら、それを私どもが確認しますし、出てないんだったら、改めて御提出いただきたいんですけれども。

飯田委員長 大前所長。

大前山崎学校給食センター所長 それでは、ただいまの御質問ですが、給食センターごとの異物混入の件数なり、内訳ということで、資料としましては、それぞれ各月の総務文教常任委員会のほうには提出しておりますが、一括して、平成27年度分としては資料としてはお出しをまだできておりません。ですので、また改めて資料をまとめた形でお渡しするようなことも考えていきたいと思うんですが、とりあえず、今口頭での報告ということで、させていただきたいと思います。

平成27年度におけるセンターごとの異物の混入の件数につきましては、山崎の学

校給食センターにおいては、年間通じて41件ございました。内訳としましては、小さな虫の類が10件、毛髪が9件、金属類として4件、ビニール、繊維くず等が13件、食材由来の米ぬかであるとか食肉についてきた小さな骨であるとか、そういったものが5件といった形です。

次に、一宮波賀学校給食センターにおきましては、年間13件で、虫については4件、毛髪が2件、金属類が1件、ビニール片、繊維くずとして3件、小石が1件、食材由来として2件であります。千種の学校給食センターにおいては、年間2件でございまして、ビニール片、プラスチック片となっております。

続けて、地産地消についてもお答えしてよろしいでしょうか。

地産地消率につきましては、米については全量地元産ということで、千種の給食センターにおいては千種産、一宮波賀については一宮町波賀町産、山崎町については、山崎町の土万地区でつくっておられる特別栽培米を食材として活用しております。

このお米も含んだ地産地消率としまして、山崎においては、平成27年度の実績で64.9%、一宮波賀では65.6%、千種では70.2%、市全体としましては、65.4%でございます。この64.9から70.2という開きにつきましては、それぞれの給食センターの提供する食数がまちまちでございますので、やはり大量の食材を要する山崎においては、なかなか野菜類の調達がしにくいことが原因かというふうに考えております。

以上です。

飯田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 目標はもうちょっと高かったと思うんで、ぜひともそれに向けて、生産者との協議も含めて、やっていただきたいと思います。

異物の件については、いろんな委員から一般質問であり委員会等で御指摘をされていると思うんですけれども、やはり何らかの原因があって、なかなか改善していないという部分があるので、資料は御提供いただきたいと思います。

その地産地消だったりとか、米飯中心というのは、今は大分普通になっているんですけど、相当先駆けて、宍粟市が取り組んでこられたことで、非常に誇るべきことだと思うんです。それで、その一方やっぱり異物混入であるとか、なかなか根絶できないというところ、それで、その原因として、地産地消をしているからというところで、当然形であるとか、そういったところで加工が難しかったり、洗浄が難しかったりというのはあるんですけども、それをしてしまうと、せっかくのいい

ところが台なしになってしまうんで、ぜひとももっとアピールしていただくのと同時に、地産地消を推進してきたということに、やっぱり誇りを持っていただいて、それに絡めて、異物混入もやっぱりゼロにさせていただきたいと思いますんで、それがやっぱり子育て環境の充実とかということにも市の施策にもつながっていくと思いますので、ぜひともそこは今後も引き続き、異物混入ゼロに向けて、地産地消率のアップに向けて、御努力いただきたいと思います。答弁は結構です。

飯田委員長 最後に、小林委員。

小林委員 もう時間が大分過ぎてますんで、簡潔にお願いしたいと思います。

山崎西中学校の運動場の借上料なんですけども、幾らですか。

飯田委員長 橋本課長。

橋本教育総務課長 山崎西中学校のグラウンドとして、年間賃借料362万3,000円です。

以上です。

飯田委員長 小林委員。

小林委員 1年間ですね。もちろん。契約としては何年ぐらい契約したんですか。もう1年ずつですか。

橋本教育総務課長 契約は1年ごとの契約となっております。

小林委員 長い間10年とか借りるとかいうのはないんやね。

飯田委員長 橋本課長。

橋本教育総務課長 はい、賃貸借契約は今手元のほうで、1年ずつということで、毎年度先方と契約をさせていただいております。

飯田委員長 小林委員。

小林委員 最後に、一番言いにくい話をするんですが、この菅山振興会から借りられておるわね。菅山から借りて、いわゆる親が自分らの子供を育てる場所を貸しておるんですよね。これはもう何十年も前からもう話を出しておるんですが、これは、市として、教育委員会としましても、やっぱり買い上げするか、もうこれはきちっと決めていただかないかと思うんです。前に、城下の小学校の運動場を寄附されたにもかかわらず、登記がしてなかったばかりに下水工事をやったときに、登記のミスが出てきたわけですよ。1,000万円の金を払ってるんですよ。こういうずさんなこともやっていますんで、こういうふうに菅山の屋敷から借ってというのんも、これ本当に自分らの親が管理している場所を子供が借りてるんですよ。学校が借りてるんですから、市が借りてるんですから、子供じゃないですけど、そういうふう

な形で借るというのは、ちょっと私の考えから言うと、邪道じゃないかなというふうに思うんです。これをやっぱり市長を含めて、早くやっぱり買い上げるとか、そういうことをきちっとしていただきたいと思うんです。一番考えないかんののは、この三百何十万円という借上料をいろんな形で学校に寄附されておるんですよね。パソコンを寄附するとか、いろんな今はやりの電気のそういうようなもん、ネットとかそういうようなものを寄附されておるんです。

一番最初に山崎の小学校なり、今中学校が借り上げてますから、中学校のほうに、そのお金を使われよんです。その後、宍粟の他の学校に、順番に流れてくるんです。こういう不公平なことがあってはいかんのですよ。ですから、これはもう皆さんも、今ずっと考えてもらう、この退職された職員の方も全部何回も話ししましたから、これはもう早急に、学校用地ですから、菅山にお願いして分けていただく。高い安いはもうかかわらず、そういうふうに思うんです。

市内の中に、旧山崎町内の中にある土地については、これはどういうふうな形で使われてもいいですけど、せめて、公共のその学校の施設だけは、買い上げるべきだと私は思うんで、部長どないですか。

飯田委員長 藤原部長。

藤原教育部長 委員おっしゃるように、公共施設、特に学校施設については、安定的な使用ということから、市有地にするのが非常に、当然のことかと思えます。菅山振興会の土地につきましては、いろいろと歴史がありますので、私のほうからどうのこうのということではできませんが、教育委員会としても、譲っていただきたいということは、事あるごとには言っておると。お返事としてはなかなかいただいておりませんが、そういうことで、働きかけはしておるということで、今後ともしていきたいと思っております。

飯田委員長 小林委員。

小林委員 本気で考えていただきたいんです。いろんな会あるごとに、課長会議、部長会議あるときにでも、やはりこういう意見が出てると、皆さんなかなか言いにくい話なんで、出さないんですけども、これはもう宍粟市としての恥にもなりますんで、ぜひともやっぱり売却いうんか買い上げをしていただきたいなと思えます。終わります。

飯田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 ないようでしたら、これで教育部に関する審査を終了します。

西本副委員長 大変お疲れさまでございました。平成27年度決算教育部の審査を終わらせていただきます。お疲れさまでした。

(午後 4時28分 散会)